

令和 2 年第 3 回定例会

決算特別委員会会議概要

委員長 竹 山 美 虎

副委員長 天 内 慎 也

目 次

1 開催日時	1
2 開催場所	1
3 審査案件	1
○出席委員	1
○欠席委員	1
○説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局出席職員の職氏名	2

1 日目 令和2年9月11日（金）

開会	3
開議・審査方法	3
○渋谷勲委員（あおもり令和の会）	4
1 りんごセンターについて	4
答弁 加藤文男農林水産部長	4
要望・再質疑	4
答弁 農林水産部長	5
要望	5
2 八甲田牛について	6
答弁 加藤文男農林水産部長	7
要望	7
3 下水道事業について	7
答弁 長井道隆環境部長	7
再質疑	8
答弁 環境部長	8
要望	8
4 水道事業について	9
答弁 小鹿継仁水道部長	9
要望	10
5 モヤヒルズについて	11
答弁 百田満経済部理事	11
委員長の発言	11
要望・再質疑	11
答弁 織田知裕企画部長	12
要望	12
6 町会への支援について	12
答弁 坪真紀子市民部長	13

要望	14
休憩	14
再開	14
○中田靖人委員（自由民主党）	15
1 感染症に対する対応状況について	15
答弁 浦田浩美保健部長	15
再質疑	16
答弁 保健部長	16
再質疑	16
答弁 保健部長	17
再質疑	17
答弁 保健部長	18
要望・再質疑	18
答弁 保健部長	19
再質疑	20
答弁 保健部長	20
再質疑	20
答弁 保健部長	20
再質疑	20
答弁 保健部長	22
再質疑	22
答弁 保健部長	22
要望	22
休憩	24
再開	24
○赤平勇人委員（日本共産党）	24
1 市営バスについて	24
答弁 赤坂寛交通部長	24
再質疑	24
答弁 交通部長	24
再質疑	25
答弁 交通部長	25
再質疑	25
答弁 交通部長	25
再質疑	25
答弁 交通部長	26
要望	26

2 選挙について	26
答弁 山谷直大選挙管理委員会事務局長	26
再質疑	27
答弁 選挙管理委員会事務局長	27
再質疑	27
答弁 選挙管理委員会事務局長	28
意見・再質疑	28
答弁 選挙管理委員会事務局長	28
要望	29
3 鳥獣対策について	29
答弁 加藤文男農林水産部長	29
再質疑	29
答弁 農林水産部長	30
再質疑	30
答弁 農林水産部長	30
再質疑	30
答弁 農林水産部長	30
再質疑	31
答弁 農林水産部長	31
要望	31
○奈良祥孝委員（市民クラブ）	31
意見	32
1 歳入について	32
答弁 梅田喜次税務部長	34
〃 平岡弘志都市整備部長	35
〃 舘山新福祉部長	35
〃 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	36
〃 坪真紀子市民部長	36
再質疑	37
2 市民病院について	37
答弁 織田知裕企画部長	37
〃 税務部長	38
〃 福祉部長	39
〃 岸田耕司市民病院事務局長	40
3 収納対策について	40
答弁 梅田喜次税務部長	40
坪真紀子市民部長からの発言の申出	42

休憩	42
再開	42
○渡部伸広委員（公明党）	42
1 事業の目標値・実績値等について	42
答弁 織田知裕企画部長	43
意見	43
2 各事業の「評価指標」について	44
答弁 木村文人経済部長	44
再質疑	44
答弁 経済部長	44
要望・再質疑	44
答弁 経済部長	45
再質疑	45
答弁 経済部長	45
再質疑	45
答弁 経済部長	45
再質疑	46
答弁 経済部長	46
再質疑	46
答弁 経済部長	46
再質疑	47
答弁 経済部長	47
再質疑	47
答弁 加藤文男農林水産部長	47
再質疑	48
答弁 農林水産部長	48
意見	48
○中村節雄委員（自由民主党）	48
1 生活保護法第63条返還金について	49
答弁 舘山新福祉部長	49
要望	49
2 不納欠損額について	50
答弁 梅田喜次税務部長	50
〃 坪真紀子市民部長	51
〃 舘山新福祉部長	51
〃 平岡弘志都市整備部長	51
要望	51

3	不動産売払収入について	52
	答弁 能代谷潤治総務部長	52
	要望	52
4	高等看護学院の決算について	52
	答弁 岸田耕司市民病院事務局長	53
	要望	53
5	DINING OUT AOMORI - ASAMUSHI	
	について	53
	答弁 百田満経済部理事	53
	再質疑	54
	答弁 経済部理事	55
	要望	55
	休憩	56
	再開	56
	木村文人経済部長からの発言の申出	56
	○山脇智委員（日本共産党）	56
1	新型コロナウイルス感染症対策のための公共施設の	
	利用制限について	56
	答弁 舘山新福祉部長	57
	〃 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	57
	再質疑	58
	答弁 福祉部長	58
	要望	58
2	町会が管理する公園について	59
	答弁 高村功輝都市整備部理事	59
	要望	60
	○秋村光男委員（市民クラブ）	60
1	自動車運送事業について	60
	答弁 赤坂寛交通部長	61
	再質疑	61
	答弁 交通部長	61
	再質疑	61
	答弁 交通部長	62
	再質疑	62
	答弁 交通部長	62
	要望	62
2	スポーツコミッション青森推進事業について	63

答弁 百田満経済部理事	63
要望・再質疑	64
答弁 経済部理事	64
要望	64
3 スマート農業について	65
要望	65
散会	66
2日目 令和2年9月14日(月)	
開議	67
○山本武朝委員（公明党）	67
要望	67
1 予備費について	67
答弁 織田知裕企画部長	68
再質疑	68
答弁 企画部長	68
再質疑	68
答弁 企画部長	69
要望	69
2 路面下空洞調査事業について	70
答弁 高村功輝都市整備部理事	70
再質疑	70
答弁 都市整備部理事	71
○藤田誠委員（あおもり令和の会）	71
1 市営住宅について	71
答弁 平岡弘志都市整備部長	72
再質疑	72
答弁 都市整備部長	73
要望	74
2 森林博物館について	74
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	74
要望	74
3 市有施設の管理について	76
答弁 織田知裕企画部長	77
意見・要望・再質疑	78
答弁 企画部長	78
要望	79
休憩	80

再開	80
○天内慎也委員（日本共産党）	80
1 青森市浪岡墓園について	80
答弁 三浦大延浪岡事務所副所長	80
要望	81
2 病院事業について	81
答弁 岸田耕司市民病院事務局長	81
再質疑	82
答弁 市民病院事務局長	82
再質疑	83
答弁 市民病院事務局長	83
再質疑	84
答弁 市民病院事務局長	84
要望	84
○橋本尚美委員（市民クラブ）	85
1 ファミリー・サポート・センター事業について	85
答弁 館山新福祉部長	85
再質疑	86
答弁 福祉部長	86
再質疑	87
答弁 福祉部長	87
再質疑	87
答弁 福祉部長	88
再質疑	88
答弁 福祉部長	89
再質疑	89
答弁 福祉部長	90
要望	90
2 公共施設の使用料について	90
答弁 坪真紀子市民部長	91
〃 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	91
再質疑	91
答弁 市民部長	91
〃 教育委員会事務局教育部長	92
要望	92
休憩	92
再開	92

○里村誠悦委員（あおもり令和の会）	92
1 指定管理者制度について	92
答弁 織田知裕企画部長	92
意見・要望	94
○蛭名和子委員（あおもり令和の会）	95
1 戸籍住民基本台帳費の負担金・補助金の不用額について	95
答弁 坪真紀子市民部長	96
再質疑	96
答弁 市民部長	96
2 受動喫煙防止対策について	96
答弁 浦田浩美保健部長	97
再質疑	97
答弁 保健部長	97
要望	98
3 観光コンテンツ造成事業について	98
答弁 百田満経済部理事	98
再質疑	99
答弁 経済部理事	99
要望	99
○村川みどり委員（日本共産党）	100
1 下水道事業特別会計について	100
答弁 長井道隆環境部長	100
再質疑	100
答弁 環境部長	100
再質疑	100
答弁 環境部長	101
再質疑	101
答弁 環境部長	101
要望	101
2 犯罪被害者支援について	102
答弁 坪真紀子市民部長	102
意見・再質疑	102
答弁 市民部長	102
再質疑	103
答弁 市民部長	103
再質疑	103
答弁 市民部長	103

再質疑	103
答弁 平岡弘志都市整備部長	104
再質疑	104
答弁 都市整備部長	104
再質疑	104
答弁 都市整備部長	104
意見	104
3 窓口での死亡手続について	105
答弁 坪真紀子市民部長	105
再質疑	105
答弁 市民部長	106
意見・再質疑	106
答弁 市民部長	106
要望	107
4 学校支援員について	107
答弁 工藤裕司教育委員会事務局教育部長	107
再質疑	108
答弁 教育委員会事務局教育部長	108
再質疑	109
答弁 教育委員会事務局教育部長	109
再質疑	109
答弁 教育委員会事務局教育部長	109
再質疑	109
答弁 教育委員会事務局教育部長	109
委員長の発言	109
意見	110
休憩	110
再開	110
○山崎翔一委員（あおもり令和の会）	110
1 まちづくり寄附制度推進事業について	110
答弁 坪真紀子市民部長	110
要望・再質疑	110
答弁 市民部長	111
再質疑	111
答弁 市民部長	111
再質疑	111
答弁 市民部長	111

再質疑	111
答弁 市民部長	112
再質疑	112
答弁 市民部長	112
要望	112
2 あおもり桜マラソンについて	113
答弁 百田満経済部理事	113
再質疑	114
答弁 経済部理事	114
再質疑	114
答弁 経済部理事	114
再質疑	114
答弁 経済部理事	114
要望	115
採決	115
閉会	117

1 開催日時 令和2年9月11日（金曜日）
令和2年9月14日（月曜日）

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

議案第137号 決算の認定について
(令和元年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算)

議案第138号 決算の認定について
(令和元年度青森市病院事業会計決算)

議案第139号 剰余金の処分及び決算の認定について
(令和元年度青森市水道事業会計決算)

議案第140号 決算の認定について
(令和元年度青森市自動車運送事業会計決算)

○出席委員

委員長	竹山美虎	委員	中村節雄
副委員長	天内慎也	委員	山本武朝
委員	赤平勇人	委員	蛭名和子
委員	奈良祥孝	委員	藤田誠
委員	橋本尚美	委員	村川みどり
委員	中田靖人	委員	小豆畑緑
委員	山崎翔一	委員	渡部伸広
委員	山脇智	委員	木戸喜美男
委員	秋村光男	委員	里村誠悦
委員	山本治男	委員	渋谷勲

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

副市長 前多正博
浪岡区長 棟方牧人
教育長 成田一二三
企業局長 中川 覚
代表監査委員 杉田 浩
総務部長 能代谷 潤 治
企画部長 織田 知 裕
税務部長 梅田 喜 次
市民部長 坪 真紀子
環境部長 長井 道 隆
福祉部長 館山 新
保健部長 浦田 浩 美

経済部長 木村 文 人
経済部理事 百田 満
農林水産部長 加藤 文 男
都市整備部長 平岡 弘 志
都市整備部理事 高村 功 輝
浪岡事務所副所長 三浦 大 延
市民病院事務局長 岸田 耕 司
教育委員会事務局教育部長 工藤 裕 司
選挙管理委員会事務局長 山谷 直 大
水道部長 小鹿 繼 仁
交通部長 赤坂 寛

○事務局出席職員の職氏名

議会事務局次長 齋藤 賢 剛
議事調査課長 菊池 朋 康
議事調査課主査 岩間 憲 仁
議事調査課主査 猪口 茂 樹

議事調査課主査 小山 隆
議事調査課主査 山内 克 昌
議事調査課主事 高木 涉
議事調査課主事 北山 賢 臣

1日目 令和2年9月11日（金曜日）午前10時開会

○竹山美虎委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

審査に先立ち、私から申し上げます。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和2年第3回青森市議会定例会の運営スキームにおいて、委員会室内は通常時よりも委員同士の間隔を広げたレイアウトとすること、出席する理事者は質疑者ごとに入替え制とすること、第4委員会室側の一番奥のドアを常時開放すること、おおむね1時間ごとに10分程度の休憩を挟むこととなっておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

それでは初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案第137号「決算の認定について」から議案第140号「決算の認定について」までの計4件の審査方法についてお諮りいたします。

審査の方法は、審査順序表のとおり、議案第137号「決算の認定について」から議案第140号「決算の認定について」までの計4件を一括議題として審査したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹山美虎委員長 御異議なしと認めます。

よって、審査の方法は、審査順序表のとおり一括議題として審査することに決しました。

次に、委員並びに理事者の皆さんに申し上げます。各委員の発言時間は、決算特別委員会質疑者一覧表のとおり、会派持ち時間制となっており、質疑者数は会派に委ねられ、各委員の質疑の時間は会派持ち時間内で融通できることになっております。なお、9月9日に開催された本委員会の組織会の終了後に質疑者は16人と確認されております。

また、委員の皆さんには十分審査を尽くしていただく観点から、質疑の際、決算附属書のページ数及び歳入歳出の款項並びに質疑の内容を簡単明瞭に述べていただくとともに、令和2年第3回青森市議会定例会の運営スキームにもあるとおり、議案に直接関係のある内容に絞って質疑されるようお願いいたします。

そして、理事者の皆さんには質疑の内容をよく把握し、簡潔にして明快な答弁をお願いいたします。どうぞ委員並びに理事者の皆さんの特段の御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、議案第137号「決算の認定について」から議案第140号「決算の認定について」までの計4件を一括議題として審査いたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、渋谷勲委員。

○渋谷勲委員 まず、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 私ども、この青森、昨日までは毎日のように30度、あるいは35度といったかつてない寝苦しい毎日毎日だったわけでありましてけれども、何か昨晩から若干なりとも緩和されて、今日は私もすがすがしい気持ちで、ひとつ質疑させていただき、そして、理事者の皆さん方には、隠すことなくじっくりゆっくり答弁を述べていただきたい。要望をしつつ、質疑をさせていただきます。

まず、りんごセンターについて。

これまで、農林水産部長も——あれ、今年から代わったのか。以前、この件については、私も随分質疑をさせていただき、やっとの思いで今日に至った経緯は職員の中からも聞いていると思うんですけども、当初取り交わした対J Aとの協議も破棄されたかのような状況であったわけですね。それで、私も自負するわけではないけれども、こうしたほうがいいんじゃないかとか、ああしたほうがいいんじゃないかというアドバイスをさせていただいて、やっとの思いで今日に至った、その経緯については十分把握したのではなかろうかなと思っております。

そこで、センターについてのこれまでの利用状況の推移をお示し願いたいと思います。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 渋谷委員のりんごセンターに関する御質疑で、これまでの利用状況の推移についての御質疑にお答えいたします。

青森市りんごセンターの過去5年間の状況をちょっと御説明させていただければと思います。過去5年間の入庫状況についてであります。収容能力20万箱に対しまして、平成27年度は12万8393箱、入庫率は64%でありました。平成28年度は16万601箱、入庫率は80%。平成29年度は16万9830箱、入庫率は85%。平成30年度は18万1749箱、入庫率は91%。令和元年度、昨年度は、全県的に降水量が少なく、小玉傾向であったことによりまして、リンゴそのものの収穫量が減少しております。入庫数は16万2682箱、入庫率は81%に減少したものであります。全体的には、順調に入庫率は増加している傾向にあるかと考えております。

また、それに伴いまして御説明させていただきますが、令和元年度の収支状況についてであります。利用料金収入6824万6490円に対しまして、管理運営業務にかかる支出、これが5449万9540円と、収支差額は1374万6950円の黒字となっております。当センターは利用料金制を導入しておりますことから、管理運営業務に関する協定書及び覚書に基づき、納付金——市への納付金ですが、986万2730円を指定管理者から納付いただいているところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 ありがとうございます。農林水産部長も聞いていると思うだけ

ども、今年のこれまでの生育状況を見れば、大分良好な生育だということも聞いております。今年こそはまた、これまで以上に入庫を期待する、それでもって先般、坂本課長といろいろ議論させていただいて、めげず、これまでのお願い事、例えば板柳町のりんごセンターだとか、様々あるわけですよ。特に私の言わんとするところは、恐らく農林水産部長も分かっているとおり、輸出業、出荷する業者、個人的にも大分黒字で終わったような話も聞くし、恐らく今年も、私はりんごは高いと思いますよ。そういうことでは、野積みをかけて、我が貯蔵センターに入庫していただけるように、一丸となって私は頑張ってもらいたいなと要望させていただきます。

そこで、平成29年度包括外部監査後の報告についてお示しをいただきたいと思っております。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 包括外部監査に関する再度のお尋ねにお答えいたします。

包括外部監査の件であります。同センターにつきましては、平成29年度に包括外部監査を受け、その結果、5件の指摘及び意見がありました。その内訳といたしましては、備品の管理方法、そして施設使用許可等の手続に関する指摘が3件ありまして、また、使用料受入れ等の手続に関する内容等について、2件の御意見をいただいております。

市では、これら指摘及び意見を受けまして、速やかに是正及び改善等の対応を図りましたほか、平成30年度からは、原則として毎月1回、同センターに市担当職員が訪問し、管理運営が適正になされているかどうかといった部分で確認をしているところであります。今後におきましても、再発防止の観点から、随時の実地検査・確認を徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 答弁ありがとうございます。ところで、包括外部監査、これは規則だからしょうがないんですよ。反対する何物でもない。せっかくなにして、ある程度盛り上がったら、こういう指摘だよ。やむなく農協と分配だとか、本当に私にとっては情けない包括なんだよね、正直言って。にもかかわらず、当初契約した事項をJAが守っていただけるならば、そんなに苦労しなかったわけだよ。既存のものは全部今でも使ってますよ。こういうことだから、農林水産部長も分かっているとおり、当初1年だけですよ、黒字は。あと次年度から、ずっと1200万円、1300万円ですよ——マイナスですよ。その辺についても、農林水産部長、若干なりとも、そういう農協との意見交換だとか、お話しができたならば、ちょこちょこそういう契約時のことは私は、言っても差し支えないと思いますよ。それで怒るんだったら、中央卸売市場から連れていきますよ、私。私が言っていることは、何も無理なことじゃない

んですよ。きちんとした契約書があるわけでしょう。その契約書に基づいてやったならば、これまでの一千二、三百万円の赤字というのは出るわけじゃないんだから。だから、今言ったように、くどいようだけれども、その都度その都度そういうことが、意見交換でもあるならば、是が非でも野沢のセンターだとか、そういうことを半分でもいいからうちほうのセンターに運んでいただけることによって、まだまだ安定的な要素があるわけですよ。そういうことを是が非でもひとつお願いをして、強く私は要望させていただきます。この項はこれで終わります。

次に、八甲田牛について。

私から言うまでもなく、畜産業界も大変なんだよ。先般、うちほうの奈良岡議員もやっておったけれども——その前に、第6款農林水産業費第1項農業費に関連して質疑させていただきます。

大変なんだよ。例えば、平成元年、八甲田牛販売促進協議会の設立、あるいは平成2年、八甲田牛の商標登録申請、平成5年、商標登録、八甲田牛のブランド。しかしながら、畜産農家——たまに私もいろいろ近隣の、例えば入内だとか、あの辺の畜産農家を見れば、もうほとんど担い手がいないとか、あるいは子牛等々についても、大分自分らではもうできない。しかしながら、八甲田牛のブランドを何とか残していただきたい。そういう観点から、市では、恐らく今現在の金子ファーム、私はこれをやっていると思いますよ。ただ、その点、私にとってはなかなか見えてこないんだよね。確かに聞き取りの中では、年間二十何頭だとか、30頭近く前後やられているにしても、農林水産部長、このブランドというのは、大体月に50頭ぐらいの生産をして市場に出荷しなければ、ブランドとは言えないんだってね。これすらもほとんど達成していないわけでしょう。せっかくにして金子ファームというのは鳴り物入りで——その当時ですよ。二、三年前——契約させていただいて、今現在、管理運営について、やっていただいているわけでしょう。

それで、私はこれもよく分からないけれども、市の牧場、あれも100頭前後は飼育できるわけでしょう。今現在、それすらもなかなかやっていないと。そういうことで、金子ファームにやらせていただいて、果たして私はどんなもんかと。むしろ今現在、私は疑問に思っていますよ。できないにしても、その努力というのは、ほとんど見てきていないわけでしょう。私はそう思っていますよ。子牛のほかに生育ね、それでも、50頭でも60頭でも今現在もできるわけでしょう。それすらも私はなかなか見えてこないんだよ。果たして、市が管理運営をさせていただいたこの金子ファーム、今の現状でいいのか。あるいはもっともっとお願いをしつつ、責任を持った管理運営が果たせるのかどうか。そうじゃなかったらやめたほうがいいんですよ。少なからず管理運営も、2000万円とは言わなくても、2000万円近くかかっているわけでしょう。

そういうことで、農林水産部長、何かひとつ御助言があったならば、若干でも答弁していただければなど。いいですか。ひとつお願いします。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 八甲田牛に関する恐らく子牛生産委託の件だと思えますが、それについて先ほど御紹介がありました、今の委託先、金子ファームであります。これまで、先ほど渋谷委員がおっしゃったとおり、子牛の生産に関する委託を受注していただきまして、その契約の内容どおり進んでおります。そういった点からすれば、市としては、しっかりその業務を担っていただいているものと考えておりますし、逆に、御助言をいただきながら進めているのも事実であります。したがって、先ほど委員がおっしゃったように、ブランドとしての50頭のお話もありましたが、こういった方法で進めていけばいいのかといった部分については今後改めて検討させていただきたいと思えます。

○竹山美虎委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 そのように是が非でもひとつ進めていただいて、幾らかでも責任のある、そして、我々畜産業界が幾らかでも今以上に支援できるように、私から要望させていただきます。ありがとう。

次に、1款下水道事業費2項下水道建設費から、まず、この企業債の残高について。

平成4年から平成15年までに多額の建設費を投資したと。私もこのことについては随分聞かされたわけであり。当初五、六十%の進捗率が約80%だということも随分聞かされております。その間の投資と云ったら800億円前後だということも聞いて、この決算額には下水道事業における企業債残高について記載されていないが、単年度の決算において赤字を計上しなくても多額の負債を抱えているのか、そして、今後この返済が危ぶまれることがないのか、この問題点について、ひとつお示しを願いたいと思えます。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり。渋谷委員からの下水道事業における企業債残高についての御質疑にお答えいたします。

本市の公共下水道事業は、昭和27年度に事業着手し、市内の行政人口に対し、公共下水道が利用可能な人数の割合を示す普及率は、昨年度末時点で81.2%となっております。現在、本市におきましては、矢田・三本木地区、妙見地区、新城平岡地区及び新城山田地区におきまして、国の交付金や企業債を活用して、新規整備を進めているところであります。また、下水道施設は、供用開始から60年以上経過し、老朽化が進んでいることから、新規整備と同様に、計画的な改修についても実施しているところであります。

お尋ねの下水道事業における企業債残高であります。令和元年度末におきましては約733億円でありまして、下水道普及率の向上を目指して、平成5年度から平成15年度に集中的に実施した年間約80億円から約100億円規模の管渠整備を中心とす

る大型投資に伴う企業債の償還が進むことから、令和5年度には約614億円となる見込みであります。

今後の老朽化に伴う更新などの需要も見据えながら健全な経営に努めてまいります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 環境部長、私は聞き取りの際——我々議員にとって、そう心配することでもないんだろうね。私は20億円か25億円ぐらいだと思っていた。1年間に市民の方々から納入される金額的なものは、四十七、八億円なんだもんね。そこで、副市長、この頃、下水道事業は、予算的にも大分減っているんだもんね。一時的には、70億円だ80億円だと。あるいは、日本の下水道協会の会長までやられた市長もいるんだよね、過去にはですよ。そればかり頭に入って、今回ある程度、聞き取りの中で、48億円だと。結構いい数字なんだもんね。この返済についても、そんなに苦労したものでないんだもんね。

そこで、環境部長、これは聞いてもいいかどうか分からないけれども、例えば今現在も——枝線って分かるよね。本管からの枝。これの要望だって、結構今あるわけでしょう。こういう推移を示しながら、下水道事業の予算的措置というのは、もうこれまでに比べたら半値以下なわけでしょう、簡単に言えばですよ。せっかくこんなに要望があるのに、それはきちっと把握しなきゃ駄目ですよ。把握して、赤字にならない、もうけなくてもいいんだからね。赤字にならない、そういう要素のあるところは幾らかランクづけて、今はこの地域だ、あるいはこの地域だ、それも大事ですよ。でも、もっと大事なものは、枝線をやることによって、収入源が得られるのであれば、私は堂々と予算を財政課にもっともっとお願いし、責任のある下水道部にしてくださいよ。環境部にしてくださいよ。私はこうじゃなかったと思った、正直な話。聞き取りの中でそういうことをいただいて、はっと思ったもんね。

やっぱり今回、私みたいな者でも、下水道をやれてよかったなと思っているんだよ。そうじゃなかったら、ただこれまでの推移を頭に入れて、何、下水道と。こういうことから私は転換をさせていただいて、その都度その都度、地域から願いがあることによって、先頭を切って環境部長にお願いせざるを得ないものだなということ、最後に、私の今言った枝線について、あるいは下水道部の予算についても、何か御助言があったら、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 渋谷委員からの再度の御質疑にお答えいたします。枝線の整備というお話でありました。

本市は、陸奥湾などの豊かな自然環境を有しておりまして、この環境を守り、育み、快適な生活環境をつくり上げるまちづくりそのものを目指し、これまで、生活環境の改善や陸奥湾の水質保全のため、公共下水道の整備を進めてきたところであ

ります。

下水道整備に当たりましては、国の財政状況にも大きく左右されるほか、整備には多くの費用と相当な期間を要しますことから、今後も限られた財源の中ではありますが、市内全域の整備状況等を考慮し、普及率の向上に向け、順次整備のほうに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 まず環境部長、頑張ってくださいよ。心ならずとも——私も応援させていただきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、水道事業について。議案別冊令和元年度青森市水道事業会計決算書から質疑させていただきます。

水道部長、私は勘違いしておったけれども、本当は、水道部はあまりやる気持ちはなかったの。(発言する者あり) いや、本当に。というのは、ずっと5億円前後だということ——利益率だよ。そうもうからなくてもいいんだけど——きたわけでしょう。今回、5月だったか、減額したわけでしょう、我々一般市民に対して。それも5億円近い金でしょう。にもかかわらず——私の勘違いなんだよ。にもかかわらず、5億円ぐらい上げるのなら、水道部の職員一丸となった体制づくりが、これは大したものじゃないかと、私はそう思ったの。そうしたら、企業会計なので、あれは3月までなんだものね。

そこで、ちょっとした私の要望だけでも、それに甘んずることなく、これは水道部長が先頭に立たなければ成し遂げられないことだと思いますよ。今回、うちほうで5億円前後の市民に対しての減額措置をさせていただいて、何も頑張る必要はないんじゃないとか、こういう気構えにならないように、これまで以上に赤字にはならないようにしていただきたいなど。私、ちょっと勘違いしていたの。

それで、人口減少、私から言うまでもなく施設の老朽化、これは前々からしゃべられていることなわけだよ。その課題を含めた今後の重点的な取組についてお示しをいただきたいと思います。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。水道部長。

○小鹿継仁水道部長 おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 渋谷委員の水道事業における重点的な取組についての御質疑にお答えいたします。

本市の水道事業は、進行する人口減少等により、水需要及び水道料金収入が減少傾向にあり、一方で、渋谷委員からも御紹介ありましたとおり、施設更新費用が増大するなど、今後は厳しい財政状況が予測されております。

このため、水道部では、平成31年3月に策定いたしました「青森市水道経営プラン(2019～2028)」に掲げる基本理念「真の豊かさをもたらす水環境」の実現を目指し、その方向性として5つの柱を設定し、各種事業を進めているところであります。

具体的には、1つ目は、「安定した給水の確保」であり、水源の保全を図り良好な

水質と水量を確保しながら、適切な水道施設及び管路の整備を図り、維持管理体制の強化に取り組むことを目指すものであります。2つ目は、「良質でおいしい水の供給」であり、水源の保護及び周辺環境の保全を行うとともに、重要な場所において水質監視体制の充実を図り、配水管口径の見直しによる水圧の適正化や水質の安定化を進めながら、良質で安心できるおいしい水の供給を目指すものであります。3つ目は、「災害に強い水道の構築」であり、災害時における給水機能の確保及び非常用備蓄材や応急給水用資機材の充実を図り、災害時にも対応できる技術職員の育成と能力を向上させ、ハード面・ソフト面ともに災害に強い水道を目指すものであります。4つ目は、「経営基盤の強化」であり、将来にわたって健全な財政を継続するため、水需要等の将来予測や中長期財政見通しに基づく効率的・効果的な事務事業の推進を図り、安定した経営基盤の強化を目指すものであります。5つ目は、「環境への配慮」であり、青森市環境マネジメントシステム及び青森市地球温暖化対策実行計画を推進し、省エネルギーや浄水処理等に伴う副産物の有効活用などの環境負荷の低減対策を図り、環境に配慮した事業運営を目指すものであります。

青森市水道経営プランの1年目であります令和元年度においては、「安定した給水の確保」、「良質でおいしい水の供給」及び「災害に強い水道の構築」として、本市の主要施設であります横内浄水場の北系沈殿池の本体築造工事の完了、水質試験棟建設工事の着手、同じく主要施設であります堤川浄水場の高圧受電設備や非常用発電機の更新工事に着手したところであります。また、水道管につきましては、耐用年数を経過した老朽管や漏水修繕履歴のある水道管を耐震性のある水道管に更新する配水管整備事業と、おおむね口径300ミリメートル以上の配水管を耐震管で布設する基幹耐震管路整備事業の2つの事業による耐震化を計画的に進めているところであります。

今後の重点的な取組につきましては、引き続き、管路の耐震化を計画的に実施するとともに、横内浄水場の原水水質に的確に対応し、より良質な水を供給するための紫外線処理設備の整備、老朽化している横内浄水場の北系ろ過池の耐震化及び安定した取水を確保するため、堤川浄水場の取水設備の更新を行うこととしており、主要施設における水づくりのさらなる機能強化を図ることとしております。

水道は市民生活や地域の産業活動に欠くことのできない基幹施設でありますことから、将来にわたり安全な水道水を安定的に市民の皆様に供給するため、青森市水道経営プランに基づき、効率的・効果的な施設更新に努めてまいります。

○竹山美虎委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 答弁ありがとうございます。水道も大変だよな。大分古くなった管もあるし、毎年毎年その管を更新しなければならない、支出的な義務はあるよね。そういうことで、くどいようだけれども、先ほど来私が言ったような趣旨のもとでの、やっぱり職員一丸となった気構え、それを今現在より少し高めていただいて、そういう安心・安全を考えた上での給配水をよろしくまたお願いしたいなということで、この

項は終わりたいと思います。

次に、7款商工費について。モヤヒルズです。質疑をさせていただきます。

モヤヒルズ、今から大分前だけれども、我々も群馬に視察に行ったり、様々なことをさせていただいて、今現在のモヤヒルズが私はあると思いますよ。このコロナによっての収支的なもの、あるいは現在どのようにして利用客を楽しませる、どこを主眼として見据えてやられているのか、それぞれの施設の過去3年間の利用状況をお示し願いたいと思います。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 渋谷委員からのモヤヒルズの関係の過去3年間の利用者数についての御質疑にお答えいたします。

モヤヒルズはスキーリフト、ケビンハウス、キャンプ場、ヒルズサンダーがありますけれども、それぞれについてお答えさせていただきます。

初めに、スキーリフトの利用者数につきましては、平成29年度は59万1914人、平成30年度は59万1690人、令和元年度は34万8503人となっております。次に、ケビンハウスの利用者数につきましては、平成29年度は2855人、平成30年度は3257人、令和元年度は2798人となっております。次に、キャンプ場の利用者数につきましては、平成29年度は3958人、平成30年度は4101人、令和元年度は5544人となっております。最後に、ヒルズサンダーの利用者数でありますけれども、平成29年度は1万5771人、平成30年度は1万1693人、令和元年度は1万6450人となっております。

〔渋谷勲委員「あれ、あと財政は何か答弁ありましたか。財政も答弁してしまえ」と呼ぶ〕

○竹山美虎委員長 渋谷委員、聞いてください。

○渋谷勲委員 財政のほうも何か答弁があるということで聞いておるわけでありましてけれども、いずれにしても今、経済部理事が言われたとおり、案外、利用率はあるんだね。察するものはあるんだなと思っていました。それで、今日、ケビンハウスだったか、あれは風呂もあるんだってね。私はそれは分からなかった。その稼働率も私は大したものだと思うし、もうちょっと使用料は上げてもいいと思いますよ。こんな安いところはそうあるものでない。この辺は、確かに管理の面では私も大変なことは聞いていますよ。例えば合子沢の記念公園だとか、管理しているわけでしょう。あるいは、牧場のパターゴルフのあそこだとか、あれもやっているんですか、レストランも。(発言する者あり) レストランはやっていないのか。あなたたちのほうではないんだ。

様々な観点から、私は、監査のときはつかみでもって5000万円持っていったり、様々なあったんですよ。あなたは理事だから大体分かっていると思うけれども、浅虫の道の駅からよ。そういうことでは多々、多難な事柄が今まであったと私は思う。しかしながら、今、経済部理事のそれぞれの部署部署の入場者数だとか、それらを聞いて、ただ、これは一概に言って、スキー場は天候しかないんだよ、天候。ある

いは雪ね。ただ、雲谷のいいところは、私が思うには家族連れで、そして、市内から20分、30分で行けるわけでしょう。そこがやっぱり一番いいところなんだよね。ただ、私は以前指摘したことがあるんだけど、たまたまうちの娘たちがスキーを滑りに行ったのよ。前の人はずっと、うちの娘は払わなきゃいけないんだってね。そういうことで、じい、どういうことなんだって聞かれたことがあったんですよ。これは事実なんだよ。でも、そういうことは、先般もやり取りの中で、私はきつくしゃべったけれども、そういうことは駄目ですよ。分かっているでしょう。いいわけないでしょう。それでも、優待券だとか、そういうやつを払ってやるんだったらいいけれども、金を払わないで、はい次、はい次なら、それはうまくないでしょう。この世の中が厳しいとき、そういうことは絶対にないように、くれぐれも職員の陣頭指揮に立って、管理運営に私は努めていただきたいなど。

あと、財政。私、原稿置いてきたと思う。なくしました。委員長、答弁をお願いします。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 今、モヤヒルズ事業所の今年度の利用状況などを御質疑されましたけれども、昨年度の経営状況を踏まえて今年度がありますので、昨年度の収支状況を私のほうから御説明させていただければと思います。

モヤヒルズ事業所における昨年度の収支状況であります。経常収益につきましては、2億1773万3713円となっております。主な内訳としましては、指定管理料収入として1億4106万3524円、リフトやケビン・キャンプ等の事業収益といたしまして6835万8592円などとなっております。

一方、経常費用であります。こちらが2億1770万9291円となっております。主な内訳としましては、給料や法定福利費、賃借料などの管理費といたしまして1億1048万3719円、各事業に係る光熱水費、修繕費、広告宣伝費などの事業費といたしまして1億722万5572円などとなっております。

経常収益から経常費用を差し引きました当期経常増減額に経常外増減額を加えた当期純利益につきましては、16万7362円となったところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 ただ持ち出しも多いよな。できる限りその持ち出しも若干なりとも少なくするようにできるように、今後は精査しながら努めていただきたいなど。これは1億五、六千万円なければ、やっていけない施設だもんね。そういうことで、先ほどからくどいようだけれども、職員に対してはそれぞれ責任のある、職場を大事にしながら指揮を執っていただくことを要望させていただきます。

次に、各町会への支援について。2款総務費1項総務管理費から質疑をさせていただきます。

私から言うまでもなく、各町会、言葉は非常に悪いんだけど、高齢化が進ん

でいると。また、町会活動を支える人材も、私が見る限りでは、不足しているのではなかろうかなど。市による町会への補助金の支援、これは私も評価できます。それだけでは、今後の町会活動を支える人材の確保は、私は非常に難しいと。これは、震災だとか、何かがあれば全国から来るにしても、PTA一つにしても、まず、出席をさせていただいて、役員すらなかなか見つからない。私は当然、町会も今現在そのようだと考えるわけですよ。この人材の確保については、特に今からでも真剣に部でもって、課でもって考えつつ、これを見据えたそういう夢のある町会確保のために、どういう施策を今後考えていったらいいのか、その辺の考えについてお示しいただきたいと思います。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 渋谷委員の町会活動を支える人材の確保に向けた市の考えについての御質疑にお答えいたします。

市では、青森市総合計画の「地域の個性を活かしたまちづくり」における主な取組として、地域活動の担い手育成を掲げております。具体的には、地域に暮らす住民の安全・安心や暮らしやすさの維持向上を図るため、若い世代をはじめとした地域活動の担い手の育成と参加を促進するとともに、町会・町内会をはじめとする地域活動団体の法人化や、市民活動団体の設立に向けた取組への助言・情報提供など、地域において活動する団体や組織の育成を進めるとともに、行政をはじめ、各種団体間の連携を促進することとしております。

若い世代を含む地域住民の町会への加入と地域活動への参加の促進に向けた取組といたしましては、青森市町会連合会及び青森市浪岡町内会連合会と連携し、町会の役割や活動内容を紹介して、町会への加入と地域活動への参加を呼びかけるチラシを作成し、市民課や支所等の窓口で転入者に配布しております。また、市のホームページに町会の取組や町会加入に関する情報を掲載しているほか、定期的に「広報あおもり」による周知も行うなど、町会への加入と地域活動への参加促進に向けた取組に努めております。

また、多様な人材による地域づくりの支援としては、町会をはじめ、地域の住民や団体、大学など、様々な主体の連携・協働により、地区連合町会単位での広域でのまちづくりを進めるまちづくり協議会の活動を支援しているところであります。まちづくり協議会を設立した市内12の地域では、他の町会や学校、NPO、ボランティア団体等と連携することによって、様々な活動が可能となり、地域の活性化や活動の担い手の育成につながっております。

今後このような取組を通じて、町会活動をはじめとする地域活動を支える人材の確保と担い手の育成を支援してまいります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 渋谷委員。

○渋谷勲委員 答弁ありがとうございました。

市民部長も聞いていると思うけれども、町会は、例えば役員の方々もこぞって言われるのは、町会にあるアパートです。気分次第で払う人だとか、払わない人だとか、恐らく連合町会でもそういう懸案は私は出ていると思いますよ。その辺をもっともっと深く勘案しながら、例えばアパートの世帯主、経営者に町会費を払っていただけのような体制づくりだとか、様々してほしいなど。

ただ、ここ何年かの中に、京都からの5億円でもって、それぞれの施設は大分、各町会の方々もありがたがってすごいですよ。例えば、その金を二、三年ため込んで、今、私の住んでいる八ツ役町会でも、2階を直すとか、トイレを直すとか、台所を直すとか、様々な観点からやられているようだし、これは私も高く評価したい。ましてや、今回のコロナ感染症においての3万円、まあ、市長は選挙だからやっただかどうか分からないけれども、これも私なりに評価はしたいなど。

ただ、市民部長、これだけではないんですよ。先ほど来、私が言ったように、町会というのは役員を含めて、市の代行・代替をやっているわけですよ。ですから、いろんな他都市の例も勘案しながら、時にはいろんな中核市、いろんな地域、市に派遣して、もっともっとどういうふうにしてこの町会が、私ども、市の代替として、これからもずっとやっていくためには、この辺は是が非でもやりたいとか、やらせたいとか、やってみたいとか、こういう考えも、たまには部でもって、課でもって十分検討しながらそういう町会にまだまだ支援をお願いしたいなど。私はいつもこう思っています。後々は私も町会に出向いて、役員でもやってみようかなと、そういう気持ちが今からあるんです。でも、今の体制ではまだそこまで行かないんですよ。もっともっと議会活動の中で、この町会の支援というのは、私なりにまだまだ要望させていただきたいと思っておりますので、何とかひとつその辺——合葬墓もよかったし、そういう点では、私なりに高く評価していますので、今後とも引き続きよろしくをお願いしたいなど思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○竹山美虎委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は、11時10分からいたします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○竹山美虎委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、中田靖人委員。

○中田靖人委員 自由民主党の中田靖人です。質疑に入ります前に、一言所見を述べます。

さきの一般質問におきまして、一問一答方式のルールで私は質問しておりましたけれども、ちょっと途中でルールにのっとらない再質問をしてしまいまして、保健部長におかれましては答弁の準備をしていたと思いますが、その場面なく終わってしまったということで、議長からも落ち着いて、ゆっくり質問するようにとということで諭していただきまして、以後気をつけたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。気をつけます。

それでは、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費に関連して質疑してまいります。

8月28日に発表されました首相官邸の政策会議、新型コロナウイルス感染症対策本部の「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」と題した文書におきまして、政府方針が示されております。その中で、「感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、その期間、医療機関、高齢者施設等に勤務する者、入院・入所者全員を対象に、いわば一斉・定期的な検査の実施を都道府県等に対して要請する」としております。また、次のようにも書かれております。

「新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の安定的な経営を確保するため更なる支援を行うとともに、新型コロナウイルス感染症患者への医療を含め、感染防止の観点から、地域の医療提供体制を維持・確保するための取組み・支援を進めることとし、多数の発熱患者の発生が想定される季節性インフルエンザ流行期に備え、発熱患者が帰国者・接触者相談センターを介することなく、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等に相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制を整備する」としております。

これを簡単に言いますと、感染者が多い地域——感染流行地域とも言いますけれども、こちらの地域では、医療機関や高齢者施設ではPCR検査や抗原検査を定期的に行っています。それと、今年の冬、季節性インフルエンザの流行が想定されますから、帰国者・接触者相談センターの負担を軽減する意味でも、かかりつけ医に相談して、必要なら検査してもらえ体制をつくりますということであろうかと思えます。

この方針を踏まえて、9月4日、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」と題して、各都道府県等衛生主管部（局）宛てに要請文が出されております。その概要をお示しただけですでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 中田委員からの次のインフルエンザ流行に備えた体制整備についての御質疑にお答えいたします。

ただいま委員から御紹介ありましたとおり、国では、去る8月28日、「新型コロナ

ウイルス感染症に関する今後の取組」として、重症化するリスクの高い高齢者や基礎疾患がある者等、医療資源を重症者へ重点化していくことや、季節性インフルエンザの流行期に備えた検査体制や医療提供体制の確保・拡充の方針を取りまとめました。これを受け、国では、9月4日付で「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」を通知しております。

その概要は、地域の実情に応じて、多くの医療機関で発熱患者等を相談・診療・検査できる体制を整備することとしているものであります。相談体制の整備といたしましては、発熱患者等が電話等で相談を行い、看護職員等が適切な医療機関を案内するとともに、家庭内での感染対策や受診に当たっての留意事項などの指導を行える相談体制を整備した医療機関を指定し、増やしていくこと、診療・検査体制の整備といたしましては、発熱患者の診療または検査を行う医療機関を（仮称）診療・検査医療機関として指定し、増やしていくこと、これら体制の整備により、発熱患者等は、事前に帰国者・接触者相談センターに相談することなく、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接相談・受診することとなるため、帰国者・接触者相談センターは、従来の役割から、住民が相談する医療機関に迷った場合、最寄りの適切な医療機関の案内や必要に応じて受診調整を行う（仮称）受診・相談センターとして体制を維持・確保することなどとなっております。

国では、これら次のインフルエンザ流行に備えた体制整備については、これまでの医療機関体制整備と同様、都道府県が主体となって推進していくことを基本としており、都道府県は10月中を目途に体制整備を完了することとされております。また、検査体制の整備に関しましては、次のインフルエンザ流行を見据えた検査需要・検査体制・検査能力等を都道府県ごとに計画していくこととされております。本市におきましても、今後、県と連携し、体制整備を行ってまいります。

○竹山美虎委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。ちょっと聞き漏らしたかもしれませんけれども、この体制整備はいつまでとか、何かありましたか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 体制整備の時期についての再度の御質疑にお答えいたします。

体制整備につきましては、都道府県は10月中を目途に体制整備を完了することということが記されております。

○竹山美虎委員長 中田委員。

○中田靖人委員 ありがとうございます。もろもろ、今年の冬に想定される季節性インフルエンザ流行に備えて、青森県においては10月中をめどにこの体制を整備していくということでありました。

政府の方針の中でうたわれております「かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等を相談・受診し、必要に応じて検査を受けられる体制」というのは——これまで

青森市は、地域外来、発熱したらそちらのほうに行ってくださいということで、市内の民間クリニックではなくて、要はその発熱外来のほうに行ってもらおうということでしたけれども、政府方針の中でうたわれている「かかりつけ医等の地域で身近な医療機関等」というのは、いわゆる市内民間クリニックのことであろうかと思えます。青森市は、先ほど言いましたけれども、地域外来を設置して、その役割を分担するというか、分けているという中で、ここと政府方針にある民間クリニックとの連携というのはどのようにしていくおつもりなのかお示しいただけますか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 市内民間クリニック・診療所と地域外来の連携体制についての再度の御質疑にお答えいたします。

ただいま中田委員からも御紹介ありましたとおり、現在、本市では、市医師会の御協力をいただきながら、青森市急病センターを地域外来とし、症状等心配がある方は、平日、土日・祝日を含む毎日予約なしで誰でも19時から22時まで受診ができ、診察で医師からPCR検査が必要と判断された方には、翌日、検査センターで検査を受けていただいております。検査センターも毎日運営していることから、感染への不安に即座に対応し、安心できる県内随一の体制を整えております。

国が8月28日付で取りまとめました「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」の中で、次のインフルエンザ流行に備えた外来・検査体制の整備が示されており、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関において、必要な感染予防対策を講じた上で、相談・外来診療・検査を行う体制を整備すること、事前に電話予約の上、受診することを徹底することを含め、今後の相談・受診方法を広く住民に周知すること、地域の診療所等で十分な検査体制を確保できない場合には、地域外来・検査センターを拡充し、検査体制を確保することとされております。

現在、発熱などの症状がある方は、地域外来・検査センターを多くの方に御利用いただいているところであり、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関における外来診療・検査体制整備につきましては、今後、市医師会と協議してまいりたいと考えております。

○竹山美虎委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。市の医師会とも協議していくということでありました。それから、発熱外来の役割も今、答弁の中でお話しいただきましたが、保健部長が答弁の中でもおっしゃっていたように、この体制は、地域外来を運営していくに当たって、市の医師会のバックアップ、強力な体制をいただく中でこれが運営できております。医師の方々――私は、今回質疑するに当たって、民間クリニックの院長お2人からお話を聞きました。強い使命感を持って、このコロナに向き合っていくと、そのために我々の役割として頑張っていくというお話でした。お2人とも同じ見解でしたけれども、お昼は市民病院のほうに隣接している、検体採取、こちらのほうに医師は出向いていて、夜は午後7時から午後10時まで地

域外来ですね。そして、自分のクリニックも経営していると。そして、土日も休まず働いているということで、大変大きな、過重な労働を強いているというのが現状であります。頭が下がる思いなんですけれども、そういったものを踏まえて、ちょっと確認します。

今後、政府方針にうたわれている季節性インフルエンザ流行を前に体制整備していくということですので、市の医師会とも協議していくということでありました。国の方針は要望となっておりますので、民間クリニックの中でも、協力できるところはできるけれども、思いはある中でも、やはり状況からすると、そういった厳しい状況の中ではちょっと協力できないという場合もあろうかと思えます。これは、市としてはどのような考えというか、無理強いではなくて、協力を求めるという形だと思えますが、市の見解をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 市内医療機関の協力体制ということに関しての再度の御質疑にお答えいたします。

院内感染予防対策の観点から、構造的に動線の確保が困難であるとか、自院で発熱患者等の診療または検査を実施することが困難な場合ということもあるものと思えます。仮に診療・検査医療機関となることが可能となった場合には、必要な个人防护具などが国から配布されるということが予定もされております。

このように、クリニック個々、それぞれの状況があるものと思えますので、市医師会と今回の国の趣旨ということについて十分情報提供をし、相談もさせていただきながら可能な医療機関に御協力をいただいてまいりたいと考えております。

○竹山美虎委員長 中田委員。

○中田靖人委員 御答弁ありがとうございます。物理的に受け入れることができないところもあるでしょうから、そこは、方針に協力できる民間クリニックについては、政府方針に従って、一緒に体制を構築していく、それを市の医師会とも協力してやってくということであろうかと思えます。

青森市の場合、先ほどもお話ししましたがけれども、地域外来を設置して、役割分担がしっかりと出来上がっているということで、いろんな市内の民間クリニックの院長の方からもお話を聞きましたけれども、安定した経営をする上で、市の方針も大変ありがたいとおっしゃっていました。そして、国の方針についても理解しますと。仮にその方針を強く要望してくるということであれば、民間クリニックの感染対策についてはできる限りの手厚い支援をしていただきたいということです。院長にしてみると、中で働いてもらっている職員についても、やはり感染させるわけにいかないということで、その防止策もしっかりとお願いしますということの要望がありました。

それから、政府方針の中では感染が多発している地域——感染流行地域と言えると思えますけれども、その地域に限って定期的な検査をするということであつた

ておりますけれども、市内のクリニックの方から聞くと、やはり感染者が出てからでは遅いんじゃないかと。できれば定期的な検査を感染流行地域ではない青森市においてでも、やっていく必要があるんじゃないのかなという意見もありました。できれば、そういった要望を踏まえて、例えば政府方針に従うだけではなくて、青森市が独自に地域外来を設置したように、青森市においては、市内クリニック、協力してくれたところについては、PCR検査・抗原検査といったものを定期的に行っていくという政策判断があってもいいんじゃないのかなと私は個人的に思いますので、それも強く要望しておきたいと思います。

次に、9月4日に、青森県が、国の方針を踏まえて「新型コロナウイルス感染症患者に関する情報の公表基準について」と題して、青森県としての方針を発表しております。その資料を私もちょっと読みましたけれども、県の方針を踏まえて、青森市として感染した場合の公表基準をどのように考えているのかお考えをお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 新型コロナウイルス感染症の公表基準についての御質疑にお答えいたします。

県では、このたび、新型コロナウイルス感染症患者に関する情報の公表基準の見直しを行い、9月4日付で本市保健所にも通知があったところであります。

県では、これまでも感染症患者発生時に感染症患者の情報を個人情報に配慮しながら公表してきたが、職業や行動歴等の情報を公開することで、個人の特定、保健所等への相談・連絡のちゅうちょにつながるものが危惧されることから、公表基準の見直しを行ったとしております。

主な見直し内容は、職業は感染拡大防止に関係のない情報であることから非公表とすること、行動歴については、原則として、他者に感染させる可能性のある発症2日前からの行動歴を公表するが、全てを公表するわけではなく、感染の可能性がある接触者を把握できない場合のみ行動歴を公表すること、公表時に把握できている濃厚接触者及び濃厚接触者の可能性のある者等の合計の人数や濃厚接触者等の属性は公表するが、人数の内訳は非公表とすることとなっております。

本市の新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合の基準につきましては、国からの通知「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」を基に、県ともその都度調整を図った上で、公表してきたところであります。国の「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」では、公表の目的については、感染症の蔓延を防止し、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするためには、感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する義務があり、公表に当たっては、感染者等に対して、不当な差別及び偏見が生じないように個人情報の保護に留意しなければならないとしております。本市におきましても、このことを踏まえ、これまで対応してきたところであり、

今回の県の公表基準の見直しの際にも、県と意見交換を行ってきたところでありませう。

今後の新型コロナウイルス感染者患者に関する情報の公表におきましても、県内統一した対応となることが望ましいことから、本市でも県の公表基準に準じて対応してまいりたいと考えております。

○竹山美虎委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今の保健部長の答弁の中で、青森市としても、県の公表基準に準じて、対応してまいりますという発言がありました。

ちょっと確認なんですけれども、今回見直しされた青森県の公表基準の中で、職業については非公表ということになっておりますけれども、市の考えは、県に準じて、同じような考え方でしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 職業の公表についての再度の御質疑にお答えいたします。

ただいま中田委員からお話がありましたとおり、県の公表基準に準じて、職業は非公表と考えております。ただし、感染経路が不明である場合だとか、あるいは感染経路から多数の人に感染拡大のおそれがある場合など、感染拡大防止の観点から必要と判断される場合には職業を公表していくことはあるものと考えております。

○竹山美虎委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今の保健部長の答弁でちょっと分かったんですけれども、基本的には県の公表基準に準じて、対応していくと。しかし、場合によっては、準じないで、市の判断で公表していくこともあり得るという内容だったかと思ひます。

7月に感染が発覚した事案において、市長記者会見において、感染者の職業として、派遣型の店舗を持たない接客業云々ということで、ある程度、具体的な職業が公表されておりました。その事案は、先ほど保健部長の答弁がありましたけれども、感染経路が不明だったりとか、もろもろの事案に照らし合わせて、これは職業を具体的に明確に発表するべきだということで判断して、公表したということによろしいですか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

感染拡大のおそれがある場合など、感染拡大防止の観点から必要と判断した場合には、職業について公表していく考えがあります。また、公表に当たっては、市独自で判断しているものではなく、一例一例ごと、その都度、県と調整を図り、これまでも公表の対応してきたところでありませう。

○竹山美虎委員長 中田委員。

○中田靖人委員 今の保健部長の話だと、7月の公表についても県と共通見解であると。いいですか。県と共通見解の上で、公表しているというお話だったかと思ひます。

感染症予防法というのがありますね。その中の第16条で次のように書かれています。情報の公表、第16条、厚生労働大臣及び都道府県知事は、第12条から前条までの規定により収集した感染症に関する情報について分析を行い、感染症の予防のために情報を積極的に公表しなければならない。これにのっとって県も市も公表しているのかなと思いますけれども、第16条2項において、前項の情報を公表するに当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない、こうもうたわれております。情報については公表していくべきだと。しかし、公表に当たっては、その者が特定されるような個人情報については十分に配慮していただくということが法律の中でうたわれています。

私、これを読んだときに、ちょっと矛盾しているのかなと。ある意味、相反するなと個人的に思いました。感染防止の情報は、積極的に公表してくださいね。けれども、その感染者の個人情報については、保護の観点から十分に留意してくださいとなっています。行政の立場からするとすごく難しい、感染症予防法に照らし合わせて、どのように対応していかなくてはならないのか。今まで、多分、今回のウイルスについては、どのように公表すればいいのかというところが市も県も手探りだったかもしれません、前例がなかったわけですから。

それで、県としても、様々な事案が、青森市のみならず、青森県内で様々起きました。いろんなことがあったようです。市は、これまで、職業については先ほどお話ししたように公表してきたという経緯があります。先ほど保健部長は、県とそこは共通見解であるというお話でありました。市が単独で職業を判断していくということはないという答弁でしたけれども、私がちょっと聞いたところでは、8月、先月、青森県の有賀部長——この対応をしている健康福祉部長でしたか、有賀部長ですね。記者會ということで、そこでいろいろとマスコミとの意見交換という場があったようです。そこで出された資料を私も読みましたけれども、県は氏名・年齢・勤務等の具体的な情報は公開していません。職業や行動履歴を公表することで、SNSなどが発達している状況においては個人の特定につながるものが問題視されています。また、濃厚接触の疑いがある者においては、陽性が判明したときに、人に知られたくない行動履歴や感染経路に関する情報が暴露されることで、かぶるデメリット、例えば、家庭内不和であったり、会社から解雇されるであったり、その他の社会的な制裁、世間から大きなバッシングを受ける。こういったおそれがあります。保健所などへの相談・連絡をちゅうちょすることによって、結果的に感染者の潜在化を招くことが危惧されますというふうに、県の健康福祉部長のほうでは発言しています。

それから、これは公に出している県の見解ですけれども、個人的な思いとして、健康福祉部長がおっしゃっていたのが、1人の人をみんなで責めるといのはどうなんでしょうねと。それから、青森市が発表した、東京でホストクラブを利用したことを公表するのが感染防止の効果があつたのか甚だ疑問だというふうにもおっ

しゃっています。

これを読む限りでは、7月の市の発表と県が共通見解を持っていたとは到底思えません。これから、そういったものも含めて、9月4日、県が改めて発表した公表基準というのがあるかと思えます。今後はどうなんでしょうか。先ほど、県の公表基準にのっとって、市も対応していきますと言っていました。場合によっては、市独自の判断で公表しますというようなニュアンスも聞き取れましたけれども、県とそこは共通見解で行くのか。それとも、場合によっては、県からこういうふうに来ても、いや違おうと。青森市としてはこういうふうに対応しますとするのか。その点をお示しく下さい。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 公表に関しての再度の御質疑にお答えいたします。

公表に関しましては、県の基準を踏まえて、職業につきましては非公表としてまいります。先ほど申し上げたとおり、感染拡大防止の観点から必要と判断された場合には公表することも考えられます。これは決して市が独自にそのように判断しているというのではなくて、県においても感染拡大防止の観点から必要と判断される場合には公表していくこともあるということのお話はいただいております。

これまで同様、一例一例、その都度、県とも調整を図りながら、感染拡大防止と個人情報保護の観点から、感染者の情報について公表してまいりたいと考えております。

○竹山美虎委員長 中田委員。

○中田靖人委員 個人情報保護の観点から、これからも公表基準は考えていくと。今の保健部長の答弁は、よく分からなかったんです。県と連携していくような話をしていながら、場合によっては、感染経路云々の理由があれば、公表していくと。どっちつかずだと思うんですね。

県と同じ判断基準でいくんですか。それとも、場合によっては市が判断するんですか。明確に答えてください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 再度の御質疑にお答えいたします。

基本的には、県がこのたび基準を示しておりますので、県内統一した見解で対応していくことが望ましいと考えておりますので、県の基準に応じながら対応してまいりたいと考えております。

○竹山美虎委員長 中田委員。

○中田靖人委員 シンプルな回答ありがとうございます。県の方針にのっとるのが望ましいという保健部長のお考えで——これは保健部長のお考えなのか、最終的には市長の考えになるのか分かりませんが、県の方針にのっとるのが望ましいということでもあります。要は、県の方針と、それから、市の方針に違いがあったら、混乱が起きるんです。だから、そこについては何回も確認しているんです。7月の

段階では、市のほうは県ともちゃんと協議して発表しているというお話でしたが、私が聞いている県の健康福祉部長の考えとはやっぱり違ったのかなと。それはお認めにならないかもしれませんが、やはり市の体制に対する厳しい発言があったと聞き及んでおります。そうすると、やはり県と市が公表基準については、そこに差があったと、そごが生じていたと言わざるを得ないのかなと思います。青森市だけでなく、県内で様々あった中で、改めて9月4日に、方針を、公表基準についてということで通達を各自治体に出されていると思います。それについては、先ほど保健部長の答弁の中で望ましいということなので、市が単独で判断をして、職業について公表していくということはないのかなと思いますので、その点についてはどうぞよろしくをお願いします。

最後になりますけれども、先ほど健康福祉部長のお話もいたしました。悲しい結果、要は職業を公開することによって、人の命が失われていくということが、正式には発表されていませんけれども、実際、事例として、青森市の中で起きております。それらを含めると、やはり我々、行政のサイドが何を優先しなくてはいけないのかと。因果関係があったかどうかというのは、分かりませんよ。ただ、私が聞いたところによれば――これは個人的な意見ですので、やはりそこには因果関係があったということで、公表することによって、逆に言うと命が危険にさらされるということもあります。それは、コロナウイルスによっての死よりも怖いかもしれない。

私は一般質問でもお話ししましたがけれども、やはり日本赤十字社が4月の段階でこうなることを予想していたんですね。要は、ウイルスによって、人の心のほうが怖くて、今はSNSも発達していて、様々な憶測、情報、そういったものをうのみにして、拡散していく、その中でどういう現象が起きるのかと。要は、熱が出ても言えないんですよ。そうすると、コロナと向き合うことが難しくなってくる。そして、潜在化すると。どうすればいいんでしょう。それに対しては、やはり情報についても正しく向き合う。要は、ウイルスよりも感染した人の情報を特定するようなことはしないようにする、そういう情報から距離を置く、そういう具体的な対策が示されています。ぜひ見ていただきたいんですが、その中において、どういうことが我々の心の中で起きるのか、そして、それに対して、どう対応していけばいいのかということが示されております。

行政の立場として優先するべきは、私は市民の命を守っていくと。それがコロナウイルスに打ちかつための対応でもありますが、もう1つあるのは、やはりこの厳しい状況の中でみんな心が殺伐としてきている。誰かを攻撃したいというのが潜在的にあるかもしれません。それに対して、やはり行政としては、法律にのっとった中で、県の対応方針が出ていますので、そことしっかりと連携しながら、私は、公表基準については、気をつけて、配慮していただきたい。感染症予防法の第16条第2項の部分は、絶対必要かなと。青森市のほうも発表するに当たっては、例えば感染

者が出ました、発表します。警察官と出ているのも見ました。一番下に米印で個人の特定にならないように配慮してくださいというふうに書いています。あれは、一番下に書くんじゃないかと、できれば一番前に書いてください。その部分は、すごく大事ですよ。人の心の部分に寄り添っていくということも必要かと思いますので、十分な配慮をお願いして、私の質疑は終わります。

○竹山美虎委員長 この際、暫時休憩いたします。
再開は午後0時50分からといたします。

午前11時48分休憩

午後0時50分再開

○竹山美虎委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。
質疑を続行いたします。
次に、赤平勇人委員。

○赤平勇人委員 日本共産党の赤平勇人です。順次質疑を行います。
初めに、自動車運送事業会計決算に関連し、市営バスについて質疑します。
現在、市営バスの定期券を購入できる場所についてお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 赤平委員の定期券の発売所に関する御質疑についてお答えいたします。

市営バスの定期券を購入できる発売所につきましては、東部営業所、西部営業所、青森駅前発売所、N T T青森支店前発売所の4か所のほか、販売を委託しております油川地区の民間事業者が1か所あり、計5か所となっております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 東部営業所、西部営業所、青森駅前、N T T青森支店前、そして、油川の店舗ということでした。

この購入できる場所について、領収書の発行について現状をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 赤平委員の直営発売所での領収書の発行に関する再度の御質疑についてお答えいたします。

交通部の直営の発売所のうち、東部営業所及び西部営業所におきましては領収書を発行しておりますが、青森駅前発売所及びN T T青森支店前発売所につきましてはレシートを発行することで対応しているところであり、この青森駅前発売所及びN T T青森支店前発売所におきましては、領収書が必要であるお客様について

は御説明の上、後日郵送するという対応をしているところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 東部営業所、西部営業所は領収書を発行して、青森駅前とN T T青森支店前の発売所についてはレシートを発行している。

ちなみに、油川のところについてはどのような対応でしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 領収書の発行に関する再度の御質疑についてお答えいたします。

委託をしております油川の民間の事業所につきましては、民間事業者が発行する領収書を発行しているところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 となると、現在、青森駅前とN T T青森支店前の発売所がレシートの発行ということになると思います。どうしてこういう質疑をしたかということ、先日、市民の方からこういう声が寄せられました。青森駅前で市営バスの定期券を買ったが、その場で領収書を出してもらえなかった。お金を払ったときに領収書を出せないのはおかしいのではないかということでした。例えば勤務先で通勤手当などを申請する場合に、こうした領収書が必要な場合も中にはあると思います。市民から定期券を購入した場所で領収書を発行してほしい、この声がありますが、これに対しての市の見解をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 領収書の発行に関します再度の御質疑にお答えいたします。

今、赤平委員から御指摘がありましたように、青森駅前及びN T T青森支店前の発売所につきましては、領収書を後日郵送するという対応しております。この領収書の発行に当たりましては、公印を押印するため、その公印を適切に管理する企業出納員の配置が必要となりますが、東西の両営業所を除く発売所に当該企業出納員を配置することが現状では難しい状況となっております。また、通勤定期や通学定期などの性質上、販売時期及び販売時間帯が集中することが多くありまして、領収書発行により他のお客様にお待ちいただく時間が長くなることなどからレシートを発行し、領収書については後日対応するという対応をさせていただいているところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 判この管理の問題や、あと、待ち時間の問題があるため、なかなか難しいということでした。

ちなみに、東部営業所、西部営業所、青森駅前、N T T青森支店前、油川という

ところで取扱いがされているということですが、この中で一番購入する人が多い場所というのは今把握しているでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 赤平委員の領収書の発行に関する再度の御質疑にお答えいたします。

領収書を発行しているところで、定期券を発売している場所で一番多いところになりますと、今現在は青森駅前発売所が一番多いというところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 青森駅前が一番多いと。それは、立地的にも当然そうだと思うんです。いろんな手続とかで、当然レシートで可能などころもあると思います。ただ、やっぱりこの市民の方は、買った場所で領収書が発行されない、その仕組みがそもそもおかしいんじゃないか、後日郵送されるというのはちょっと納得いかないということでした。全ての場所でそういった対応が無理でも、せめて一番利用される青森駅前の場所くらいは発行できる体制を取ってもいいのではないかと思います。正式な領収書の発行を求める人というのは、全体から見れば、確かに少ないかもしれませんが、ただ、現にこうした声があるということはよく受け止めて、そうしたニーズもあるということを受け止めて、ぜひ改善の方向へ検討していただくよう要望して、この項については終わります。

次に、2款総務費4項選挙費に関連し、選挙について質疑します。

投票所における新型コロナウイルス感染症対策についてお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 赤平委員からの選挙の3密対策についての御質疑にお答えいたします。

選挙の管理執行における新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、東京などで新型コロナウイルスの感染が拡大していた本年2月から4月にかけて、総務省から全国の選挙管理委員会に対し計6回にわたり通知が発出されております。その通知の中で、「各選挙管理委員会においては、投票所等の運営において、換気に努め、選挙人が滞留しないようにするとともに、選挙人間の距離ができるだけ確保できるように留意すること」とされているところであります。

本市では、今後予定されている市長選挙及び市議会議員補欠選挙の執行に当たり、当該総務省通知はもとより、今年の春先、まさに緊急事態宣言が発令されている中で執行された他自治体における選挙や7月5日に執行された東京都知事選挙を参考にして、新型コロナウイルス感染防止策を講じることとしております。

具体的には、密閉・密集・密接の3密を防止する対策として、定期的な換気を実施すること、床に2メートル、最低1メートル置きに目印のテープを貼り、混んだときは間を空けて並ぶよう声がけするなど、投票者間の距離を確保し、滞留を防止

すること、記載台は間隔を空けて使用すること、市ホームページに過去の選挙の時間帯別利用状況を掲載し、混雑しない時間帯での来場を呼びかけることなどを予定しております。このほか、入口には手指消毒用アルコールを設置、選挙事務従事者はマスク・フェースシールドの着用、希望する投票者には使い捨て手袋を配布、定期的な記載台・鉛筆・ドアノブ等の消毒、持参した筆記用具の使用などを予定しており、万全の対策を講じることとしております。

なお、これらの対策につきましては、今後、市ホームページなどに掲載し、広く市民に周知することとしているところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 コロナ禍の下での市の選挙はこれが初めてのことだと思うんですけども、その対応については他都市の対応なんかも見ながら行っていくということだったと思います。例えば投票所が混み合った場合、2メートルとか、1メートルとかの間隔を空けて混み合った場合に、ちょっと外で待っていただくとか、そういうような対応とかもあり得るのでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 赤平委員からの選挙に関する再度の御質疑にお答えいたします。

混み合った場合に外で待つことがあり得るのかという御質疑でしたけれども、もし行列ができるような場合があって、その行列が長くなってということがあれば、ひよっとしたらそういうお声がけをすることはあるかもしれませんが、仮に行列ができるとしても一過性のものであろうかと考えております。また、間隔を置いて、あるいは列を調整するなどして、なるべくそのような長時間の待合の時間が発生しないように工夫していきたいと考えております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 先ほどの答弁の中で、国から6回の通知が出されているというお話がありました。例えば3月4日付の通知の中で、「地域の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、投票日当日、投票所に選挙人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用の呼びかけを検討すること」、それから、「選挙人の分散を図る観点から、期日前投票所の増設や移動期日前投票所の活用、期日前投票所内の設備の増強を図るとともに、投票所や期日前投票所の混雑状況やその見込みに関する情報提供に努めるなど、混雑対策について十分に留意すること」とあります。この通知の中で、今後実施していくということも先ほどの答弁の中にはあったと思うんですけども、3密防止対策として、期日前投票所の場所も増やすべきではないかと私は思いますが、その点についての市の見解をお示しく下さい。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 赤平委員からの選挙に関する再度の御質疑にお答えいたします。

期日前投票所の増設に当たりましては、事務局職員や従事者等、人員の確保が難しいこと、期日前投票管理システムや機器の購入及び回線の引込みなどの経費がかかること、また、設置場所について、公共交通機関の利便性が高く、市内全域の有権者の方が来やすい場所を確保する必要があること、さらには、単に従事者の人数をそろえるということだけではなくて、投票事務に習熟した事務局職員や従事者を通常業務と並行して、一定期間配置しなければならないなどの課題があるところであります。このため、期日前投票所を増設することは考えておりませんが、期日前投票所においても、投票日当日の投票所と同様に、定期的な換気を実施すること、床に2メートル、最低1メートル置きに目印のテープを貼り、混んだときは間を空けて並ぶよう声がけするなど、投票者間の距離を確保し、滞留を防止すること、記載台は間隔を空けて使用すること、市のホームページに、今、現に行っている期日前投票の時間帯別の利用状況を掲載し、混雑しない時間帯での来場を呼びかけること等の対策を講じることによって、新型コロナウイルス対策を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 期日前投票所の開設箇所数を増やしてほしいという質問は以前も住民からの要望も踏まえて私もしたことがあるんですが、しかし、そのときはまた今とは全然違う状況の下での質問でした。ただ、今回はやっぱり3密の回避ということ考えたときに、先ほども紹介した国の通達にもあるように、期日前投票の積極的な呼びかけが必要だったり、ほかの自治体では混みやすい時間について情報を流している。青森市でもそれは行っていくと。ほかの自治体では、それに加えて、やはり期日前投票所の開設箇所数を増やしていく、そして、3密を回避していくということも取り組まれていると思います。いずれにしても、期日前投票所の投票呼びかけを行っていくわけですから、利用者も多くなることが想定されます。先ほども答弁があったように、もしかしたら外で、一過性かもしれないけれども、待ってもら、そういう可能性もあり得るということです。コロナの対応はいつ終わるか分からない中で、こうした体制もやっぱり整えておく必要があると思います。

少し角度を変えて質疑しますが、人員の問題、人の問題で言えば、学生に国勢調査の手伝いをしてもらおうというお話がありました。選挙の投票所の運営などのお手伝いなどもしてもらおう、こういうことはできるのではないかと思います、市の考えをお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。選挙管理委員会事務局長。

○山谷直大選挙管理委員会事務局長 赤平委員からの選挙に関する再度の御質疑

にお答えいたします。

学生などの選挙事務への採用についてですけれども、期日前投票所の増設に当たりましては、先ほど申し上げましたように、人員を確保するということが課題なのではなくて、期日前投票管理システムや機器の購入及び回線の引込みなどの経費がかかる、また、その設置場所についても、公共交通機関の利便性を考慮する必要がある、市内全域の有権者の方が来やすい場所を確保する必要があると。さらに、事務局職員がどうしても頭数を取られてといたしますか、期日前投票所に従事しなければならない必要があるということの課題があるものであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 経費の角度からもなかなか難しいということでした。

いずれにしても、コロナ禍の下という新しい状況の中での選挙ということで、新しい対応を取って、それが結果的に市民にとっても利便性が向上するということがつながればいいかなと思って、市民の声もあってこういう質疑を行いました。

今後、人の問題、経費の問題などなどでハードルは高いとは思いますが、3密対策を本気で行うという観点からも、ぜひともこうした対応を取っていただくよう要望して、この項は終わります。

次に、鳥獣対策について質疑を行います。

現在、市として、猿による農作物被害対策は何を行っているかお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 赤平委員の猿による農作物被害対策についての御質疑にお答えいたします。現在、市のほうで行っている対策の内容ということの御質疑であります。

市の対策として行っておりますのは、まず、猿の農作物被害防止の対策として一番大事とされております地域が一体となった取組が有効とされておりますことから、市では、これらの取組を記載したチラシを市民センター等に設置しているほか、市のホームページ等でも周知しております。また、地域が連携して鳥獣の追い払いを行えるような取組を推進するため、電動ガンとスターターピストルによる追い払いをしております。加えて、新たに、今年度からは鳥獣被害防止に有効な対策についての講習会を6月に開催したところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 先日の一般質問の中でも、ほかの議員もこの問題について取り上げていましたが、私の元へも猿被害についての相談がこの間、寄せられています。やはり、恐らく場所が大体かぶると思うんですが、野木和公園の近所で野菜を育てている方から、去年の秋には育てていた大根が、今年は春からカボチャもスイカも枝豆も全て全滅の状態だ、近くのリンゴの農家にも影響が出ているようだ

という相談の内容でした。さらに、農作物への被害だけではなくて、最近では、人の動きを見張ったり、威嚇もしてきたりして、いつ襲われるかと思うと恐ろしいといった内容も話されています。早く対策を打っていくことが必要だと思いますが、具体的な対策が取られるのはいつ頃になるのでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 赤平委員からの対策の時期のお問合せであります。

市といたしましては、先ほど申しましたとおり、電動ガンあるいはスターターピストルを活用し、今後ともその被害防止に努めてまいります。さらには、今年度中の青森市鳥獣被害防止対策協議会の設立に向けた協議を進めておりまして、その中で有害鳥獣の実態調査の実施など、具体的な対策について検討してまいることとしております。したがって、時期のお問合せであります。まずは、その協議会の中で検討するということの答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 私も、猿の対策をほかの自治体でどういう取組をされているのかということいろいろ調べてみました。そこで分かったことなんです。まずは、群れの把握が大事だという内容が結構あちこちで、やっぱり出されているんです。この群れの把握についてもやっていくということによろしいのでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 赤平委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

群れの把握の部分であります。先ほど協議会のお話をさせていただきました。その中で実態調査という部分も可能な組織になりますので、群れの把握のほかに関るような調査が必要になるかと思っております。それも含めて検討してまいることとなります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 群れの把握もその実態調査の中で行っていくと。

青森市鳥獣被害防止計画、これは来年度見直しされるということですが、見ると、「被害の軽減目標」として、平成32年度では猿被害が6000円という数字で出されておりました。被害面積は0.4アールとなっておりました。ただ、やはり一般質問での答弁を聞くと、これを上回る被害が出ているんじゃないかなと思います。

これまでの計画の中身を見ると、「侵入防止柵の整備計画」について、実施がされていないということでしたが、こうした侵入防止柵を設置するといった具体的な対策を今後講じていくという考えがあるのかなのかお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 赤平委員からの侵入防止柵に関する御質疑にお答えいたします。

現計画では確かにありませんけれども、先ほど申しました協議会の中で、こういったものが必要かどうか、そういうことも含めて検討することになるかと思えます。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 あくまで、現段階では協議会の中でということだと思います。

今、この協議会の議論を待たずして、何かできることはないかなといろいろ思うわけなんですけれども、被害が拡大している下で、周知が一つ大事になってくるのではないかなと思います。先ほどの答弁では、チラシを配布ということも答弁でありました。一方で、市のホームページを開いて、「市政情報」、「青森市のまちづくり」、「環境への取組」、そして、「鳥獣対策」と進んでいくと、カラスや熊についての情報はあるんですが、猿についての情報がないんです。こうした場所に掲載をするべきだと思いますが、お考えをお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 赤平委員のホームページを使った周知の部分であります。私の記憶では、市のホームページに「野生動物による農作物被害にご注意ください！」というページがあります。その中で、猿のみではない部分ではありますが、その鳥獣被害の1つのくくりとして、掲載はしておりますので、御理解いただければと思います。

○竹山美虎委員長 赤平委員。

○赤平勇人委員 見ていた場所がちょっと違ったということで、そこは私も確認不足でした。

あと、要望ですが、国は、鳥獣対策への支援として、鳥獣被害防止総合対策交付金という制度を設けています。先ほども質疑の中で触れた侵入防止柵の設置費用をはじめ、捕獲活動への支援などもこの対策には盛り込まれています。こうした制度を活用して、農作物被害防止はもとより、先ほども言いましたように、威嚇して、いつ攻撃されるかも分からないという、そういう切実な声も出されているので、直接的な人への被害が出ないうちに早い対策を講じるよう求めて、私の質疑を終わります。

○竹山美虎委員長 次に、奈良祥孝委員。

○奈良祥孝委員 市民クラブの奈良祥孝委員であります。

今回、決算議会でありますので、この決算特別委員会で審査をしていきたいなと思っています。決算でありますので、一定の見解から述べさせていただきたいと思っています。

今年春、公明党の赤木議員が議員辞職されました。共に財政民主主義を主張してきた議員でもあります。党や会派は違いますが、決算や特に財政の問題では一緒にやってきた仲間であります。残念でありますけれども、その分、私も頑張りたいなと思っています。

お手元に、委員長の御許可をいただきまして、一般質問でも言いました一般会計と特別会計の収入未済額、さらに、その裏面には不納欠損額について、年次で資料を作らせていただきました。この資料は、会計課の御協力の下、数字を入れさせていただきました。何も平成10年度からでなくていいんですけれども、私の手元のフォーマット、資料が平成10年度からずっと作っているものですので、分からないところは会計課から数字をいただいて入れたものであります。一般質問のときもちろっと言ったんですが、数字を明確にするため、お手元に配付をさせていただきました。もちろん理事者の皆さんは知っている方もいるかもしれませんが、明確に知っている人はそんなにいないと思います。議員の皆さんも、恐らく初めて見る方も多いと思います。私は、決算議会のときは必ずこういうものを、資料を作って、自分で勉強してきました。

議場でも話をしましたけれども、収入未済額、例えば平成25年度では74億円の収入未済額だったものが、小野寺市政になってから実際に予算編成をした平成29年度では63億円です。平成30年度では60億円、令和元年度では62億円です。一方、その裏を見ていただければ、不納欠損額でありますけれども、平成25年度では8億5346万円です。それが、平成29年度決算では4億6406万円まで減っています。平成30年度では4億9024万円、そして、令和元年度では4億6947万円となっています。じゃあ、会計規模が違ったんじゃないかと言うかもしれませんが、平成25年度は、たしか私の記憶ではトータルで2300億円程度の規模だったと思います。それからいくと、平成29年度は決算額2136億円、平成30年度は2138億円、そして、令和元年度は2192億円とほぼ変わらない予算規模の中で、収入未済額も抑え、さらに、不納欠損も抑えてきた。これは、まさしく、議場でも言ったとおり、債権管理をきちっとやって、そして、収納対策に取り組んだというあかしだと私は思っています。

しかも、議場でも言いました。何も仕事をしなければ、それは楽でいいんです。ところが、言ったとおり、アウガ問題や操車場跡地問題、さらには、市役所の庁舎や現駅周辺整備事業にまでも取り組んでやってきたと。その中で、このような数字を出すということは、私は高く評価したいなと思っています。もちろん、委員の皆さんではそれぞれの考えがあって、いや、奈良、私は違うという方もいるかもしれませんが。でもいいんです、みんなそれぞれ考え方がある議員の集まりですから。だからこそ、こういう数字を出して、同じ数字、同じテーブルの中で、いやこれは違うよ、いや私はここは評価するという、こういうことがあってしかるべきと私は思っておりますので、あえて今回、決算特別委員会の中でこの数字を出させていただきました。ということで、早速質疑に入っていきたいなと思っております。

一般質問で質問しました収入未済額、それ以外について気になった点が何点かありますので質疑いたしますし、さらには、過去の質問や質疑の中で御答弁いただき、継続して聞きたいなということについても、今委員会で質疑をさせていただきます。

それでは、初めに、令和元年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算付属書①

8ページから9ページ、歳入第1款市税第3項軽自動車税第1目軽自動車税について。軽自動車税の収入未済額は、平成30年度決算では久々マイナスとなったものでありますけれども、令和元年度決算では再び前年度比プラスとなったものであります。軽自動車税、特に原動機付自転車などは車検がないために収納に御苦労されていることと思います。そこで、この内容、理由、さらには、今後の見通し等についてお示してください。

同じく36ページから37ページ、歳入第14款分担金及び負担金第2項負担金第2目民生費負担金の児童保育負担金。1億2100万円程度ですけれども、前年度比で1792万円ほどマイナスとなっているんですが、やはり億を超える金額ですので、大きい金額ですので、お伺いしたいなと思っています。

同じく老人措置費負担金は、3年続けて前年度比プラスとなっております。この17万6400円について。その内容、理由、今後の見通しについてお示してください。

同じく40ページから41ページ、歳入第15款使用料及び手数料第1項使用料第6目土木使用料について。市営住宅使用料についてお伺いをするものであります。市営住宅使用料については、前年度の比較でマイナスとなっておりますけれども、市営住宅小柳第一団地D棟及びE棟における収入未済額と建て替え前である平成27年度と同団地の収入未済額との比較と、令和元年度の収入未済額とその理由、今後の対策等をお示してください。この案件については、平成27年第3回定例会一般質問で、私が当時の都市整備部長に答弁をいただいているものでありますので、お伺いするものであります。

同じく44ページから45ページ、歳入15款使用料及び手数料2項手数料3目衛生手数料、霊園管理手数料についてお伺いします。浪岡分が前年度比6300円プラスとなっております。少額ではありますけれども、内容、理由、今後の見通しについてお示してください。

同じく92ページから99ページ、歳入第22款諸収入第5項雑入第5目雑入、これについては、生活保護法第63条返還金など、関連3件が毎年増加傾向にありますけれども、決算書を見ると、前年比で増加はしているものの、令和元年度決算では9828万円程度収納されております。また、平成30年度決算では1億円を超える金額が納入をされております。担当者の皆さんは大変御苦労されておりますけれども、今回は質疑いたしません。頑張ってください。

同じく雑入の質疑になりますけれども、ひとり親家庭等医療費返還金が1件新たに発生しています。それから、民事手続申立手続費用負担金が3件、さらに、介護給付費・訓練等給付費等返還金が4件、690万円ほど。これらについて内訳、理由、今後の見通しについてお示してください。

次、100ページから101ページ、歳入第22款諸収入第5項雑入第6目給食事業収入について。給食収入、浪岡地区はゼロ円になりました。収入未済額がありません。けれども、青森地区で小・中学校とも増となっております。その内容、理由、見通

しについてお示してください。

本来であれば、件数とか、者の数なんかも前々回聞いていますけれども、今回、見通しとして聞きました。というのはなぜかという、御案内のとおり、もうはつきり取れないよ、無理だよと分かっているものもあるわけです。それから、お亡くなりになった方がありますので、次の年には確実に不納欠損処理されるというものもあると思っています。ということで、見通しについてお伺いするものであります。担当部長の皆さんには時間かかりますけれども、よろしくお願いします。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 初めに、令和元年度の軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の3点の収入未済額の理由と今後の見通しについてお答えいたします。

令和元年度における軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料における収入未済額は、軽自動車税が5778万975円、国民健康保険税が28億1606万7251円、介護保険料が1億5168万3642円となっており、その理由につきましても、3科目とも、催告や財産差押えのための財産調査等の収納対策を行ったものの、催告に応じず、差押え可能な財産も確認できなかったということによるものであります。

これらの収入未済額につきましても、令和2年度における滞納繰越分となりますが、今後とも引き続き、電話催告あるいは催告書の送付、夜間・休日における納付相談、財産調査及び財産の差押え、さらには、青森県市町村税滞納整理機構への徴収委託、青森県東青地域県民局県税部との合同徴収等の収納対策を実施し、可能な限り時効完成等による不納欠損処分に至らないように努めてまいります。

次に、民事手続申立手続費用負担金の収入未済額の理由及び今後の見通しについてお答えいたします。

民事手続申立手続費用負担金は、非強制徴収公債権及び私債権について資力がありながら納付しない滞納者に対して、債権回収のための支払督促等の民事手続を実施した際に発生する費用でありまして、収入未済額は1万3450円となっております。その理由は、令和元年度に実施した民事手続11件のうち、市民病院医療費2件、学校給食費1件について、自主納付及び強制執行に至らず、徴収できなかったことが挙げられます。

また、収入未済額となっている3件の滞納者については差押え財産が判明し次第、速やかに強制執行を実施し、回収することとしております。

次に、ひとり親家庭等医療費返還金の収入未済額の理由及びその後の状況等についてお答えいたします。

ひとり親家庭等医療費返還金に収入未済額が生じたのは資格喪失後の受診によるものでありまして、その額は1万960円となっており、理由といたしましては、電話催告及び催告書の送付を行ったものの、経済的な要因から納付できなかったものであります。

なお、この収入未済額については、その後の催告、臨戸訪問等によりまして、納

入を促した結果、令和2年7月15日付で全て納入されております。

私からは以上ですけれども、もし答弁漏れがありましたら、御指摘いただければと思います。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 奈良委員からの歳入に関する御質疑のうち、小柳第一団地D棟及びE棟の収入未済額について御回答いたします。

令和元年度の市営住宅小柳第一団地D棟及びE棟の現年度分市営住宅使用料収入未済額は、同棟建て替え以前の平成27年度と比較し、15万4540円増の42万9600円であります。令和元年度における収入未済の主な理由は、生活困窮によるものであり、減免申請の活用などを案内したものの、本人から申請がなく、納付に至らなかったものであります。

市営住宅使用料の未納者に対する対応については、これまでの文書催告や連帯保証人への債務履行協力の依頼などのほか、市営住宅使用料収納マニュアルをより実効性のあるものとするため、随時見直しを図っていくこととしております。また、引き続き、収入の減少などにより生活が困窮し、家賃の支払いが困難となった場合の減免制度の活用の周知についても積極的に行ってまいります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 奈良委員からの福祉部所管の児童保育負担金、老人措置費負担金、介護給付費・訓練等給付費等返還金についての収入未済額の理由と今後の見通しについての御質疑にお答えいたします。

児童保育負担金の収入未済額につきましては、現年度分は122件、1016万9080円、滞納繰越分は956件、1億1133万1541円、合計で1078件、1億2150万621円となっております。収入未済額の主な理由であります。督促状の送付や文書・電話催告の実施により納付を促したものの、生活困窮等の理由により納付に至っていないこと、財産調査の結果、差押えが可能な財産がなく、差押えに至らなかったことによるものであります。

老人措置費負担金の収入未済額につきましては、現年度分は8件の17万6400円、滞納繰越分は完納しており、合計で8件、17万6400円となっております。収入未済額の主な理由であります。督促状の送付や電話催告により納付を促した結果、滞納者数は3名から2名に減ったものの、継続して滞納している方の一月当たりの負担金の額が前年度と比較し高くなったため、経済的な理由により納付が困難な状況となっているものであります。

続きまして、介護給付費・訓練等給付費等返還金の収入未済額は、現年度分は1件、375万7050円、滞納繰越分は3件、317万1409円、合計で4件、692万8459円となっております。現年度分1件につきましては現在係争中であり、滞納繰越分3件のう

ち2件につきましては分割で返還しており、そのうち1件につきましては令和2年5月で完納となっております。残る1件につきましては、債務者は破産手続、連帯保証人は民事再生手続を行っているものであります。

今後の見通しにつきましては、債務者の経済状況等も見極めながら、引き続き、債権管理事務のスキームに基づき、督促状の送付や文書・電話による催告の強化・徹底を図り、収入未済額の圧縮に努めてまいります。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 奈良委員の給食収入における収入未済額が増えた理由と今後の見通しについての御質疑にお答えします。

令和元年度の給食収入（小学校・青森地区）の収入未済額につきましては、現年度分は平成30年度決算と比べて13万5757円増の21万3057円、滞納繰越分は平成30年度決算に比べて1万7500円減の6万2132円、合計で11万8257円増の27万5189円となっております。令和元年度の給食収入（中学校・青森地区）の収入未済額につきましては、現年度分は平成30年度決算と比べて14万7376円増の24万7456円、滞納繰越分は平成30年度決算と比べて1万9172円減の23万6808円、合計で12万8204円増の48万4264円となっております。収入未済額が増加した主な理由につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策に伴う臨時休校により年度末に未納者との接触が困難となったことによるものと考えております。

5月末の決算後も、未納者に対する文書・電話による催告を継続的行ったところ、令和2年8月末時点では令和元年度の収入未済額が5万4230円削減されましたことから、今後におきましても、収納対策を適切に行いながら収入未済額を順次回収してまいります。また、世帯の収入が少なく、納入が困難な保護者につきましては、分割納入の相談や就学援助制度の説明など、きめ細やかな収納対策を実施してまいります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 奈良委員からの霊園管理手数料の収入未済額についてのお尋ねにお答えいたします。

霊園管理手数料につきましては、青森地区の市営霊園及び浪岡地区の墓園、こちらの4つの市営霊園の管理手数料の収入未済額でありまして、令和元年度につきましては、滞納繰越分として、青森地区、浪岡地区合わせて687件、108万170円、現年繰越分につきましては、両地区合わせて401件、61万5520円、合わせまして1088件、169万5690円となっております。収入未済額の原因ではありますが、まずは、霊園管理手数料につきましては、ほかの使用料と比べまして、1件当たり年間使用料が1000円など、非常に低額となっており、納め忘れというのがあります。そちらのほうにつきましては、電話催告、また、霊園管理事務所において、墓参者の方に対する指導などを行っております。また、霊園管理手数料につきましては、その事柄

の内容から、使用権者が死亡した場合、お墓を継ぐ承継人の不在というものが原因としております。これらにつきましては、担当課において、戸籍により承継人の確認などを行い、収入未済額の減額に努めているところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 すみません、市民部長、これ、取り下げるって言っていただけ、私。(発言する者あり) 言ってないでしょう、ごめんね。浪岡分が6300円プラスになったんだけど、少額なんだけど、内容、理由、今後の見通しと聞いたんですけれども。(発言する者あり) まあ、いいです。分かりました。後で結構ですので、教えてください。

じゃあ、次、特別会計に移ります。

令和元年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算付属書②のほうですね。4ページから7ページ、競輪事業特別会計、歳入4款諸収入1項諸収入3目財産運用収入及び4目雑入について。競輪事業収入未済額の内容、理由と今後の見通しをお示してください。

同じく18ページから25ページ、国民健康保険事業特別会計、歳入1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税、2目退職被保険者国民健康保険税、歳入8款諸収入2項雑入1目一般被保険者第三者行為納付金、2目退職被保険者等第三者行為納付金及び3目一般被保険者返納金に関連し、国民健康保険事業特別会計の収入未済額の内容、理由と今後の見通しをお示してください。

同じく132ページから133ページ、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計、歳入3款諸収入1項貸付金元利収入1目母子福祉貸付金収入、2目寡婦福祉資金貸付収入、3目父子福祉資金貸付収入、歳入3款諸収入2項雑入2目雑入に関連し、母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の収入未済額の内容、理由と今後の見通しをお示してください。

続いて、病院事業会計。

市民病院の平成30年度、令和元年度のカード払いの実績をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 それでは、競輪事業所につきまして、収入未済が発生した理由、今後の見通しについてお答えいたします。

令和元年度における競輪事業所所管の収入未済額につきましては、滞納繰越分が施設貸付収入10万4300円と売店電気使用料7万2427円、計17万6727円、現年度分が施設貸付収入12万2697円と売店電気使用料5万9211円の計18万1908円、合計35万8635円となっております。

これらの発生理由であります。滞納繰越分につきましては、定期的に滞納者と接触を図ることによりまして、計1万円納付がなされましたが、市税滞納分の支払いを優先していることもありまして、収入未済の解消には至らなかったものでありま

す。また、現年度分であります。年度当初、6月に納付があつて以降、未納が続きましたことから、滞納者に競輪場内におきまして、幾度となく接触し、納付を促してまいりました。再度10月に納付がありましたが、その後は残念ながら納付に至らず、結果的に未納のまま出納閉鎖に至ったものであります。なお、出納閉鎖後9月9日までの間、滞納繰越分につきましては売店電気使用料5000円の納付、また、現年度分につきましては、施設貸付収入12万2697円が完納されましたほか、売店電気使用料8198円の納付が確認できているところであります。

今後の見通しであります。滞納繰越分につきましては、引き続き、滞納者との接触を図り、少しずつではあります、納付が見込まれると考えております。また、現年度分につきましては、9月中に完納するという事で、御本人の御意向を確認できているところであります。今後も引き続き、滞納繰越分の解消に努めるとともに、新たな未納を発生させないよう、期限内納付の徹底を図るなど、収納対策強化を図ってまいります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 税務部から国民健康保険税関連の3点の御質疑に順次お答えいたします。初めに、順不同になりますけれども、その辺は御了承いただければと思います。

まず、一般被保険者第三者行為等納付金につきましては、交通事故などの第三者の加害行為で負傷し、国民健康保険を使用して、医療機関等を受診した場合、被保険者に代わって、市が負担した療養給付費を加害者や損害保険会社に求償する債権であります。令和元年度における収入未済額については1070万8559円となっており、その理由といたしましては、第三者行為等納付金は、交通事故などを原因とした債権であり、1件当たりの債権金額が高額になる傾向にあること、また、現在の収入未済額のほとんどの加害者が無保険で、加害者本人が債務者となっているため、相手方が損害保険会社である場合とは異なり、一括納付が困難であることが挙げられます。

これら収入未済額6件のうち、損害保険会社が相手方となっている1件につきましては、損害保険会社側との手続が完了し、114万9726円が納入となっております。ほか5件につきましては、加害者が債務者となっており、うち2件については分割納付をしており、残り3件の納付に応じていない方に対しましては、関係各課の連携によりまして財産調査を実施し、今後、法的手続を実施していくことを考えております。

次に、退職被保険者第三者行為等納付金は、一般被保険者第三者行為等納付金と同様に、交通事故などの第三者の加害行為で負傷し、国民健康保険を使用して、医療機関等を受診した場合に、被保険者に代わって、市が負担した療養給付費を加害者や損害保険会社に求償する債権ですが、医療制度が異なるため区分しているもの

で、収入未済額は8万4765円となっており、その理由は、一括納付が困難で、分割納付としたことによるものであります。

なお、この収入未済額1件につきましては、分割納付が計画通り履行されておりますので、令和3年までには完納となるものと見込んでおります。（「令和3年、いいですね」と呼ぶものあり）はい。

次に、一般被保険者返納金につきましては、全国健康保険協会管掌健康保険等の加入、あるいは他市町村への転出によりまして、国民健康保険の資格を喪失した後に、国民健康保険被保険者証を使用して、医療機関等を受診した場合、市が負担した療養給付費に相当する額を本人等に請求する債権で、令和元年度における収入未済額は262万4499円となっております。その理由につきましては、納入義務者の失業等による収入減、あるいは生活保護の受給などの経済的要因のほか、当該返納金は国民健康保険の資格喪失後に国民健康保険被保険者証を使用したことにより発生するもので、被保険者の方が受診した医療機関で医療費の一部負担をしていることから、保険者側に返納金が発生することを認識していないということが挙げられます。

これらの収入未済額につきましては、旧保険者と現保険者との間で調整し、返納金を精算する保険者間調整というものがあります。この制度を活用するとともに、電話催告や催告書の送付を徹底しまして、また、長期滞納者に対しては、関係各課の連携により財産調査を実施し、法的手続を適切に実施していくことにしております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 奈良委員からの母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額の理由と今後の見通しについての御質疑にお答えいたします。

母子父子寡婦福祉資金貸付金のうち、母子福祉資金貸付金の収入未済額につきましては、現年度分は190件、757万7049円、滞納繰越分は320件、5766万2402円、合計で510件、6523万9451円となっております。父子福祉資金貸付金の収入未済額につきましては、現年度分は1件、27万2004円、滞納繰越分は1件、2万2667円、合計で2件、29万4671円となっております。寡婦福祉資金貸付金の収入未済額につきましては、現年度分は3件、26万8220円、滞納繰越分は4件、162万5990円、合計で7件、189万4210円となっております。また、支払い督促申立後に和解が成立した債権について、納付の不履行により発生した遅延損害金が現年度分で2万4214円となっております。収入未済額の主な理由であります。督促状の送付や文書・電話催告、償還協力員による臨戸訪問、債権回収会社への委託の実施により納付を促したものの、母子家庭、父子家庭並びに寡婦における経済的な厳しさを理由に償還が困難になっていることによるものであります。

今後の見通しにつきましては、債務者の経済状況等も見極めながら、引き続き、債権管理事務のスキームに基づき、督促状の送付や文書・電話による催告の強化・徹

底を図り、収入未済額の圧縮に努めてまいります。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 奈良委員からの市民病院医療費に係るクレジットカード納付についての御質疑にお答えいたします。

市民病院では、医療費収納対策の一環として、患者さんが納付しやすい環境づくりなどを目的とし、平成23年4月からクレジットカード決済を導入しているところでもあります。平成30年度及び令和元年度の個人負担分の医療費納付額に占めるクレジットカード決済での納付額及びその割合についてであります。平成30年度は、個人負担分の納付総額10億2055万9937円に対し、クレジットカードによる納付額は1億5810万3990円で、納付額に占める割合は15.5%、令和元年度は、個人負担分の納付総額9億2768万9654円に対し、クレジットカードによる納付額は1億8895万6384円で、納付額に占める割合は20.4%となっております。

クレジットカード決済を導入した平成23年度以降、クレジットカードによる納付額の全体に占める割合は年々増加している状況にあります。

○竹山美虎委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 御答弁ありがとうございます。一応、過去に質疑してきた関係で、今のクレジットカードとかの関係も質疑させていただきました。

それでは続いて、総括的に伺います。

まず、未収債権の債権回収会社への委託について、平成30年度及び令和元年度の回収の件数及び金額をお示しくください。これも数年前からの引き続きの課題であります。

2つ目、平成30年第3回定例会決算特別委員会で、私が質疑をさせていただき、答弁されております。平成30年度以降の収納対策本部としての取組をただしたところではありますが、その後の検討結果と経過並びに結果、実施した主な収納対策の取組をお示しくください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 奈良委員からの2点の御質疑に順次お答えいたします。

初めに、債権回収会社における平成30年度及び令和元年度の回収件数及び金額についてお答えいたします。

本市では、平成23年度から、市が保有する未収債権のうち市外在住、居所不明、その他対応困難な案件といたしまして、市営住宅使用料、母子父子寡婦福祉資金貸付金、市民病院診療費、浪岡病院診療費、水道料金の5つの債権を債権回収会社へ委託しております。お尋ねの平成30年度及び令和元年度の債権回収会社による回収件数及び金額につきましては、平成30年度は、市営住宅使用料が1件で18万円、母子父子寡婦福祉資金貸付金が14件で68万1720円、市民病院診療費が125件で85万8083円、水道料金が78件で57万267円、合計で、件数では218件、金額では229万70円となっております。なお、浪岡病院診療費につきましては、当該年度につきましては、委

託対象債権がなかったため、ゼロ件となっております。また、令和元年度は、市営住宅使用料が1件で18万円、母子父子寡婦福祉資金貸付金が17件で144万2930円、市民病院診療費が96件で60万3167円、浪岡病院診療費が3件で4万2711円、水道料金が116件で71万2808円、合計では、件数で233件、金額では298万1616円となっております。

次に、平成30年度以降に実施いたしました収納対策本部における主な収納対策の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

青森市収納対策本部では、毎年度、各歳入金について前年度の債権管理事務の執行状況あるいは収納対策の実績検証を行った上で、当該年度の収納対策を決定し、その対策に取り組んできております。

平成30年度の主な収納対策の取組としては、1つに、適正な債権管理の推進として、債権別の管理事務のスキーム及びマニュアル等に基づき、各債権の性質に応じた適正かつ効率的な事務執行に努めるとともに、債権管理員である各債権所管課長の業績評価にその達成状況を反映させたこと。2つに、催告の強化として、分割納付者の履行管理の徹底及び青森市納付お知らせセンターによる納付勧奨対象項目を拡大したこと。3つに、強制徴収の徹底及び行政サービスの制限として、強制徴収公債権の財産等調査に基づく差押えや交付要求の実施及び支払い督促等の民事手続を積極的に活用したこと。4つに、納付機会の拡大及び特別徴収の徹底として、スマートフォンを利用した納付等新たな収納方法を検討したことであります。

また、令和元年度において実施した主な取組につきましては、1つに、適正な債権管理の推進として、改正民法の令和2年4月からの施行に向けて、関係する債権について、事務の見直しを行い、適切に対応できる体制を整えたこと。2つに、催告の強化として、令和元年8月から携帯電話のショートメッセージサービスを利用した納付勧奨を実施したこと。3つに、強制徴収の徹底及び行政サービスの制限として、市営住宅の使用料の滞納事案につきまして、法的手続に係るスキーム及び市営住宅使用料収納マニュアルに基づき、明渡し請求等の法的措置への移行に向け準備を行ったこと。4つに、納付機会の拡大及び特別徴収の徹底として、令和元年4月からスマートフォンを利用したインターネットバンキング納付を実施したこと。また、青森県等との連携、外部委託の推進として、市・県民税を滞納している自営業者や給与特別徴収事業者に対し青森県東青地域県民局県税部と合同で訪問催告を実施し、また、債権回収会社へ委託する対象収入項目の拡大及び委託先として、弁護士法人を追加したことが挙げられます。

最後に、令和2年度においては、これまでの取組に加えまして、適正な債権管理の推進として、今般の新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方に対して、徴収の猶予等を適切に行うこと、また、今後の収納対策について検討するため、他都市の取組について調査を行い、実施に向けて検討すること。また、強制徴収の徹底及び行政サービスの制限として、滞納処分の差押えについて、従来実施してきた

方法に加えまして、新たな方法についても検討することを追加するとともに、納付機会の拡大及び特別徴収の徹底として、スマートフォンを利用したクレジットカード決済の納付を令和2年4月から実施したことであります。

市といたしましては、歳入の確保は市の行財政運営の根幹に関わる重要な問題であることから、債権所管各部局の共通認識の下に、関係部局間の連携を密にしながら、一つ一つの取組内容を充実させるとともに、引き続き、適正な債権管理の推進に努め、一層の収納対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 ただいま市民部長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。市民部長。

○坪真紀子市民部長 先ほどお答えできませんでした浪岡地区の霊園管理手数料の収入未済額の要因につきましてお答え申し上げます。

この収入未済額につきましても、墓地の使用権者の死亡及び承継者の不明により3件発生したものであります。これにつきましても、戸籍等により承継人があるかなしかの追跡調査を行っているところであります。

以上でございます。その場でお答えすることができず、大変申し訳ございませんでした。

○竹山美虎委員長 奈良委員。

○奈良祥孝委員 私の持ち時間、47分を過ぎましたので、以上で終わります。

ありがとうございました。

○竹山美虎委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時20分からといたします。

午後2時8分休憩

午後2時20分再開

○竹山美虎委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、渡部伸広委員。

○渡部伸広委員 公明党の渡部伸広でございます。

まず、各事業の質疑の前に、このたび渡されました「令和元年度主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書」についてちょっと質疑をさせていただきたいと思います。

この報告書の中身には、実績等の数字は出ておりますけれども、各事業の目標値でありますとか、実績値及び事後評価も新たに記載するべきと考えますが、その見

解を求めます。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 主要な施策の成果の記載内容につきましてお答えをいたします。

「令和元年度主要な施策の成果及び予算の執行実績に関する報告書」は、決算を議会の認定に付するため、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、主要な施策の成果等を取りまとめ作成したものであります。この報告書は、「令和元年度の財政運営と決算の概要」、「予算の執行実績等」、それから、「主要な施策の成果の説明」で構成されております。そのうち、「主要な施策の成果の説明」におきましては、各施策を構成する主要事業の活動実績・成果を記載しているところであります。

渡部委員お尋ねの各事業の目標値及び評価であります。次年度の予算編成に向けて、事業の方向性を検討するために実施しております事業点検におきまして、事業の実施により発生する効果・成果を表す評価指標として、事業ごとに1つ目標値を設定し、評価を実施しております。これは、あくまでも予算編成過程におけます検討作業の一環として活用することを目的に、各部局において実施しているものであります。そのため、「主要な施策の成果の説明」に目標値及び評価は記載しておりませんが、決算資料といたしまして、より詳細な実績をお示しできるように、各事業における様々な活動実績・成果を記載しているところであります。

今後ですけれども、どのように記載すれば、より有益かつ分かりやすい報告書となるか、他都市の状況も含め調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。調査・研究をしてまいるということであります。

私たち議員は、今、決算特別委員会の委員として、市民を代表して、税金で行われた事業がどうだったのか、その決算の認定をしなければいけない立場にあるわけです。それで、審査を効率的——私たちは素人ですから、皆さんみたいに専門の勉強をしたり、鍛えられたわけではありませぬので、審査を効率的かつ有効に行うためには、審査資料の形成や種類を分かりやすく書いていくべきであると私は思います。この報告書は、実績等は分かります。数は出ておりますけれども、じゃあ、その数字を受けての事業の評価でありますとか、何を達成したのかというところまでは記載されていないわけでありませぬ。

多くの自治体は、事業シートまたは事業評価シートという形で活用されております。先ほど、企画部長はあくまでも予算編成の過程における検討作業の一環としてというお話をされましたけれども、現に平成28年度までは事業概要表という形で公表されていたわけですね、こういう形で。ですので、内部資料であれば——まあ、表に出てはまじい数字とかもあるかもしれませんが、そういうところは載せなくて

も結構でありますけれども、あとは、そんなに大きな手を加えなくても、職員の皆さんがそれほど苦になるような作業ではないと思いますので、先ほど企画部長のほうから他都市も調査してということでもありますので、来年の決算特別委員会のときまでには多分すばらしいものができるんだろうなと思いますので、それを期待して、これは終わります。

次に、令和元年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算付属書①232ページ、第7款商工費第1項商工費第2目商工業振興費に関連して、6つの事業をお伺いする予定です。

時間の関係で全部できないかもしれませんが、最初に、起業・創業等支援拠点運営事業の評価指標と実績をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 渡部委員からの起業・創業等支援拠点運営事業の評価指標と実績についての御質疑にお答えいたします。

本事業は、東青地域4町村及び支援機関と連携し、若者をはじめとした起業・創業等、新ビジネスへの挑戦を支援するため、青森商工会議所会館1階にありますあおもりスタートアップセンターにおいて、起業・創業支援の専門家でありますプランナーが常駐し、起業・創業等に必要な経営知識などに関する情報提供やアドバイス等の支援を行っているものであります。

本事業の評価指標は、あおビジ・あおもりスタートアップセンターの支援による市内での年間創業件数としており、令和元年度は、目標値22件に対して、実績値20件と目標を若干下回ったところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。事業実績が目標値よりも下回ったということではありますが、その点についての評価をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 再度の御質疑にお答えいたします。

実績を下回った事業の評価ということでもありますけれども、本事業は、令和元年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、外出自粛等による経済的な影響を受けたことなどにより、相談件数が減少してしまいました。そのため、創業件数も目標を下回ったものと考えております。結果として未達ではありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、依然として地域の経済が厳しい状況がある中で、起業・創業、地元企業による新たな事業展開等の取組は、地域経済の活性化を図る上で、重要と考えておりますので、必要に応じて見直しを図りながら実施してまいりたいと考えております。

○竹山美虎委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。そういうところなんですよ。評価とい

う部分で。必ずしも目標の数が達成しなかったから、その事業自体が駄目なのかということではないと思うので、これは必要な事業だと私も思いますので、そういったところもやはり併せて載せてほしいという意味であります。

次に、地域ベンチャー支援事業の評価指標と実績をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 地域ベンチャー支援事業の評価指標と実績についてお答えいたします。

本事業は、起業マインドの醸成や新たな事業展開を促進するため、域内外で活躍する起業家などによるあおもりスタートアップ支援セミナー、通称あおスタと申しますけれども、その開催や市内大学等の学生によるビジネスアイデアコンテストの開催などを行うものであります。

本事業の評価指標は、学生ビジネスアイデアコンテストの参加者数としており、令和元年度は、目標値100人に対して、実績値180人と目標を達成したところであります。

○竹山美虎委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。令和元年度は、目標は100人で、180人ということですね。分かりました。

次に、あおもりフィールドスタディ支援事業の評価指標と実績をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 あおもりフィールドスタディ支援事業の評価指標と実績についてお答えいたします。

本事業は、学生団体等が地元関係者等と連携し、地域の社会課題の解決を目的とした実践的な活動や起業につながる活動等を行うフィールドスタディー——現地学習でありますけれども、それを支援し、地域経済活性化と若手リーダー人材の育成を図るものであり、審査会での結果を踏まえ選定されました事業を実施する市内に住所を有する高等学校、専門学校及び大学等の学生等で構成いたします団体に対し、その事業活動に要する補助対象経費の5分の4、補助金額40万円を限度とし、予算の範囲内で補助金を交付するというものであります。

本事業の評価指標は、補助金を活用して、学生団体等が実施した事業数としており、令和元年度は、目標値10件に対し、実績値6件と目標を下回ったところであります。

○竹山美虎委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 この事業も目標値10件のうち、6件という実績になって、下回っておりますけれども、この事業に対する評価はどうなっておりますか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 あおもりフィールドスタディ支援事業の評価についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和元年度は、先ほども申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により様々な事業が影響を受けております。本事業については、1件の事業が廃止になったほか、本事業の活用に向けた相談はありましたけれども、企画段階にとどまり、申請に至らなかったケースがありましたので、目標値を下回ってしまったものであります。

本事業は、学生団体等による地域の社会課題解決や将来の起業につながる活動を支援することにより、地域経済の活性化と若手リーダー人材の育成を図ることを目的としており、新たなビジネスに挑戦するための環境整備を進めていくためにも、引き続き取り組む必要があるものと考えております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 分かりました。ありがとうございます。

この件に関して、今、1つちょっと気がついたところがありまして、今もし答えられなければ、後でも結構ですけれども、この事業に対して、決算付属書の決算額は204万4000円になっているんですが、こっちの報告書のほうの決算額が214万4000円になっているんですね。この差は今、分かりますか。分からなければ、後で結構です。10万円ちょっと差があるんですけれども（発言する者あり）じゃあ、後でいいです。

次に行きます。首都圏ビジネス交流拠点運営事業の評価指標と実績をお示ください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 首都圏ビジネス交流拠点運営事業の評価指標と実績についてお答えいたします。

本事業は、東青地域4町村と連携し、首都圏での積極的なシティプロモーションや事業者の販路拡大等を支援するアンテナショップ「A o M o L i n k ~赤坂~」を運営するというものであります。

本事業の評価指標は、「A o M o L i n k ~赤坂~」における売上額としており、令和元年度は、目標値2861万9000円に対し、実績値2873万1000円と目標を達成したところであります。

○竹山美虎委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 分かりました。

次に、空き店舗リノベーション支援事業の評価指標と実績をお示ください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 空き店舗リノベーション支援事業の評価指標と実績についてお答えいたします。

本事業は、商店街において、にぎわいと魅力を創出し、地域経済の活性化を図るため、商店街の区域等において、空き店舗の1階部分を活用するなどの一定の要件

に該当した場合、出店または事業所等を開設する市内の中小企業者等に対し、当該空き店舗の改修工事費の一部について、補助率3分の1または2分の1、補助金額100万円または150万円を限度とし、予算の範囲内で補助金を交付するというものがあります。

本事業の評価指標は、空き店舗補助の支援件数としており、令和元年度は、目標値3件に対し、実績値4件と目標を達成したところであります。

○竹山美虎委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

次に、企業誘致活動事業の評価指標と実績をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部長。

○木村文人経済部長 企業誘致活動事業の評価指標と実績についてお答えいたします。

本事業は、本市の企業立地環境や優位性をアピールし、本市産業の振興と雇用機会の増大を図るため、首都圏を中心とした企業への訪問、各種展示会や青森県主催のあおり産業立地フェアへの参画により本市の立地環境のPRを行うものであります。また、既に本市へ立地しております企業の定着や規模拡大を促進するため、定期的に立地企業を訪問し、企業動向や企業ニーズの把握を行うほか、市内高校・専門学校・大学への同行訪問、ホームページへの求人情報の掲載など、企業の採用活動のサポートを行うものであります。

本事業の評価指標は、本市への立地企業数としており、令和元年度は、目標値3社に対し、実績値3社と目標を達成したところであります。

先ほど、フィールドスタディ支援事業につきまして、目標値6件と申し上げましたが、正しくは実績値6件でありますので、謹んでお詫びし、訂正させていただきたいと存じます。

○竹山美虎委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 分かりました。ありがとうございます。

次に、216ページ、第6款農林水産業費第1項農業費第3目農業振興費に関連して、あおり産品販売促進事業の評価指標と実績をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 渡部委員のあおり産品販売促進事業の評価指標と実績についての御質疑にお答えいたします。

本市では、魅力ある農林水産品の地産地消や域内外への販売促進を図り、農林水産業の発展と農林漁業者の所得向上を図るため、あおり産品販売促進事業を実施しております。具体的には、青森県と連携し、大手流通事業者等の店舗において、市長トップセールスを行い、本市農水産品をPRしているところであります。また、生産者及び生産者団体等が大量消費地である首都圏で開催される商談会などに参加する際の出店経費の一部を支援するなど、販路拡大に向けた機会の確保を行ってお

るところであります。

本事業の評価指標は、当該事業における販路拡大に向け、商談会への出展を支援した団体の商談件数としております。令和元年度は、目標値34件に対し、実績値78件と目標を達成したところであります。なお、商談件数78件のうち、35件について商談が成立しております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 ありがとうございます。

それでは、平成30年度の商談件数と成約件数をお示しいただきたいと思います。また、令和元年度と比較をして、増減の理由と当該事業に対する評価をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。農林水産部長。

○加藤文男農林水産部長 再度の御質疑にお答えいたします。平成30年度の商談件数と成約件数、令和元年度の増減での事業評価についてのお尋ねであります。

平成30年度の商談件数につきましては31件でありまして、成約件数は6件でありました。令和元年度は平成30年度に比べ、商談件数は47件の増加、成約件数につきましても29件増加となったところであります。商談件数及び成約件数ともに増加した理由といたしましては、首都圏では、外食産業、スーパーマーケット、美容、健康など、多種多様な分野を対象とした商談会が開催されておりまして、平成29年度及び平成30年度はどの分野が効果的にマッチングできるかを検証するとともに、令和元年度において、それまでの蓄積したノウハウ等を活用することができたことによるものと考えております。

本事業に対する評価についてであります。市ではこれまで、商談件数、成約件数の確保に向け、生産者及び生産者団体と本市産品の特徴や強み、ターゲットとしている業界などについて意見交換しながら本事業に取り組んできたところであります。この結果として、本事業の目的であります本市の魅力ある農林水産品の地産地消や域内外への販売促進に寄与しているものと評価しております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 渡部委員。

○渡部伸広委員 分かりました。そのまま続けていくことが大事かと思っておりますので、以上で私の質疑を終わります。

○竹山美虎委員長 次に、中村節雄委員。

○中村節雄委員 自由民主党の中村節雄です。質疑に入る前に、一言述べさせていただきます。

このコロナ禍において、今年の青森ねぶた祭が中止になりました。8月7日に、ラッセランドにねぶたを3台展示し、囃子も演奏しながらということで、青森市民限定で第1部2000人、第2部2000人ということで開催されました。私の娘が応募し

たところ、運よく第1部のそれに当選して、私と娘と孫と3人で見に行っていました。ねぶたばかの私にとっては、非常にやはり寂しい思いがしたと。ねぶたはやっぱり動いて何ぼのものという強い思いがあります。あの展示されているねぶたを見ると、何か今年のねぶたはこれで終わりなのかという気持ちに、思いやられました。一日も早くこのコロナが終息して、来年のねぶたは今年の中止になった分を発散したいなという思いに駆られております。何よりも、ねぶたの扇子持ちとして今までやってきた経験の中では、ねぶたを生かすも殺すも扇子持ち次第と後輩に常に言ってきた中では、ねぶたを動かさないというこの思いに、セミが抜けてしまった抜け殻の気持ちでありました。そういう部分において、本当にコロナの終息を早く願うものであります。

それから、先ほど奈良委員のほうから、青森市一般会計・特別会計の収入未済額、それから、不納欠損額の平成10年度からの一覧を頂いたという、非常に参考になる資料を頂いて、ありがたく思います。ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。

まず初めに、第22款諸収入第5項雑入第5目雑入、生活保護法第63条返還金についてお伺いをしたいと思います。

平成29年度から令和元年度までの生活保護法第63条返還金の収入済額について、その件数及び金額をお示しくください。また、平成30年10月以降、当該返還金を毎月支給する生活保護費から引き取りできることになりましたが、これまでの件数及び金額をお示しくください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 中村委員からの生活保護法第63条返還金についての御質疑にお答えいたします。

生活保護法第63条返還金は、生活保護受給者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときに、保護に要した費用を返還させるものであり、その主な要因といたしましては、各種年金の遡及受給、不動産などの資産売却、交通事故の補償金等の収入を得たことにより発生するものであります。

平成29年度から令和元年度までの生活保護法第63条返還金収入済額の調定件数及び金額は、平成29年度は9843件で1億1843万3950円、平成30年度は9131件で1億140万3072円、令和元年度は8203件で9828万456円となっております。

また、平成30年6月の生活保護法一部改正により、これまで生活保護費から徴収できなかった法第63条返還金について、同年10月1日からは、生活保護受給者の同意を得た上で、直接徴収することができることとなったものであります。平成30年10月1日から令和2年3月31日までに法第63条返還金を決定した件数は555件であり、このうち、納付済みなどを除いた55件のうち、この制度改正を受け、生活保護費から徴収した件数は8件で、その金額は42万9000円となっております。

生活保護費からの徴収につきましては滞納防止策として有効な手段の一つであり

ますことから、引き続き、生活保護受給者に法の趣旨を説明し、同意を得た上で、徴収できるよう努めてまいります。

○竹山美虎委員長 中村委員。

○中村節雄委員 答弁ありがとうございました。収入済額の3か年を聞いたところ、件数も減ってきて、金額も減ってきているということでありましたが、生活保護法一部改正によって、全国の弁護士会とかがちよっと騒いだときがあって、生活保護費だのなんだのから天引きできるとか、様々なそういう話の中で、弱者いじめだという、生活困窮者支援法とか、様々な絡みがあって、そういう話があったんですが、同意を得た上で、徴収できると。いじめるというあれでなくて、法の趣旨をちゃんとよく理解していただきたいという思いがありますので、その辺は丁寧にしながら、生活保護費から徴収できる制度ですので、ぜひとも、やはり——納付済みを除けば、55件あるということですから、丁寧な説明をしながら徴収に努めていただきたいなと思います。

それでは、次の質疑に移ります。不納欠損額についてお尋ねをいたします。

第1款市税1億8221万5830円、第14款分担金及び負担金第2項負担金第2目民生費負担金、児童保育負担金942万4131円、放課後児童会利用負担金43万1400円、合計額985万5531円、第15款使用料及び手数料第1項使用料第6目土木使用料、市営住宅使用料192万1412円、第15款使用料及び手数料第2項手数料第3目衛生手数料、霊園管理手数料47万8194円、合計額239万9606円の不納欠損額がありますが、それぞれの件数と今後の対策についてお示してください。また、第22款諸収入第5項雑入第5目雑入、597万789円の不納欠損額については、その内容と件数をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。税務部長。

○梅田喜次税務部長 中村委員からの市税の不納欠損額についての御質疑にお答えいたします。

令和元年度決算における市税の不納欠損額1億8221万5830円の件数につきましては、市民税が3112件、固定資産税が5657件、軽自動車税が1070件、合計で9839件となっており、平成30年度と比較いたしますと、不納欠損額では2766万9144円、件数では296件減少しております。

今後の対策といたしまして、市といたしましては、納期限までに市税の納付がなかった場合はこれまでも青森市納付お知らせセンターからの納付勧奨を行っており、また、職員による電話催告や催告書の送付、夜間・休日における納付相談、財産調査及び財産の差押え、青森県市町村税滞納整理機構への徴収委託、さらには、青森県東青地域県民局県税部との合同徴収などを実施したところであります。今後におきましても、これらの取組を徹底いたしまして、時効完成等による不納欠損額の縮減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 中村節雄委員の霊園管理手数料の不納欠損額の内容と件数についての御質疑にお答えいたします。

15款の使用料及び手数料の不納欠損額239万9606円のうち、47万8194円は霊園管理手数料であります。霊園管理手数料は、市営霊園・墓園の使用権者が埋葬場所の種類等に応じて、年1回納付するものでありまして、不納欠損の件数は335件となります。

これにつきましての対策といたしましては、戸籍調査による承継人の調査、青森市納付お知らせセンターによる納付勧奨、電話及び臨戸による催告などを繰り返し行い、徹底してまいります。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 中村委員からの不納欠損額についての御質疑のうち、福祉部所管の不納欠損の内容と件数、また、その対策についての御質疑にお答えいたします。

14款分担金及び負担金の不納欠損の内容と件数につきましては、児童保育負担金が137件で942万4131円、放課後児童会負担金が149件で43万1400円の合計286件、985万5531円となっております。

また、22款諸収入の不納欠損の内容と件数につきましては、生活保護法第63条返還金が9件で413万7729円、生活保護費過年度分返還金が41件で182万6260円、病児一時保育負担金が3件で6800円の合計53件、597万789円となっております。

今後の不納欠損を生じさせないための対応といたしまして、債権管理事務スキームに基づきまして、督促や催告を適切に行い、納付を促していくなど、適切な対応をしてまいりたいと思います。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 中村委員からの不納欠損額に関する御質疑のうち、市営住宅使用料の不納欠損額の内容と件数についてお答えいたします。

15款の使用料及び手数料の不納欠損額239万9606円のうち、192万1412円は市営住宅使用料であります。市営住宅使用料の不納欠損額の件数は、68件となっております。

これに対する対応でありますけれども、市営住宅使用料の未納者に対する対応につきましては、これまでの文書催告や連帯保証人への債務履行協力の依頼などのほか、市営住宅使用料収納マニュアルをより実効性のあるものとするため、随時見直しを図っていくこととしております。また、引き続き、収入の減少などにより生活が困窮し、家賃の支払いが困難となった場合の減免制度の活用の周知についても、積極的に行ってまいります。

○竹山美虎委員長 中村委員。

○中村節雄委員 それぞれ税務部、市民部、福祉部、都市整備部から答弁をいただきました。ありがとうございました。

再質疑はありません。奈良委員のほうからも様々——奈良委員のほうは収入未済

額のほうで大分やっていただきましたのであれなんです、この不納欠損額については時効を迎えてしまう不納欠損額というのもあります。できれば、それを迎えなような、その件数を減らすということが——そのためには、その前段である収入未済額、この部分からきちんとやっていかなければいけないだろうなというのがあります。ですから、いろんな手だてをやって、減ってきているのも分かっておりますけれども、これが感覚的に自分のお金でないとすれば、気がちょっと緩むところもあるかと思うんですよ。

実は私、自分の会社でやっていたときに、下請会社にお金がないというので、先に払ってしまいました。ところが、倒産しました。私の役員報酬から差っ引かれました。民間では、そういうこともあり得るんです。やっぱり自分のお金だとなると、それからは、下請に工事をやらせるときには、ちゃんと出来高の部分の、ここまでできて、あれだからというので、それなら支払ってやるけれども。お金がないから、全額先に払ってもらえないかって、払ってやったら、いきなり倒産されました。そういうこともありましたので、そういう部分においては、人のお金だという感覚でなくて、やはり自分のお金だと。取りっぱぐれすれば、自分も食べられないんだという感覚を持って、今後も収納対策に力を入れていっていただければと思います。

何よりも、まずは、過年度分も含んで、収入未済額の現年度分・過年度分、それから、時効分に行かないような様々な方法もあるでしょうから、そういう部分では努力をさらにしていただければと思います。

次に、不動産売払収入についてお尋ねをいたします。

第18款財産収入第2項財産売払収入第1目不動産売払収入について、令和元年度の一般会計における普通財産の売払い件数をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。総務部長。

○能代谷潤治総務部長 中村委員の普通財産の売払い件数についての御質疑にお答えいたします。

令和元年度の一般会計における普通財産の売払い件数であります、売払いの対象とした普通財産が土地が29件、土地付建物が2件の計31件ありました。そのうち、売却に至った普通財産が土地が24件、土地付建物1件の計25件となっております。

○竹山美虎委員長 中村委員。

○中村節雄委員 ありがとうございます。売りに出したものの中で結構売れているなという印象を持っています。そういう売却のやつはこれからもまた出てくるかと思うんですけれども、そういう部分では財産収入になりますので、引き続きそういう部分では取り組んでいただきたいなと思います。

次に、議案別冊令和元年度青森市病院事業会計決算書から、高等看護学院の決算について質疑いたします。

高等看護学院事業費用は、平成30年度の決算で1億2783万6880円だったんですが、令和元年度の決算で9710万8847円となっており、3072万8033円、24%の減額決算と

なっておりますが、その主な理由をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 中村委員からの高等看護学院事業費用の減額決算の主な理由についての御質疑にお答えいたします。

令和元年度病院事業会計決算のうち、高等看護学院事業費用の減額決算となった主な理由につきましては、給与費のうち、退職給付費が約2130万円の減、給料及び手当が約740万円の減となったことによるものであります。退職給付費につきましては、平成30年度は教務主任2名分の退職金及び過去に人事異動により高等看護学院の事務職として在籍した職員2名分の定年に伴う公営企業会計負担分として約3980万円であったものに対し、令和元年度は総括教務主幹と専任教員の2名分の退職金として約1850万円となったところであります。また、給料及び手当につきましては、令和元年度の退職者のうち、1人が年度途中で退職となったことに伴い、約740万円の減となったことにより減額決算となったところです。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 中村委員。

○中村節雄委員 大幅なあれだということは、退職者とか、そういう部分でのところだということが分かりました。ありがとうございました。

高等看護学院に関しては、今のコロナ禍においてもそうなのですが、看護師不足だとか——医師不足はもう顕在化しているんですが、看護師不足も言われています。そういう中では、看護師をきちんと育成して、青森市に定着してというのが大きな役目かと思しますので、その辺は学生をきちんと満杯になるように募集して、募集枠があふれるというぐらいのうれしい悲鳴が出るぐらいの取組を引き続きしていただきたいというのを要望して、この項は終わります。

最後の質疑になりますが、第7款商工費第1項商工費第3目観光費、「DINING OUT AOMORI－ASAMUSHI」についてお聞きしたいと思います。

この事業は、昨年実施されました。浅虫地区の観光産業の活性化を目的に、高名な一流シェフが青森の食材を使いレシピを創作、これを地元で活用することにより新たな観光コンテンツを創作するといった事業だったと思います。実は、事業実施前に、私もお誘いを受けておりました。残念ながら参加することができませんでしたので、実施後の状況についてお伺いしたいと思います。

「DINING OUT AOMORI－ASAMUSHI」の実績とレシピの活用に関する検討内容についてお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村委員からの「DINING OUT AOMORI－ASAMUSHI」の実績等についての御質疑にお答えいたします。

ダイニングアウトは、高質な野外レストランをコンセプトに、これまで全国の有名な観光地などで17回開催されているところであります。本市では、浅虫温泉の活

活性化に向け、本市の豊かな食材を活用した食の観光コンテンツ化を図るため、浅虫温泉旅館組合や青森市などで構成する浅虫温泉地域創生実行委員会が主体となり、昨年の7月5日から7月7日まで、東北で初めて、「DINING OUT AOMORIーASAMUSHI」として開催し、123名の方に御参加いただいたところがあります。

本イベントは、東京代官山でミシュラン1つ星レストランを営業する目黒浩太郎氏がシェフを務め、ホスト役として、日本在住の著名な東洋文化研究家であり作家としても活動するアレックス・カー氏が、地元の自然・伝統・文化・歴史を踏まえ、総合的に演出し、浅虫地区の陸奥護国寺を会場に開催されたところでもあります。本イベントの実施に当たりましては、浅虫温泉の旅館・ホテルの料理人がレシピを活用した新たなメニューを創作するため、シェフのサポートをする調理スタッフとして参加したところでもあります。

イベント終了後、浅虫温泉の旅館・ホテルでは、新たなメニューを検討してきたところであり、昨年8月24日、25日に開催された青函ツインシティ30周年記念事業の青函グルメストリートに向けて、2つのメニューを創作したところでもあります。このほか、本年1月29日、2月19日、3月23日には、浅虫温泉の旅館・ホテルが東京からアドバイザーを迎えて料理研究会を実施し、メニューを創作したところであり、これまで3つのメニューが創作されたところでもあります。

○竹山美虎委員長 中村委員。

○中村節雄委員 御答弁ありがとうございました。

この事業について、私もちょっと調べてみました。このダイニングアウト事業というのが、これまで17回行われているという、答弁の中にもありましたけれども。北は北海道倶知安町、南は沖縄県石垣島で、全国各地で2012年からこれまで17回行われておりまして、高名な出演者の実演・アドバイスをヒントに数々の観光コンテンツを生み出しております。特に、佐賀県唐津市では、有田と唐津と伊万里の13の窯元がタッグを組み、お皿を作成して、高額な売上げを上げたとのことでもあります。この高名なシェフを呼んで、今レシピをあれでっていう部分はありますけれども、違う部分での取組にもこういうのがあるということは、広がりを持って、そういうのがあったということは、これからの浅虫地区においても、どういうふうにして活性化していくかという時宜を得たものと考えております。

再質疑したいと思いますけれども、1998年、青森市において、日本文化デザイン会議というものが開催されました。実行委員長はオカムラ食品工業の岡村恒一氏、それから、全体のデザイン会議の事業を実務的にやっていくところの副幹事長が、青年会議所から私と、それからもう1人、副幹事長が青森市から出向していただきました今の経済部理事、百田理事であります。実際、これに文化人が二百何十人ぐらいとか来て、私も百田経済部理事もある程度、実務委員会の中では上のほうのポジションでしたので、様々著名な方々とお会いになったかと思えます。その後、今

までとか、それが役立ったとか、お付き合いをされている方が百田経済部理事にいるかお伺いをしたいと思います。よろしくお願いします。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 中村委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

委員からお話があったとおり、日本文化デザイン会議、たしか市制100周年のときの事業としてやったという記憶はありますけれども、今、二十数年前の話なのであれですけれども、確かに、その当時、著名な建築家であるとか、狂言師であるとか、あと、デザイナーであるとか、そういう方々とお会いして、刺激を受けたということはありません。ただ、その事業にかかわらず、私どもは、各種事業・事務等を実施しておりまして、様々な方とお会いしながら、成長しながら事務を遂行している立場ですので、その日本文化デザイン会議にかかわらず、様々な事業でいい経験をさせていただいたなということで、ちょっとそれで勘弁していただきたいと思います。

○竹山美虎委員長 中村委員。

○中村節雄委員 ありがとうございます。

1998年、もう22年も前の話なんですが、オカムラ食品工業の岡村さんはまだいまだにお付き合いしているのもあり、中央薬品株式会社の三上さんもまだお付き合いをしている。やっぱり、そのたまたま与えられた——それで、私も、内田繁さん、デザイナーなんですが、亡くなりました。お付き合いをさせていただいておりました。そのほかに、当時、夜学塾とか、メンバーズサロンとかがあって、そのとき、会社は何と言ったかな、デジタル何とかで、千葉麗子さんという方と懇意にさせていただいておりました。ところが、今、私はちょっと後悔していることがあるんですが、そういう与えられた立場を生かして、お付き合いをしていれば、その当時、千葉麗子さんが孫正義さんと非常に仲がよくて、いつも遊んでいるというお話を伺っておりました。ところが、青年会議所の私と一緒にやった人間たちを慰労をしてやりたくて、青森で私をちょっと連れてってというお願いをされたんですが、勝手に行ってくださいと。それで、付き合いも薄いお付き合いに終わってしまいました。今思えば、その当時の青年会議所の後輩とか、そういう部分はいつでも付き合い合えるわけですよ。その特化した——ずるいなって、あなただけ千葉麗子さんと仲よくなれてというひがみを持たれたのに、そういうもったいないことをしました。

この事業も関わっている人は、実はホテルの料理人とか、そういう部分だけでなく、市役所の職員も関わっているし、様々な人が関わっております。そういうところから輪を広げて、人脈というのが一番大きな財産になるんじゃないかという思いがあります。ですから、さっき百田経済部理事があれしておりますけれども、ほかの事業とかもいっぱいあります。そういうものをやっぱり自分だけで独占するとか、そういう部分ではなくて、後世に財産として伝えていくという、そういう部分の取組は、何の事業でもそうなんですが、関わった人間が次の人間にもきちんと教えてつなげていくと。それは人も含めてやっていくということを要望をしたいと思いま

す。

それから、答弁にあった中では、旅館・ホテルの、今言ったみたいに料理人の皆さんとか、調理スタッフだとかっていうことであれでしたけれども、勉強して、3つのメニューも創作されているという。それで、その後も研究会で取り組んでいるということであって、今後、このイベントの効果が広がっていくことを期待しておりますけれども、ですから、今言ったみたいな形で可能であれば、この事業効果をもっともっと高めたり、広げたりするために、このレシピの活用をこれに参加した料理人だとか、メンバーを見ればホテルクラウンパレス青森——あれ、どこだったかな、ホテル青森だとか、そういうところとかも料理人の方が携わっているんですが、浅虫地区だけにとどめておくんじゃなくて、やはり青森市内全域に広げるぐらいの気概を持って、青森市の観光産業の発展に生かしていただければありがたいなと思いますので、その辺を要望して、私の質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○竹山美虎委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後3時50分からといたします。

午後3時19分休憩

午後3時50分再開

○竹山美虎委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑に先立ち、先ほどの渡部伸広委員への答弁について、経済部長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。経済部長。

○木村文人経済部長 先ほど、渡部委員の御質疑の中で、あおもりフィールドスタディ支援事業の歳入歳出決算付属書、いわゆる決算書と主要な施策の成果に記載されております決算額に差があるのはなぜかとの御質疑にお答えいたします。

当該事業の経費には204万4000円分の補助金と10万円分の負担金があり、主要な施策の成果では合計の214万4000円で表記されているものの、決算書ではそれぞれ分けて表記しており、10万円の負担金分は235ページの負担金の部分に表記しているものであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 質疑を続行いたします。

次に、山脇智委員。

○山脇智委員 日本共産党の山脇智です。

初めに、3款民生費1項社会福祉費に関連して、新型コロナウイルス感染症の市が管理する公共施設での対応などについて何点か質疑したいと思います。

新型コロナウイルスが長引く中であって、市の公共施設だけではなく、様々な面でこの社会活動が制限されているわけなんですけれども、やはり、このコロナの感染症対策と社会活動の両立という面では、なかなか市民の方からは、公共施設、市の福祉施設の利用が制限されていることに、いつまでこういう状況が続くのかという声が非常に多く寄せられるようになってきています。

そこで、最初にお尋ねするんですけれども、まず、市が管理する総合福祉センター及び市民センターにおいて、現在行われている新型コロナウイルス感染症の対策について示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 山脇委員からの総合福祉センターにおける新型コロナウイルス感染症対策についての御質疑にお答えいたします。

青森市総合福祉センターは、主に高齢者、障害のある方及び児童が利用しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策本部による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び公益社団法人全国公民館連合会による「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を基に、他都市の類似施設の状況をも踏まえながら対策を講じているところであります。

具体的な感染症対策といたしましては、利用者数は収容定員の半数以下とする、職員及び入場者に対するマスクの着用、来館時の検温、館内に手指消毒液の設置、トイレ、手すり等の消毒、利用に当たり、氏名、住所、連絡先を登録していただくこと、人との間隔はできるだけ2メートル空けること、1時間ごとに2回以上の室内換気、利用ごとに机や椅子、ドアノブ等の消毒等の対策を実施しております。また、高齢者及び障害のある方が利用する浴室は、1回当たりの利用人数を通常の約半分とし、1日の中でできるだけ多くの方に利用いただけるよう、利用時間を制限しながら運用しているところであります。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 山脇委員の市民センターの新型コロナウイルス感染症対策についての御質疑にお答えいたします。

市民センターにおける新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策本部による「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」及び公益社団法人全国公民館連合会による「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」を基に、他都市の類似施設の状況も踏まえながら対策を講じているところであります。

具体的な感染症対策といたしましては、来館前の検温のお願い、マスクの着用及びせきエチケットへの協力、小まめな手洗いや手指消毒のお願い、3つの密——密閉・密集・密接を避け、人と人との距離をできるだけ2メートル空けること、貸室等の利用人数を定員の半分以下とすること、定期的な換気を1時間に2回以上する

こと、飛沫感染のおそれのある活動、近距離での対面となる活動、接触・密着を伴う活動は対策を取って行うこと、参加者名簿を作成すること、利用ごとに机や椅子、備品、ドアノブ等の消毒を行うこと等の対策を実施しているところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 山脇委員。

○山脇智委員 それでは、1点、少し再質疑したいのと、私に市民から寄せられている声なども少し紹介したいと思うんですが、まず、総合福祉センターの浴室について、現在、定員を半分に、時間も半分にしているということなんですけれども、もともとそんなに密の状態でもなかったというふうに聞いていて、果たして、浴室を半分に、時間も半分に、そのことでちょっと大分利用に不便があるという声も聞いています。もちろん、感染症対策というのは一義的に考えなければなりませんし、感染者を出さない対応というのも必要なんですけど、その現状を見ながら、画一的な対応ではなくて、やはり現状に即した対応というのを利用者の声を聞きながら考える必要があるのかなと思って、まず、この問題については少し取り上げさせていただきました。

また、やはり今、答弁を聞いていますと、最初、中央市民センター及び各市民センターは、現在、利用の人数を半分で運用していますが、その前は全く使うこともできない時期が続いて、今、半分で使っているという面で言うと、半分になることによって、万徳議員も取り上げたんですが、やはり広く部屋を借りて、より利用料金がかかるという問題も発生しています。様々な文化活動を行っている団体ですか、NPO法人とか、大変金銭的にはなかなか苦しい状態での運営といたしますか、資金が潤沢な団体というのはほとんどないのが現状でして、やはりこの状況が長引くと、様々な活動などにも影響が出てくるということが私は考えられると思うんですけれども、その観点から少し再質疑したいんですが、まず、初めに、今、新型コロナウイルスについては、市内ではしばらく感染者が確認されていない状況と、あと、全国的な状況はまだどうなるかは分かりませんが、若干感染症の増加も抑えられている状況にあると思うんですけれども、県や国の動向なども恐らく注視しながらになると思うんですが、今後のこういった市が管理する公共施設における感染症対策、また、利用制限の見直しなどについてお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 今後の感染症対策についての再度の御質疑にお答えいたします。

国では、イベントの人数制限等の感染症対策について、新型コロナウイルス感染症対策分科会の議論を踏まえ、緩和の是非等を判断することとしております。市といたしましては、その状況を注視してまいりたいと考えております。

○竹山美虎委員長 山脇委員。

○山脇智委員 今、国の状況を見ながらというふうにおっしゃいました。当初はな

なかなか制限緩和の見通しというのは立たないというような聞き取りの中でのやり取りもあったと思うんですが、今、状況なども注視しながらということですので、この問題に関しては、やはり感染を抑えるという観点からの問題もありますし、一方で、様々な活動をしている文化活動やそういったものをどう保障するかという2つの観点でなかなか難しい問題かとは思いますが、やはりなるべく早く、もちろんこのコロナが収まるのが一番重要ではあるんですけども、そういった中であつても感染を抑えながら、なるべく利用している人たちに不便がかからないように今後対応してくださることを要望したいと思います。

次に、8款土木費6項緑花費について質疑を行いたいと思います。町会が管理する公園について質疑していきたいと思います。

市の公園の管理の形態は幾つかあると思うんですが、その中の一つに、町会が管理をしますということで公園等の愛護会をつくって、市から報償金をもらう形によって管理されている公園があると思います。私はこの地域で公園を管理するという取組は大変よいと思うんですけども、何点かお聞きしたいことがあるので、まず初めに、町会が管理する公園について、公園愛護会育成事業という名目ですが、この概要についてお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 山協委員からの公園愛護会育成事業についての御質疑にお答えいたします。

公園愛護会育成事業は、公園を親しみのある憩いの場とする公園愛護活動、また、地域の住民参加による緑のまちづくりを推進していくための公園美化活動に取り組む会、いわゆる公園愛護会を育成することを目的に平成6年度から実施しているところであります。

公園愛護会は5人以上の公園周辺の住民の皆様により構成される任意団体であり、主な活動といたしましては、公園内及び外周道路などの清掃・除草、遊具やベンチなど、公園施設の破損や樹木の病虫害の発見通報や応急措置、正しい公園利用の啓発活動などであり、おおむね5月から11月までを活動期間としており、今年度は71団体に活動していただいているところであります。また、市は集めたごみや刈り取った草を収集・処分するなどの支援を行っているところであります。

公園愛護会の活動につきましては、年度の初めに活動予定内容を記載した申請書などの書類を提出していただき、その内容に沿って活動を行っていただき、事業が終了した後に活動の状況を報告していただき、市は公園愛護会に対し報償金を交付しているものであります。その額につきましては、青森市都市公園等愛護会育成事業実施要綱に基づき、公園1か所につき1万円の基本額と、公園面積1平方メートル当たり10円の合計額となっており、1団体当たり合わせて10万円を限度としているものであります。

○竹山美虎委員長 山協委員。

○山脇智委員 御答弁ありがとうございます。今、公園愛護会について答弁あった中で、報償金の額についての答弁がありました。1つの公園に対して1万円。その後、面積割り額に応じて、謝礼を行って――最大10万円ということです。

この間、私はこの公園愛護会の活動を行っている方から幾つか相談を受けまして、その中の一つに、当然、市からお金を出していただいているというのは大変感謝しているという部分ではあるんですけども、その一方で、やはり5月から11月の管理費が、年間ということになると、1つの公園で大体3万円とか4万円とか、そういう部分での管理をしていくということになるというふうに聞いています。そういう中で何とかやりくりしているんですけども、やはり足りない分に関しては町会費から出して補っている団体も少なくないんだよというお話を聞きました。

その中で、1点特に強く要望されたのが、消耗品に関してなんです。草刈りなどを行うと当然、鎌ですとか、ほうきですとか、様々使っていく中で壊れて、どうしてもそれを更新するときとかに、全て持ち出しで買っている部分もあるので、他に何かお金はないのかなという問合せを受けたりもしました。当然ながら、私はこの公園愛護会が管理している公園を幾つか見たんですけども、普通に市が指定管理者に委託していたり、市が管理している公園に比べて、やはり非常にまめに清掃などがなされて、きれいに管理されている公園が非常に多いと感じています。そういった面では、参加する町会・団体などが増えるためにも、やはりこの制度についてはより使いやすい制度にさせていただきたいなという思いがあって、今回、質疑として取り上げさせていただきました。

町会からそういう声もありましたので、今後、また出されるかもしれませんが、予算の問題とかもありますけれども、なるべく使いやすい、より多くの町会がこの公園愛護会に参加する、こういう状況をつくっていただきたいということを要望して、私の質疑を終わります。

○竹山美虎委員長 次に、秋村光男委員。

○秋村光男委員 市民クラブの秋村光男です。私からは、簡潔に質疑と要望をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

初めは、自動車運送事業についてであります。

青森市の交通部では現在、チャレンジプラン2017の最終年度となっております。厳しい経営環境が続く中、輸送の安全を確保しながら、市民の足として、その役割を果たしていくため、経営改善計画を確実に実行していかなければなりません。そのような中、決算書を見てみますと、負債の合計は32億円を超えています。資金不足比率は9%を超えています。当年度の純損失は1億円を超えています。令和元年度未処理欠損金は20億円を超えています。このようなまだまだ厳しい数字が並んでおります。

そのような中で、交通部は運行ダイヤを夏ダイヤと冬ダイヤに分割した運行を始めましたが、冬ダイヤの運行は昨冬からです。その導入目的をお伺いたします。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 秋村委員の冬ダイヤの導入目的についての御質疑にお答えをいたします。

交通部では、「青森市交通事業経営改善計画～チャレンジプラン2017～」に基づきまして、安心して信頼のあるサービスの提供に向け、冬期に交通環境や利用状況が大きく変化する雪国としての地域特性に対応するため、夏ダイヤと冬ダイヤの2シーズン制のダイヤを導入し、バスの定時性の向上とダイヤの最適化を図っているところであります。

ダイヤ編成の基本的な考え方といたしましては、利用客の少ない夏期と、利用客が増加する冬期との運行ダイヤを調整し、冬期において、増便を行うとともに、運行実態に即した所要時間の見直しを行うなどにより、ダイヤの最適化を図っているところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 ありがとうございます。増便とか、あるいは運転時分の見直しということなんですけれども、具体的な数字が分かりましたら、教えてください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 秋村委員の増便及び運行時間の変更についての再度の御質疑にお答えをいたします。

令和元年度の冬ダイヤにおける増便につきましては、冬の利用客の増加に合わせてまして、令和元年度の夏ダイヤに比べまして、平日が23便増の882便、休日が14便増の757便としたところであります。

また、運行時間の変更についてでありますけれども、冬期における定時性を高めるため、路線系統ごとに、また、曜日や時間帯ごとに調整をしたものであります。例えば朝のラッシュ時——7時から8時台で申しますと、東部方面では、東部営業所発の国道線青森駅行きにおいて、夏期32分を冬期では47分と15分延ばしております。また、南部方面では、青森駅発の横内環状線におきまして、夏期69分を冬期95分ということで26分延ばしております。西部方面では、西部営業所発の新城線青森駅行きにおきまして、夏期26分を冬期38分と12分延ばしております。さらに、北部方面では、野木和団地発の野木和団地線東部営業所行きにおいて、夏期57分を冬期には73分と16分延ばしているという対応をしているところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 増便と時間調整といいますが、冬期用に夏期の運行時分にプラス何分かしているということだと思っておりますけれども、その取組をした効果というのはどうですか、分かりますか。どういう効果が出ているのかということをお伺いします。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 先ほど目的のところでは申し上げましたとおり、冬ダイヤにつきましては、定時性の向上などの効果を求めたところでもあります。ただ、令和元年度の冬ダイヤの効果につきましては、記録的な暖冬少雪により冬期間の利用者が減少したことなどから、冬ダイヤの本来の目的の効果・影響等について十分発揮できなかったところでもあります。

このため、今年度の冬ダイヤにおいても引き続き検証を重ねながら効果的・効率的な運行を目指してまいると考えているところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 確かに昨冬は雪が少なかったものですから、その効果はどうなのかというのはちょっと言いにくいところもあったかもしれませんが、やはり私は、効果といった場合には二、三年かかるんじゃないかと思うんですよね。やっぱりそのくらいのスパンでもって持っていかないとというふうに思うんですけれども、この通年ダイヤから冬ダイヤというものをつくったと。じゃあ、これからもこのダイヤを継続していこうと判断する判断材料というのはどの辺になりますか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。交通部長。

○赤坂寛交通部長 秋村委員の再度の御質疑にお答えいたします。今後も冬ダイヤを継続するかどうかの判断材料はどうなるのかという御質疑でありました。

秋村委員のほうからもありましたように、私どもとすれば、昨冬に初めて冬ダイヤということを実施しております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、ちょっと気候が通年ベースとは違ってということもありまして、今年度、また改めまして実施して、その効果を検証することとしております。これにつきましては、その中でまた天候の影響も考慮しながら、実質どういう効果が生まれるのかを冷静に見極めながら、私どもとすれば、先ほど冒頭で目的のところでは申し上げましたとおり、2つの定時性の向上とダイヤの最適化を目指すとしておりますので、そこのほうに沿うように、引き続き、検討を重ねて、継続して取り組んでまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 私とすれば、せっかく夏ダイヤ——通年ダイヤから冬ダイヤというのをつくった狙いは当然にしてあると思うんですけれども、まずは、このダイヤをしいたことによって、お客さんが増えたかということですよ。乗客が増えたかどうかということが非常に一番大事なところだと思うんですよ。それで、乗客が増えたことによって、収入が増えたというふうにつながっていきななきゃならないと思うんです。それで、検証するといった場合に、青森市の路線を全てということよりも、例えば青森駅から大学までのこの路線に、冬期間、何人乗って、どのくらいの

収入なんだと。それは前年度に比べてどうなんだと。そういうところからぜひとも検証してみて、これはいけるぞと、少し継続してみようじゃないかという判断をしたら、継続していくと。思ったより効果が上がらない、それこそ費用対効果といえますか、ちょっと金がかかり過ぎる、手間がかかり過ぎるというものであれば、ちょっとこの辺を見直しするかということがあってもいいのではないかと考えておりますが、いずれにしても、この冬期間に取り組む狙いは、市民の皆さん、利用者の皆さんの利便性の向上という1つの大きいところがあると思うので、ぜひとも目指して運行していただきたいということをお願いして、自動車運送事業の関係は終わりたいと思います。ありがとうございました。

次は、スポーツコミッション青森推進事業の実績についてお伺いをしたいと思います。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 秋村委員からの令和元年度のスポーツコミッション青森の主な事業内容についての御質疑にお答えさせていただきます。

スポーツコミッション青森は、スポーツツーリズムの推進をはじめ、スポーツ大会開催や合宿の誘致、地元スポーツチームへの支援、指導者の地元定着に向けた支援などに取り組んでいるところであります。

令和元年度の主な事業といたしましては、スポーツツーリズムの推進につきましては、スポーツイベントの情報発信を行ったほか、自転車を活用した観光——サイクルツーリズムに着目し、本市を含む陸奥湾沿岸の8市町村と商工・観光・環境団体で構成されるむつ湾広域連携協議会と連携し、陸奥湾を周遊する魅力的なサイクリングコースの設定に向けた検討を行ったところであります。スポーツ大会開催・合宿誘致につきましては、昨年8月に本市がホストタウンとなっておりますタジキスタン共和国柔道選手団の強化合宿を受け入れ、合宿期間中には、選手団の練習環境のサポートをはじめ、地元高校生によります市内観光案内や地域の祭りへの参加などの交流を実施したところであります。また、同じく8月に実施されました明治大学競走部の合宿をサポートするとともに、地元競技者との合同練習や小学生との交流を通じて、トップレベルの選手と交流する機会を創出したところであります。地元スポーツチームへの支援につきましては、青森ワッツやラインメール青森FCの選手と市民が交流できるイベントとして、市役所駅前庁舎1階の駅前スクエアにおいて、ワッツカフェ及びラインメールカフェを開催したところであります。また、両チームの選手によります実技指導や講演を行う学校訪問につきましては、青森ワッツが佃小学校、ラインメール青森FCが浜田小学校など、5校の計6校の小学校を訪問したところであります。指導者の地元定着や資質向上を図る取組としては、スポーツ指導員の資格取得に係る経費を助成しており、令和元年度は8名が当該制度を活用したところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 答弁ありがとうございました。スポーツ大会の開催や合宿の誘致で、昨年8月にホストタウンとなっているタジキスタン共和国の柔道選手が合宿に来ているんですけれども、正直、タジキスタン共和国ってどこだろうということで、ちょっと分からなかったんですね。ただ、国の名前に「タン」がついているから、これは中央アジアなんですよ。ずっと見てみたら、タジキスタンの南側にアフガニスタン、俗に言うアフガンですね。アフガンがありました。ですから、まさに中央大陸と言えればいいんですか、あの辺の国だなと思うんですけれども、やはり一目見て、あっ、あそこの国だと分かるような国もぜひ連れてきてほしいなと思うんです。ただ、どこからでもいいというのは失礼ですけれども、どこの国でも青森に来ていただくと。これは大歓迎。大歓迎ですけれども、ただそのときに、オリンピックがあるから強化合宿だけじゃなくて、来てくれた人たちが帰った後に、日本の青森というところはいいところだと、そこで、行ってみようという、いわゆる経済対策効果といいますか、そういうところにもぜひともつなげるような取組を、このスポーツコミッション青森の事業内容の中に入れてほしいということを要望したいと思うんですが、いかがですか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 秋村委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

タジキスタン共和国は、オリンピック・パラリンピックのホストタウンという形で青森市とお互いにスポーツを通じて、それぞれの町の活性化とか、PRとかをしていくということで、今、様々事業をしております。昨年も、例えばねぶた師の北村春一さんをタジキスタンのほうに派遣して、そちらの大学の学生とねぶたについて関わっていただいたという事業をしております。

秋村委員のほうから経済対策ということをスポーツコミッション青森でという御質疑でありましたけれども、やはりあくまでスポーツコミッション青森は、スポーツを通じて、地域活性化につなげていく形になりますので、経済対策とかという話になりますと、ホストタウンとしての連携を通じて、そういう経済対策にもつなげていく形になればいいのかなと考えております。

○竹山美虎委員長 秋村委員。

○秋村光男委員 結果的に経済活動のほうにもつながっていける取組になっていけばいいなというところであります。

ちょっと何点か要望を申し上げておきたいと思います。結構、取組されているなと感じました。今年度は、市民生活の各分野で新型コロナの影響が様々あったと思うんですよ。そういう中でも、やっぱりスポーツ大会の中止などが今年ありましたけれども、やっぱりコロナの影響もありますけれども、積極的に外国から青森のこの地に来ていただいて、スポーツに励んでいただきたいなということをまず要望したいなと思います。

それから、先ほど申し上げました地域活性化という点から考えてみても、お互い行き来できるような、そういう形まで持っていければ、一番いいのかなと思っております。できることを精いっぱいやってほしいと思います。ありがとうございます。

それから、最後になりますけれども、私がこれから申し上げることは質疑ではなく要望になります。それはスマート農業普及対策事業に関してです。

この事業の目的は何かというと、農業就業者の減少と高齢化が進む中で、農作業の省力化・軽労化を進めるとともに、次世代を担う若手農業者の育成・確保を図るために、農業の新たなステージを切り開くスマート農業の普及に努め、新技術の導入や就職意欲を醸成するというのがこの目的です。ただ、これだけ大きな目的があるには予算があまりにも少額で、これじゃあ、どんな事業ができるのかなと、すごく強く感じています。

そのときに、農業の関係ですので、私は担当者にいろいろ聞いてみました。最近、農業だけではないんですけれども、報道でいろいろとドローンが各分野で活躍しているなというのをよく見ます。市でも積極的にドローンを活用していくべきと考えております。それで、昨年度実施したスマート農業普及対策事業の中で、他のスマート農業関係機械などと共に、農薬散布用ドローンも生産者の皆さんに紹介されたという話を聞きました。そして、今年度はその効果の検証のために他のスマート農業関係者と共に実証実験を行っているということであり、導入費用が高いということから、このドローンに関しては急速に普及が進んでいるという状況ではありません。そういう今、状況にあると。ただ、ドローンは、農林業だけにとどまらず、防災、建築、教育、文化財など、いろいろな分野で活用がこれから期待ができるということでもあります。

また、機能面では、ただカメラをつけて撮影するというだけではなくて、現地の確認や資材等の運搬、空中散布など、多方面での活躍が期待ができます。先日、大鰐町にあります旧長峰小学校、あそこは今、廃校になっていると思うんですけれども、あそこでドローンの研修をやっています。ちょっと行ってきました。操作が非常に簡単ですね。確かに簡単です。それで、先ほど私は高額だということを使ったんですけれども、ただカメラをつけて撮影するというだけのドローンだったら、20万円で買えます。今、日本のドローン界は約80%が中国からの輸入品です。ほとんど中国から輸入されてきているものなんですね。研修会に私も参加したんですけれども、旋回能力が非常に高いということで、狭いところでもできるし、体育館みたいなところでもできるし、教室の中でもできると、そういうメリットがあります。導入に当たっては、先ほどちょっと高いと言いましたけれども、この高いのは、やっぱり散布するためにタンクをつけたり、そうなっていくと、羽根が4枚で足りなくなるんですよね。もっと羽根をつけなきゃならないと。そうなると、やっぱり100万円単位になっていくんです。ですから、そんな予算がありませんので、すぐとは

いかないまでも、大いにこのドローンの活用・導入に向けて、全庁で取り組んでほしいということを要望して、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○竹山美虎委員長 本日の委員会はここまでで終了し、9月14日午前10時に委員会を開き、残る質疑を行います。

なお、各会派の残り時間については、後ほど事務局を通じてお知らせいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後 4 時32分散会

2日目 令和2年9月14日（月曜日）午前10時開議

○竹山美虎委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
これより、本日の委員会を開きます。

本日の委員会は、9月11日に引き続き付託された議案の審査を行います。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

最初に、山本武朝委員。

○山本武朝委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）
厳しかった残暑も先週末からぐっと冷えてきて、皆さん風邪を引かないように、ぜひ
体調管理に努めていただきたいと思います。質疑に入る前に、ちょっと強い要望と
いうか意見を一言述べさせていただきます。

先週、地元紙で陸奥湾に大量のホタテの籠の不法投棄の報道がありまして、私も
この新聞を見て、この日は、朝から何ということだという思いで、怒りでいっぱい
だったんですけれども、早速、農林水産部のほうにどういう事情なのかとお願いし
たら、次の日、ちゃんと報告をいただいたわけであります。ともあれ、ホタテの残
渣は時々ふっとやったり、分かるんですけれども、漁具ですよ。ホタテの籠を、
調査したら、もう4回にわたって、2.5トンも捨てていたという、もうとんでもない
です。周りのホタテ漁師の方々も本当に憤っていたと思います。そういう報告があっ
て、海上保安部のほうに話があったと思うんです。本当にこんな宝の海である、ホ
タテ漁を陸奥湾全体でやっている大切な海でありますので、こんなことが二度と起
こらないように、厳しく、市としては、漁協、また、漁師に指導を徹底していただ
きたいとお願いしたところ、早速この報道の日に、市長が、漁協組合長に、今回の
事件を踏まえて、ホタテ養殖籠の適正処分について貴組合員に対し厳しく指導して
いただくようお願い申し上げるといふふうにご連絡をしておりましたので、農
林水産部も、残渣、また、こういう漁具はもうあり得ないと思うんですけれども、
折々、指導の場を設けていただきたいと思います。以上でございます。

それでは、質疑に入らせていただきます。

質疑は2点、そのうち、まず1つ目は、第14款予備費についてお伺いいたします。

このたびのコロナ禍の中で市長には様々なコロナの支援策を打ち出していただい
たわけなんですけれども、その財源として、すぐ対応できるように、御承知のよう
に積立金を充用したり、また一部ですが、この予備費というものも充てておしま
した。予備費のことをちょっと聞き取りでお聞きしたら、過去10年間どうなってい
るんですかと言ったら、ずっと当初予算では1億円なんです、ずっとね。それが、
それぞれ必要に応じて、災害等、豪雪等、どういうふうに使われるかということ
を確認する意味でも質疑させていただきます。

予備費について、過去5年間の予算額と充用額についてお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 予備費の過去5年間の予算額と充用額についてお答えいたします。

予備費は、年度途中における災害など、不測の事態により予算外の支出、または予算超過の支出に充てるための用途を特定しない予算であり、地方自治法第217条第1項の規定により計上しなければならないこととされております。

平成27年度から令和元年度まで、過去5年間における予備費の予算額及び充用額ですが、平成27年度は予算額1億円に対し、充用額は3650万4571円、平成28年度は年度途中に増額補正した後の予算額1億2000万円に対し、充用額は8399万609円、平成29年度から令和元年度までは予算額がそれぞれ1億円であります。それぞれ充用額は、平成29年度では4158万9565円、平成30年度では1281万6896円、令和元年度では93万5659円となったところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。年度によって、1億円の予算額に対して、3000万円だったり、8000万円だったり、それぞれあります。去年は、少雪のせいか、約93万円になったわけですがけれども、ちょっと中身も聞いていきたいと思えます。先ほど、平成28年度は約8399万円、平成29年度は約4158万円とありましたけれども、その主な用途、使い道をお知らせください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 平成28年度と平成29年度の充用額の主な用途についてお答えいたします。

平成28年度の予備費充用額8399万609円の主な用途といたしましては、4月の暴風被害に係る市営住宅の修繕に約1083万円を充用したほか、浪岡学校給食センターのボイラー等の故障に伴う更新工事に約2926万円を、それから、台風第7号、第9号、第10号に伴います災害応急措置費などに約1567万円を、また、青森市民美術展示館のエレベーターの改修工事に約1991万円など、突発的・緊急的な事案について予備費を充用したところであります。

同じく平成29年度の予備費充用額4158万9565円の主な用途といたしましては、衆議院議員総選挙関連の一部経費に約1980万円など、突発的・緊急的な事案について予備費を充用したところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。やっぱり使い道を聞くと、なるほど、予備費って大事なんだなと。台風とか、給食センターのボイラー故障とか、まさに予備費というのは必要な措置なんだなというのが分かりました。ただ、やはり当初予算に当然——冒頭の説明でもありましたとおり、用途を特定しない予算であると。

予算外の不測の事態ということですから、何がどういふふうに使われるか、我々議会も、事が起これば、これは予備費を充てますということで報告で分かるわけですので、こうやって確認させていただきました。

ところで、今回の定例会、9月補正予算で予備費5000万円を追加計上しておりますが、令和2年度は、これまでの4月からの予備費はどのように充ててきたのかお知らせください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 令和2年度におけます予備費の充用状況についてお答えいたします。

令和2年度におけます予備費の充用状況ですが、これまで新型コロナウイルス感染対策といたしまして、小・中学校及び妊婦・乳幼児世帯等に配付するための布マスクの購入経費に1063万1000円、地域外来・検査センターの設置経費等に1389万3000円、小・中学校のコンピュータ室等にエアコンを設置する経費に2497万円、合計4949万4000円について予備費を充用したところであります。結果、予備費の予算額1億円に対しまして、残高が約5000万円まで減少したところであります。今後の大雨・暴風等による公共施設被害の本復旧など、予備費を充当することも想定されるため、今回の9月補正予算案では既充用額の5000万円を補填し、当初予算で措置した1億円を確保することとしたところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。今年度4月からこの5か月ぐらいの間でも約5000万円充てたと。中身は、さっき言ったとおり、乳幼児等へのマスクに約1063万円、地域外来・検査センターの設置の諸経費が約1389万円、学校のコンピューター室のエアコン設置に約2497万円ということでお聞きしました。特に学校が臨時休校している中で遠隔授業をしておりましたが、あのときに自宅で遠隔授業を受けられない生徒は夏も学校に登校してもらって受けていたので、暑い中、少しでも涼しくしようということで、まさにここに予備費が使われたんだなと。あれは6月だったかな、来年度、全普通教室にエアコンを設置するので、その設計費の設定があったとき、既にコンピューター室等は工事終えていますと。えっ、どこでと思ったら、何とこの予備費の運用だったんだなということで、いい意味で、あなるほどと思った次第であります。

それで、さっき答弁でも、当初予算はいつも1億円ですけれども、今回、約5000万円使っていたので、今後、台風の可能性もあるので5000万円を補填したいということで答弁をいただいた次第であります。こういった意味で予備費というのは、運用上、とても弾力的に大切なんだなと。また、ただ物を買ったりなんかすぐできるときもあるし、相手先と色々な契約をして、本予算でやったら、確定したことじゃない、と充てられない場合がありますよね。だから、すごい大事なんだと。国も今、

ワクチンの協定を結ぶときも、アストラゼネカ株式会社とファイザー社と協定を結んでいますけれども、第三社——もう1つ何だっけ、3つぐらいの会社と契約・協定を結んでいますけれども、これは逆に予算でやったらできないんですね。相手との交渉で確定していない中、どうこのワクチン接種の供給ができるかというふうにあるので、そういったことで弾力的に予算を運用できるこの予備費の設定を今後もしっかり必要なところに活用していただければと思いますので、この項は終わります。ありがとうございます。

続きまして、第8款土木費第2項道路橋梁費第2目道路維持費、路面下空洞調査事業についてお尋ねいたします。

この路面下空洞調査は、昨年度に初めて新規事業で行われた事業です。分かりやすくちょっとイメージしてもらおうと、道路の下に陥没等がないかということで、センサーを備えた車がずっと通って行って、穴の状態を調査するという事業を昨年度から初めて行っていただいたわけです。

折々、いろんな災害のときに——以前、福岡の博多駅前でもドーンとすごい距離にわたって道路が落ちていたり、今回の豪雨で長崎のほうで、ドーンと車が落ちてしまったという道路の陥没が——今朝もニュースで私もたまたま見ました。そういった意味で、この道路の空洞調査というのは、防災上、必要な事業だと思っております。

それでは質疑します。昨年度実施した路面下空洞調査の概要と結果についてお知らせください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 山本武朝委員からの路面下空洞調査の概要と結果についての御質疑にお答えいたします。

災害時に、避難場所と病院などを結ぶなど、生命を守るために重要なインフラである道路について、陥没事故が起きないように事前に予防し、安心・安全かつ円滑な通行を確保するため、道路の下に危険な空洞がないか調査するものが路面下空洞調査であります。

調査対象路線につきましては、大規模災害などに備えるため、青森県地域防災計画で位置づけられている物資供給等の応急活動を行う緊急車両の通行を確保すべき緊急輸送道路の市道部分を対象とし、令和元年度は、1次緊急輸送道路と隣接する2次緊急輸送道路のうち、うとう橋通り線、十和田通り線、安田大通り線、古川長島通り線など、16路線、路線延長5.8キロメートルの調査を実施したところであり、その結果、8か所の空洞が発見されたところであります。

発見された空洞につきましては、陥没を未然に防ぐため、昨年度中に補修を実施したところであります。

○竹山美虎委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 答弁ありがとうございます。緊急輸送道路という言葉がありまし

て、そこに対してしっかり、市道を16路線、5.8キロメートル調査したと。うち8か所に空洞があって、それをしっかり埋めていただいたと。聞き取りではモルタル等を入れてやったということで、やはりしっかり空洞はあるんだなあという実感です。

予算額、決算額は特に触れていませんでした。確か予算額は約500万円でしたよね。そうでしたよね。決算額も——はい、一緒ですね。ほぼ同程度ということで、分かりました。

この事業は、大変大事だと思います。当然、緊急輸送道路の残りの部分も相当まだありますので、しっかり計画的に——何年か計画とかになると思うんですけども、来年のことを具体的には申し上げられませんが、今後も計画的に実施していただきたいと思いますけれども、そのように検討を進めてはいかがでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。都市整備部理事。

○高村功輝都市整備部理事 路面下空洞調査事業の再度の御質疑にお答えいたします。

今年度につきましても、2次緊急輸送道路のうち、花園幸畑線について、路線延長約2キロメートルを調査することとしております。昨年度の調査により8か所の空洞を発見し、陥没を未然に防ぐことができましたことから、来年度以降も調査を検討してまいりたいと考えております。

○竹山美虎委員長 山本武朝委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。力強く、来年度以降も検討してまいりたいと。今年度は、さっき花園幸畑線とおっしゃっていましたが、いわゆる藤田組通りですかね——そうですか、はい。これがこれから、この年度内、この秋にですかね——はい、分かりました。調査されるということですので、しっかり今後とも、防災・減災の点から、この路面下空洞調査の件を折々確認してまいりたいと思います。

以上で質疑を終わります。ありがとうございます。

○竹山美虎委員長 次に、藤田誠委員。

○藤田誠委員 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）この決算特別委員会、今定例会の特別につくられた委員会ですので、決算の認定に当たっての質疑に絞ればいいんでしょうけれども、まだ慣れませんので、徐々にこの特別委員会の趣旨に沿ってできればと考えております。ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。そういうことで徐々に進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それでは、市営住宅についてお伺いをします。

一般質問でいろいろ市営住宅のお話をされておりました。私も今般、隣の管理組合から相談を受けて、いろいろ話をしたら、いろんなことがありました。共益費がとても高いと。その共益費は、いわゆる家賃のほかに納めなければならない。何があるのと言ったら、想定外でしたが、エレベーター、通路、駐車場の——駐車場は、

車を持っている人だから、そんなに除雪というのは、金を持っているから車を持っているのでいいんでしょうけれども、通路灯の電気代が意外と高いという話でした。一般質問の中で、市がいわゆるこういう共益費を徴収すればいいという。私はちょっと違って、市が徴収すると、市役所だから、納めない。そういう人がいっぱい出てくるんじゃないか。これまで何回か、保育所の給食費の未納問題、5年たてば、納めなくてもいいといううわさが一時流れた話を前にしたことがありますけれども、市がやるべきことと、やっぱり管理組合がやるべきことをきちっと踏まえなきゃならないという思いが私はしています。ただ、共益費が高いという観点で、少しだけこれから質疑したいと思いますが、まず初めに、それとは別に、いわゆる市営住宅の修繕工事に係る予算と決算額についてお示しください。お願いします。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 藤田委員からの市営住宅の昨年度の修繕に係る予算と決算の状況についてお答えいたします。

市営住宅の修繕工事の対応につきましては、青森市営住宅等の管理業務に関する協定書により、1件当たり13万円未満のものは指定管理者で、13万円以上のものは市で行うこととしております。

指定管理者が対応した修繕工事は、精算額が5597万2000円であり、その内容は、給排水設備修繕等の修繕工事が898件、畳替え、壁紙修繕等の退去修繕工事が259件となっております。

市が対応した修繕工事は、予算額が5138万1000円、決算額が5136万9000円であり、その内容は、市営住宅小柳第三団地C棟火災復旧工事、市営住宅ベイサイド柳川外壁改修工事のほか、緊急対応を要する給排水修繕工事等となっております。また、大規模な修繕工事として予算額が6588万6000円、決算額が5860万円であり、その内容は、市営住宅戸山団地7号棟屋上防水改修工事、市営住宅野木和第三団地5号棟屋根改修工事、市営住宅林本団地3号棟屋根改修工事などとなっております。

○竹山美虎委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 答弁ありがとうございます。

青森市公共施設等総合管理計画、ファシリティーマネジメント、しゃべりにくいので日本語のほうでいきたいと思いますが、この中で、当初、ファシリティーマネジメントの話の答弁をもらおうと、むちゃくちゃ基本方針をいっぱいしゃべられそうで、自分でしゃべることになりました。

「第4章 公共施設等の管理に係る基本的な方針」、そのうちの「第3 施設の効率的な管理と有効活用」。これは、「温室効果ガス排出量の削減を考慮した省エネルギー設備の導入や施設管理の外部化による効率的な管理、空きスペースの有効活用などにより、施設管理経費の節減が可能となることから、対象とする施設や具体的な方策などについて検討し、可能なものから早期に導入します」ということです。

いろいろと今、御答弁いただいて、防水工事というのは金がかかるなど、今、印

象を受けました。

ファシリティーマネジメントの中で、第5章に「個別施設計画を策定します」とあるんだけど、なかなかこれは難しいんだろうなと。その中で、第5章の中、「第2 市営住宅」に、これもいいことが書いてあります。「市営住宅の基本的な情報や修繕履歴データの継続的な整理などにより、保有施設の状態を把握し、日常的な維持管理及び予防的な維持管理の実施による修繕周期の延長などで、ライフサイクルコストの縮減を図ります」と。いいことが書いてあるんですね。そのようになればいいんでしょうけれども、なかなかならないかと思います。

今回の質疑というのは、私の近所にある防水工事の関係で、何年か前から屋根の上に草が育って、毎年だんだん大きくなるのね。電話したんだけど、管理組合のことなので、私、隣の人なので、あまりはまらないので、それで、今回、防水工事の看板が立っていました。ついに4年ぐらいたって、やったのかなという意味では、やるからいいよなと思っていますが、管理組合に聞いたら、大体三、四年ぐらいい前から要望していたということでした。そのことについては後で、市の管理施設のところで触れますが、この共益費の中の——皆さんも感じるとは思いますけれども、ベイサイド柳川、ベイタウン沖館含めて各市営住宅は、夜になれば、電気がこうこうとついていきます。これは消すことができないんだという話なので、通路灯として——街路灯は市のLED化が進みましたけれども、これをLED化すれば、どれぐらい電気代が減るんだろうと計算しました。私の計算なのであんまり当てにならないかと思いますが、まず、12時間、夜な夜な点灯しています。普通の蛍光灯、40ワットのやつと、それから、LED、大体照度は半分だと言われてますね。計算すると、1回当たり——10戸あって、7階建て、70台とすると、いわゆる半分、20万1600円。ほぼ20万円ぐらいが安くなると。1年間です。この分だけ家賃を高くしても、その分だけ工事をやればいいんじゃないかと思うんですが、市営住宅には多分、新しいところにはあるんでしょうけれども、LED照明でないところがいっぱいあると思うので、地球温暖化対策として、市営住宅の通路灯をLED照明に替えるべきではないのか、市の考えを改めて伺います。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 藤田委員からの市営住宅の通路灯をLED照明に替えることについてお答えいたします。

市営住宅の修繕工事においては、国の交付金を活用しながら入居者の生活に支障を来す不具合を最優先に、予算の範囲内で順次実施しているところであります。

通路灯のLED化は、既存の照明器具をそのまま利用して、LED照明に交換する場合、様々な不具合が発生する可能性があるため、改修に当たっては、事前に十分な調査を行った上で、照明器具を含めた改修が必要となり、多額の費用を要することとなります。このことから、これまでも照明器具の不良等により修繕を行う際には、不良箇所のみLED照明に交換をしているところであります。

今後も、入居者の生活に支障を来す不具合を最優先に、維持修繕に努めてまいります。

○竹山美虎委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 答弁ありがとうございます。

今後も、照明が不良——壊れた場合だと思うんですが、蛍光灯の場合、スタート方式はグローかラピッドかだけだと思うんですが、壊れると言ったら、安定器ですよ。グローランプが壊れれば、壊れたって多分言わないと思うので、球が切れても壊れたとは通常言わないので、安定器が壊れるというのは、本当に確率的に低いんです。よっぽど最初につけた当たり物が悪ければ、安定器が駄目になることはあります。そういう意味ではなかなか、今、答弁あったように、単価が高い。ランプだけ取り替えればいいというものでもないで、ランプだけ取り替えて、そこから火災が起きる事故が全国的にあるようですので、そういう意味では、経費はかかるかと思えます。

ただ、共益費は必ず納めなければならない。どっちにしても負担をしなければならぬといったときに、家賃を少し上げてでも、どうせ負担するんだから、かかる共益費のLEDの電気代を計算して、半分くらいでも上げてでも、やっぱり、将来のライフサイクルコストの削減になるので、将来的には、LEDにすれば、球交換も遅くなります。私、前にも言ったけれども、うちの居間とお姉ちゃんの部屋を替えたら、次の電気代が3000円減りましたので。ほぼほぼ、うちのお姉ちゃんの部屋は夜中じゅうついている、消し忘れて朝までついているからなんだけれども、そういう意味では、いわゆる低所得者が入る市営住宅ですので、ぜひとも一定の予算を——少しずつでも替えていくことが地球環境の、さっき陸奥湾の話も、地球環境の改善にもつながるし、ぜひとも少しずつでも替える計画をしていただくことをお願いして、これは終わります。

それでは次に、森林博物館についてお伺いをします。

先般、水道部から沖館川の歩道拡幅に伴い水道管の洗浄配管の移設の説明を受けました。県のほうからは、工事のスケジュールについては説明を受けているわけですが、市に関わっては森林博物館の森林鉄道の機関車の展示場がちょっと問題になるんですが、そういう意味ではこれからどうなるのか不安であります。森林博物館、これまでも外見が大変汚くなってきたな、どのぐらい修繕費に金を使っているのかなという思いで、今回、質疑していきます。

森林博物館の修繕工事に係る予算額と決算額についてお示してください。お願いします。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 藤田委員の青森市森林博物館の昨年度の修繕に係る予算と決算の状況についての御質疑にお答えします。

青森市森林博物館は、明治41年に建設された建築物であり、本市を代表するルネ

サンス風の木造建築として貴重でありますことから、平成16年11月に青森市有形文化財に指定されたものであります。

森林博物館は、建設後100年以上経過した建物でありますことから、平成18年度に外壁改修工事、平成21年度に屋根の修理工事、平成29年度に旧局長室の壁・床修繕工事等を実施してきており、現状におきましても、緊急性の高い修繕を優先的に行っているところであります。森林博物館の昨年度の維持修繕料の状況につきましては、予算額が916万7000円、決算額が913万9537円となっており、具体的な修繕内容といたしましては、建築基準法に基づく法定検査に対応するため、必要となる防火扉や排煙窓の修繕などを行ったところであります。

教育委員会といたしましては、森林博物館が次世代へ守り伝えていくべき貴重な財産であるとの認識の下、今後も引き続き適切な維持修繕に努めてまいります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 答弁ありがとうございます。

森林博物館については、いつも眺めておりますので、だんだん外がちょっとあれしてきたなというのは、日々日々、しょっちゅう見ているとあまり動きを感じないんですけども、人から言われるとそういえばそうかなというので、引き続き、教育委員会として、大事な博物館ですので、予算獲得に努めていただきたいと思います。多分、地域住民からも要望が上がっていると思うんですが、博物館の要望書が出されているようです。多分、もう行っているだろうと思います。ぜひとも耳を傾けて、大事な資産の保全に努めていただければと思います。以上です。終わります。

それでは、少しここで要望を、当初、質疑に入れたんですが、インサイダー情報に絡む問題がありまして、ちょっとこれは、新型コロナウイルス感染症対策についてです。

このコロナにかかって、誹謗中傷というのは、ちょっと私は考えられないので、私はかかりつけ医からかかれば死ぬぞとしゃべられて、2月の下旬、インフルエンザ対策——2月の頭はインフルエンザのほうが怖いと言われて、インフルエンザ対策、7日、8日、9日は東京にいて、あんまりあちこち……。まあ、内緒にしたいと思いますが、なので、その当時は、半分ぐらいが、日本人がマスクをしていなくて、りんかい線に乗ったら、中国人がマスクをしているという状態でしたが、帰ってから1週間ぐらいはじっとうちにとどまっておりました。何ともないので、それから活動しましたが、これからまた「Go To キャンペーン」が始まって、人が動くというときに、ないことを祈りたいんですが、市民病院の体制について、渡部伸広議員と蛭名和子議員の答弁を壇上と席で聞いていて、何か難しい用語がいっぱいあって、何をどうしているのかなというのがちょっと分からなかったのので、改めて担当者へ聞きましたら、まあ県病がいっぱいになることは今の状態ではないでしょうけれども、万が一そういうことになったときのために、体制を整

えていると私は受け止めました。そういう意味では、これから県病が——感染症が拡大してきたときには、ぜひとも青森市として、発信をしていただきたい。大丈夫だよ、市民病院は感染対策をして、受入れは大丈夫だよということをぜひとも訴えていただきたいと思います。

何ぼ体制を整えても訓練が大事ですので、私に言わせれば、月1回の訓練——いまだに前の会社の消防訓練、救命訓練、あと、酸素ボンベの訓練、一月に1回やらせられたら、ホースの持ち方は体に身についておりますので、ぜひとも感染症対策、これはやっぱり訓練の積み重ねだと思っておりますので、無駄になることを祈りつつ、訓練を積み重ねていただきたいと思っております。

あと、市民にあまり公表しなくてもいいんだけど、できれば、検査する人が市民病院にはいるので、PCR検査の機械を買って、院内感染を——市民に内緒でもいいので、ぜひとも院内で働く人たちの検査をして、働く人たちが、定期的に出て、胸を張って安心して働ける環境をつくっていただくことをお願いしておきたいと思っております。

さて次は、市の施設の管理についてお伺いをします。

私の行動範囲に、3分から5分の間に市の公共施設、今言った森林博物館、沖館市民センター、ベイタウンの市営住宅、沖館公園、柳川庁舎、柳川ポンプ場、柳川公園、あと、分署、第1分団の屯所、市営バス、沖館小学校があります。夜な夜な徘徊をしております、最近では10万円給付のチームがすごいよね。始まった頃からずっと土日も祭日も、毎日夜中までついておりました。私は、9時に寝るので、9時に寝る前にのぞくと必ずついておまして、たまに夜中の12時過ぎに起きて、ぱっと見ると、まだついているときがあると。頑張ってくださいました。労働基準法に触れているんじゃないかと思うぐらいですが、申請率が99.8%と。これは、私は、脅威の数字で、全国一でないかなと思うんだけど、まだ閉めていない自治体もあるので、本当にこの数字を得た人たちの労をねぎらいたいと思います。

今、いろいろな国の補助制度の申請も受け付けているようですね。これの中でさっき言った市営住宅の草みたいなやつ、これが、夜な夜な歩いていて、夜でも月明かりで見えたぐらいですので、こういう中で自分の多分——市営住宅とか、防水工事をやっていますけれども、自分の家が、例えば平たんで防水の屋根の人は、もし草が生えて水漏れしたら、すぐ借金してでも直すんだらうと思っております。市の公共施設は数え切れないですが、当然ながら、古くなれば、傷んでいきます。市の公共施設で修繕が必要と思われる場合でも、放置されている例がいっぱいあるんじゃないかなと思います。当然ながら、適切な時期に修繕することで、ひいては施設の長寿命化にもつながるし、中長期的においてもコスト削減が図られる。これは、民間企業にいれば、当たり前のことで、収益を出すために必要な予防措置を適切に行った職員というのは、勤務評価が高くて、ボーナスが高くなります。前に私が勤務していたところは1.2になりますので、もらっている給料で見比べると、あっ、こいつ評価が高

いなど。私は、いつも評価が0.9でしたので、頭にきておりましたが、残念ながら、自治体が自治体経営をするといっても、まだまだ市の予防措置を講ずる姿勢が私は極めて低いと感じています。

昔の話をすれば、課長が決裁すれば、処理がパンパンと行く。最近では、会計処理上の問題なのか、もたもたしている感じはすごく感じています。施設の破損等の状況によっては早急に対応しなければならない状態がさらに悪化し、ますます修繕費が高くなることも考えられます。このことから、施設の破損等を発見した場合に、早急な対応がとても重要と考えています。そこで、市の公共施設を修繕するまでの基本的な事務の流れを、またこれは答弁をもらえば長くなるので、聞きました。当然ながら、壊れたところの破損状況を把握して、それから、設計をして、予算要求をして、それで、業者に入札なり――まあ、随意契約はないだろうけれども、契約をして、終わったら、検査して、金を払うと。これを答弁させれば、多分5分、10分ぐらいかかるんでないかと思いますが、そういう意味では、工事着手までに手続が多くて、急ぐ場合は大変だなという思いがします。どこの課の方にも聞けば、財政課と担当課のやり取りがあるんでしょうけれども、結局、予算措置がされなければ、早期の補修ができないと。損傷が傷むと。いろんな場面で議員の皆さんは気がついていんでしょうけれども、最終的に財政課が予算をつけてくれないと実施できない。この言葉が担当課から出てきます。これは予算要求する側に問題があるのか、予算を査定する側に問題があるのかはここでやり取りしてもどうにもなりません。

昔聞いた、私は技能労務職ですので決裁する立場にないんですが、少額工事は担当したことがありまして、持たせてやると、1回目は返されてくる。2回、3回しつこく行かないと、どうにもならない。それでも、説明する側の説明の仕方からすると、なかなか難しいということがありました。こうした予算がつくまでの事務の流れがおかしいのか、何か問題があるんじゃないかと感じています。

そこで、企画部長に、そもそも当初予算にない緊急の修繕のような施設はどのように処理するのかお知らせください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 当初予算にない緊急の修繕のような支出の処理についてお答えいたします。

初めに、市の各公共施設の修繕費であります。当初予算編成におきまして、毎年の経常的な小破修繕分としまして、施設の規模等を勘案して、一定額を予算計上しておりますほか、例えば点検などによりまして、判明したような大規模修繕等に必要な経費については、別途、所要額を予算計上しております。

一方で、年度途中で当初予算編成時には判明していなかった不具合などによりまして、新たに修繕が必要となる場合は、その都度、補正予算に追加計上することとしておりますが、また、補正予算の編成を待つことができない事案につきましては、その緊急性によりまして、予備費の充用等によりまして、速やかに対応していると

ころであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

緊急性、これまでの答弁というか、これまでの流れとあまり変わらないと思います。私がさっきから言っているのは、本当に緊急な場合の判断の仕方。これは、私は、予算を要求する側、いわゆる理事者側、一番トップもちょっとその点は財政側にきちっと説明する、多分そうなっているんでしょうけれども、担当する側においては、部長のようなのが先で、お願いしますというの言いにくいよな。言いにくいと思います。私みたいにルートを変えて、1回したことがありますけれども、本当に必要なものは担当課の意思が分かればいいんですけども、なかなか財政担当で、全部の仕事を理解している人はほぼほぼいないでしょう。私に言わせると、財政の担当職員は、数字が得意なだけで、市役所の職員の職場の仕事を理解しているかと。そういう人を——総務部長は下を向いているからあれだけでも、いろんな仕事を理解している人をやっぱりやるのが長期的に削減されるんじゃないかと思えます。

大分いい時間になりましたね。このいわゆる公共施設等総合管理計画、ファシリティーマネジメントの中には、先ほど言った長寿命化の推進とありますね。「予防保全型維持管理をこれまで以上に計画的・効率的に」って。本当は聞きたくないことだけれども、どうもできていないようなので、これは、中長期的にやるとすれば、大きなことしか、大きな施設の将来的な展望を見据えた予算措置しかできないでしょうけれども、緊急時の予算のやり方を、ぜひとも担当課の——私みたいに人前でしゃべるのが不得意な人は、お伺い、起案書を持って行って、財政課に説明しても、なかなか突っ込んで言えないタイプもおりますので（「私と同じだ」と呼ぶ者あり）ということで、担当課が本当は財政課へ行きたくないけれども行っているの、そこを酌んで、ぜひとも、緊急時の予算措置に対しては耳を傾けて、本当に緊急だと思ったら現場を見て、全部で判断していただきたいなと思います。その際には、理事者の方も——理事者にはしゃべんないな。

ということで、じゃあ、次に、今、ファシリティーマネジメントの中で話をした公共施設に係る修繕費の予防措置対応については、私は分からないので、どういふのを行っているかお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。企画部長。

○織田知裕企画部長 市の公共施設に係る修繕費の予防措置対応についてお答えいたします。

平成28年2月策定の青森市ファシリティーマネジメント推進基本方針におきまして、公共施設等の管理に係る基本的な方針として、公共施設等の長寿命化の推進を掲げているところであります。具体的には、公共施設等の点検・診断等として、定

期的な点検の実施と点検結果や修繕履歴を集積・蓄積して、長寿命化対策等へ活用するほか、維持管理といたしましては予防保全型維持管理を計画的・効率的に行うこととしております。

これらの方針を踏まえまして、各公共施設を所管して、現場を一番理解している施設所管課におきまして、まずは、所管施設の現状確認を行った上で、緊急性や優先度、あるいは費用対効果、効率性などの要素を総合的に判断し、必要な予算要求を行っているというところであります。

財政課におきましては、青森市財政プランに掲げた中期財政計画を踏まえまして、中長期的な本市の持続可能な財政運営の観点から、その必要性や優先度、効率性などを考慮して、また、現場写真の確認ですとか、利用実態を一番詳しい現場の方からお話を聞いて、施設所管課と調整を図りながら市全体で所要の予算の調製を行っております。

このように、全庁一体となって、予算編成を行っております。引き続き適正な公共施設の維持管理に努めてまいります。

○竹山美虎委員長 藤田委員。

○藤田誠委員 ありがとうございます。

基本方針というのはあまり変わらないわけけれども、私はさっき市営住宅の話をしましたけれども、防水工事なんていうのは、もう草が育ったら、すぐやらなければ。私は前、梨の木清掃工場の屋根の防水、漏れて、とんでもないくらい水が流れてきて、配電盤に水が垂れてきて、それから、3か月か4か月ぐらい、その漏れてきたところ——普通の雨が降れば、漏れないんだけど、横殴りになると、コンクリートの割れ目に入って、それも、横殴りの雨量が多いときでないとならないということで、暴風雨で大雨が降ったときになれば、屋根に上がって、色をつけた水を流して、でも、色がついたのが途中で止まって、なかなか出てこない。3か月か4か月で見つけました。今は、緊急というか、予防措置というか、緊急にやれる有機溶剤のいいものがありまして、まあ、それを私がやったのは30年前だから、もっといいのも出てきていると思います。そういう意味では、防水工事はまさに一番緊急を要するものではないかなと。私は今それしか緊急を要するものは思い浮かばないので、屋根は、雨が降れば、すぐ直さなければ駄目なんではないかなと思っています。

いずれにしても、施設運営に支障が出る突発的な修繕については、放置することなく、速やかに予算措置を講じ、利用者の安全確保に努めていただきたいと思います。また、将来の負担増につながる予防措置対応、これはなかなか難しいですが、少しこれは職員にお勉強していただいて、このファシリティーマネジメントの基本方針に掲げている取組であるので、適正な管理、財政負担の軽減を図りながら、引き続き公共施設の維持管理に努めていただきたいと思いますということをお願いして、私の質疑を終わります。

ありがとうございました。

○竹山美虎委員長 この際、暫時休憩いたします。
再開は午前11時5分からといたします。

午前10時55分休憩

午前11時5分再開

○竹山美虎委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。
質疑を続行いたします。

次に、天内慎也委員。

○天内慎也委員 日本共産党の天内慎也です。早速質疑します。
まずは、青森市浪岡墓園について質疑します。

青森市浪岡墓園は、駐車場が少なく、お盆の時期に駐車できない車両が園路を塞ぐ状況が見受けられます。以前も、利用する住民から強い要望があり、質疑したことがあります。再度お聞きします。

墓園内に駐車場を増設すべきと考えるが、市の考えをお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。浪岡事務所副所長。

○三浦大延浪岡事務所副所長 天内委員の青森市浪岡墓園についての御質疑にお答えいたします。

青森市浪岡墓園は、旧浪岡町におきまして、昭和54年から五本松地区に整備したもので、現在は、青森市浪岡墓地公園内に位置し、墓地区画数が589区画、うち585区画に使用を許可しているところであります。また、墓園内には6台分の駐車場を整備しているほか、墓地区画から約250メートル離れた場所に80台駐車できる墓地公園駐車場を整備しており、墓参される方にも利用可能としているところであります。

市では、平成30年度から、毎年8月13日の午前、午後の各1回、墓園内の混雑状況と園路への駐車状況、さらには、墓地公園駐車場の利用状況を確認する調査を実施しており、本年の調査におきまして、午前10時には、墓園内の駐車場に2台、園路内の路肩に5台、墓地公園駐車場にゼロ台、午後3時には、墓園内の駐車場にゼロ台、園路内の路肩に3台、墓地公園駐車場にゼロ台となっており、墓園内に駐車できないといった状況を確認できなかったものの、夕方など、一部の時間帯には混雑する状況が見受けられるところであります。

市といたしましては、お盆などの混雑が予想される時期には墓地公園駐車場を活用いただきたいと考えており、墓園内への駐車場の新設等については考えておりませんが、墓地公園駐車場活用の周知につきましては今後工夫してまいりたいと考えております。

○竹山美虎委員長 天内委員。

○天内慎也委員 答弁でも述べられていましたけれども、県道近くのすぐそばに80台の駐車場があるんですけれども、そこから250メートルの坂を上っていかなければ駄目だということで、若い人はいいと思いますよね。走ってでも行けると思いますけれども、年配の方が大変だということで、墓所内の道路の脇に車を止めて、お墓参りをするということだと思うわけですね。それで、声が何度も上がっているということです。基本的には、上のほうに駐車場を、空いているスペースに増設を求めたいと思います。要望します。

それと、今回、下の駐車場を墓参りに来た方が使ってもいいのかどうか分からない人もいるということで、工夫はしたいということです、これもお願いをしたいと思います。

それと、墓地公園の看板が道路に面しているの、ドライバーに見えづらいと。気づけばもう過ぎていくという感じなので、そこもちゃんと見えるように、要望にとどめておきたいと思います。この質疑は終わります。

次に、病院事業についてお聞きします。

令和元年度病院事業会計決算の基準内繰入金と基準外繰入金の内訳と繰入れの考え方を示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 天内委員からの令和元年度病院事業会計決算の基準内繰入金と基準外繰入金の内訳と繰入れの考え方についての御質疑にお答えいたします。

まず、基準内繰入金と基準外繰入金の考え方について申し上げますと、公立病院は、地方公営企業として運営される以上、独立採算を原則とすべきである一方で、地域の基幹病院としての役割を果たすため、救急医療、高度医療など、地域に必要な医療を政策的に提供していくこととされており、地方公営企業法上、1つに、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、2つに、当該地方公営企業の性質上、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、一般会計において負担するものとされており、毎年度、繰り出し基準として、総務省より各地方公共団体に通知されているところであります。この繰り出し基準に該当する経費は基準内繰入金として、該当しない経費は基準外繰入金として、区分しているところであります。

基準内繰入金と基準外繰入金の内訳についてであります。令和元年度病院事業会計決算における市民病院の一般会計繰入金14億2484万6000円のうち、基準内繰入金は、救急医療の確保に要する経費約2億3000万円、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費約1億4700万円、高度医療に要する経費約5800万円、企業債元利償還に要する経費約3億1600万円など、合計9億6379万円となっております。基準外繰入

金は、病院事業会計全体で経営健全化基準の資金不足比率20%を超えないよう、まずは、新浪岡病院の令和3年5月の開業に向けて、浪岡病院のこれまでの累積資金不足額を清算するための8億340万9000円を繰り入れした上での調整額として4億6000万円、青森市ふるさと応援寄附制度に係る寄附金105万6000円の合計4億6105万6000円となっております。

浪岡病院の一般会計繰入金10億1461万9000円のうち、基準内繰入金は、救急医療の確保に要する経費約9700万円、不採算地区病院の運営に要する負担金約3600万円、基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費約1500万円、企業債元利償還に要する経費約1200万円など、合計2億871万円となっており、基準外繰入金は、新浪岡病院開業に向けて、過去の累積資金不足額を解消するため8億340万9000円、青森市ふるさと応援寄附制度による寄附金250万円の合計8億590万9000円となっております。

○竹山美虎委員長 天内委員。

○天内慎也委員 総務省が通知しているのが基準内繰入金で、それ以外のはみ出した部分が基準外繰入金だと思います。基準内繰入金は、公立病院の性格上の該当になるお金だと思います。それで、会計の数字を書いた紙を見ると、特別利益だということ、基準外繰入金が入っているものと思います。

次に行きます。市は、「青森市公立病院改革プラン2016－2020」を策定して、改善に取り組んできましたけれども、今回の決算を踏まえた病院の認識を示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 再度の御質疑にお答えします。

令和元年度決算を踏まえた認識ということで申し上げますと、令和元年度の主な取組として市民病院では、産科病棟の療養環境の向上を図るため、プライバシーに配慮した病室へのリニューアル、お祝い膳、胎児超音波画像の提供、医療法人芙蓉会と締結した医療機能連携協定に基づく精神的ケアサポートチームの派遣受入れによる入院患者の精神的ケアの充実、特室の改修に伴う料金改定や長年見直しを行ってこなかった文書料金の改定、新たな診療報酬加算の取得、ベンチマークシステムを活用した診療材料等のコスト節減などに取り組んできたところであります。また、浪岡病院では、浪岡病院建替事業について新築工事の着手、在宅療養支援病院として、在宅医療の推進を図るため、訪問診療の実施、浪岡地区におけるヘルステックを核とした健康まちづくり事業について、令和2年1月から2月にかけて、令和2年度からの円滑な事業実施に向けた実証プログラムの実施などに取り組んできたところであります。

しかしながら、令和元年度病院事業会計決算は、市民病院においては、経常損失が8億3861万2000円、一般会計からの基準外繰入金を含めた純損失は3億7629万9000円、資金不足比率は前年度から4.2ポイント悪化し、18.8%となったところであり、浪岡病院においては、経常損失が2億115万1000円、一般会計からの基準外繰

入金を含めた純利益は6億202万9000円となり、結果として、資金不足が解消されたところであります。病院事業全体としては、経常損失が10億3976万3000円、一般会計からの基準外繰入金を含めた純利益は2億2572万9000円、資金不足比率は、前年度から1.7ポイント改善し、17.4%となったところであります。

両病院ともこれまでプランに掲げた各種施策に取り組んできたところでありますが、結果として、令和元年度の収支計画より悪化している現状であります。しかしながら、市民病院及び浪岡病院のいずれについても、これまでの経営改善の取組により、ここ数年、大きく減少してきた診療収入及び患者数は下げ止まり傾向を見せてきており、令和元年度においては増加に転じたところであります。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う患者数の大幅な減少により、これまで以上に病院経営が厳しさを増しているところでありますが、その中でも、将来収支を見据えた経営改善方策を検討しながら引き続き経営改善に取り組んでまいります。

○竹山美虎委員長 天内委員。

○天内慎也委員 答弁にありましたが、令和元年度の収支計画より悪化していると。しかし、両病院は、少し芽が出ているということで、先ほど患者数や診療収入の下げ止まり傾向が僅かに増に転じているということで、すぐ効果が現れないものもあると思いますし、相乗効果で出てくる分野もあると思いますので、それはまず、分かりました。

次に、基準外繰入れを行う理由として、資金不足比率が20%を超えると病院事業としてやりにくくなる、制限がかかるということがあると思います。20%を超えないように基準外繰入れを受けているのが、仮に経営健全化団体になった場合にはどのような影響があるのかお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 天内委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

経営健全化団体になった場合の影響についてであります。資金不足比率が20%を超えますと、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく経営健全化団体に指定され、経営健全化計画の策定が義務づけられることとなります。この経営健全化計画策定に当たっては、個別外部監査契約に基づく監査の意見を踏まえ、4年以内を基本として、資金不足比率20%未満とする計画を策定しなければならないこととなっております。また、策定した計画については、国、県へ報告するとともに、毎年度実施状況について、国、県へ報告しなければならないこととされており、県は実施状況を踏まえた勧告をすることができることとされているところであります。

経営健全化団体になりますと、起債については計画策定後の許可となることから、医療機器等の更新が遅れること、また、国県の関与が強まることとなり、経営全般にわたって、様々な制約が課されることが想定されることとされております。

○竹山美虎委員長 天内委員。

○天内慎也委員 当然、もちろん、経営健全化団体にならないようにということで、質疑をしておりますし、これまでも質問をしてきているわけですがけれども、いろいろと国や県の監視の下にという部分もあると思いますし、借金ができない、あと、人件費にも何か影響があるというようなことも聞いておりました。

市民病院では、これまで経営改善のために、経営コンサルタントを活用してきたと思います。そこで、質問をしても、いろいろと専門用語とか、分からない部分もあるので、聞き方を変えて、医療機器や医療材料費の経費節減を行っているというふうに述べてきているんですけども、具体的な事例を出して、どのくらい経費圧縮になっているのか、その内容を示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民病院事務局長。

○岸田耕司市民病院事務局長 天内委員からの再度の御質疑にお答えします。医療機器や医療材料の経費削減について、具体的にどのくらいの効果を出しているのかという御質疑であります。

医療機器等の購入と価格交渉等を含めまして、コンサルタントのほうに業務委託しております。それにつきましては、例えば令和元年度の医療機器の購入に関しまして、当初約4400万円の見積額であったものが、価格交渉等を行うことによって、約6000万円の削減効果を出していただいたところであります。（「6000万円ですか」と呼ぶ者あり）失礼しました。当初約4億4000万円、見積り業者のほうからの約4億4000万円の当初見積りに対して、価格交渉を行った結果、約6000万円の削減効果を出していただいたところであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 天内委員。

○天内慎也委員 私もこれまで質問の仕方が悪かったかもわかりませんが、そういうふうに答えていただければ、コンサルの意味が分かるなということが分かりました。

あと、要望にしておきますが、私、再三申し上げてきたのは、やっぱり医者がいなければ、ドンと黒字にいかないということです。平成26年度から資金不足が発生をしています。これは浪岡病院です。浪岡病院は、外科や小児科とか、手術もできなくなったということもあるし、市民病院は、呼吸器内科の医者——今は弘前大学に要請しているということですがけれども、黒字に持っていくためにはやっぱり医者だということで、医師の確保に市として頑張ってもらいたいと思います。

あと、それを補うために、浪岡病院ではオンライン診療やヘルステックをやっております。私も、前に質問をしたので、ちょっと忘れた部分もあるんですけども、患者さんが自宅にしながら医師とのデータのやり取りをするということで、それ自体はすばらしいものだ。最新の機器だと思いますので、私は見たことはありませんけれども、いいものだと思うんですけども、結局、そのデータを判断して、患者さんに説明するのは人、医者です。医者だから、やっぱり医者が大事で、患者さ

んとの人対人の診察をやっぱり私は大事にしてほしいなと思います。以前、浪岡病院の苦情で出たのは、患者さんと待合室に行って、1回も目を合わさないで薬を出したという苦情が来ておりましたので——今の浪岡病院はそういう苦情はないですよ。ないけれども、そういうことを気をつけて、地域医療の存続に頑張してほしいなと思います。

終わります。

○竹山美虎委員長 次に、橋本尚美委員。

○橋本尚美委員 市民クラブ、橋本尚美です。

まず最初、子育て支援に関する質疑をさせていただきます。

今、地方都市のほとんどが少子化という深刻な課題を抱えています。本市も、大ざっぱな数ではありますが、5年前に年間大体2000人の赤ちゃんが生まれていましたが、今では千七、八百人ということで、200人以上の出生の子ども数が減少しています。この先も推計では、ますます少子化が加速して、どんどん右肩下がりのグラフが示されておりますが、現状維持とはならないまでも、何とか下降のカーブを緩やかに保ちたいと願ってやみません。小さなお子さんをお育て中の保護者の就業形態ですとか、処遇等の問題点も数々ある中で、いろいろな現場で多くの方々が支え合って、精一杯尽力くださっております。幼稚園や保育園、認定こども園、学校、放課後児童会、放課後等デイサービス、そして、今回、私が質疑に取り上げますファミリー・サポート・センター事業、通称ファミサポと言っておりますが、そのファミサポについての質疑をいたします。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費、ファミリー・サポート・センター事業の概要と利用料金をお示しください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 橋本委員からのファミリー・サポート・センター事業についての御質疑にお答えいたします。

ファミリー・サポート・センター事業は、おおむね生後6か月から小学校6年生までの児童を対象に、育児の支援を受けたい方を利用会員、育児の援助を行いたい方をサポート会員として、あらかじめ会員登録していただき、会員同士の育児に関する相互援助活動として、一般社団法人青森県保育連合会への委託により実施しているものであります。

主な相互援助活動内容は、1つに、子どもの保育所などの送迎やその後の預かり、2つに、買物など、外出の際の預かり、3つに、病児・病後児の預かり、4つに、急な残業、出張の際の宿泊を伴う預かりなどとなっております。

利用に当たりましては、サポート会員はサービス提供に必要な知識を得るための講習を受講した後に登録されること、また、利用会員がサービスを利用する場合にはサポート会員との顔合わせを行うことから、利用者が安心して子どもを預けることができる制度となっております。

相互援助活動を行った際、利用会員がサポート会員に対し報酬として支払う額につきましては、利用する時間帯及び子どもの健康状態で区分しており、主なものとして、午前7時から午後7時までの利用については1時間当たり550円、病児・病後児の場合は700円。午前7時前の早朝や午後7時以降の夜間の利用については1時間当たり650円、病児・病後児の場合は800円。宿泊を伴う利用については6500円、病児・病後児の場合は8000円としております。このほか、食事やおやつ、送迎に要した交通費などについては、利用会員が実費を支払うこととなっております。

○竹山美虎委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 市もネットで公表しているフロー図を見ると、仕組みがよく分かるかなと思いますが、この事業は、青森市は平成21年度からスタートしました。他の自治体、早いところでは平成10年度、平成11年度から行っているところもありますし、平成30年度は全国で890市町村、そして、令和元年度は931市町村と年々実施する市町村は増え続けております。御答弁でもありましたが、また繰り返し詳細をざっと御説明しますと、まず、子育てや孫育てをされていて、いざというときに何らかのお手伝いをしてほしいという方は利用会員として登録をします。そして、お手伝いができるよというサポート会員も登録をいたします。登録に関しましては、無料です。そして、いざ実際に子どもを預かってほしいですか、送迎を頼むというときに、このファミリー・サポート・センターが、コーディネートといいますか、既にマッチング、顔合わせをしているその会員と引き合わせて、相互援助の活動を行うというものです。さっきも料金の御紹介がありましたが、ほとんどの支援は短時間、それも、送迎の場合は30分以内で済んでいるということで、その30分刻みの単価で申しますと、280円でサポート・お手伝いをしているという現状です。

こういった本当に隙間を埋めるという形で短時間の支援ですので、そのこのところを見ますと、民間のベビーシッターなどに比べると、非常に安価で、また、この料金のやり取りに関しましては、委託されているセンターも、また、市も全く介在していないということです。そのセンターの役割におきましては、今、申したように、会員登録に始まって、マッチングをして、コーディネートをして、また、サポート会員のスキルアップの研修等も行っております。

そこで、具体をまた聞いていきますが、このファミリー・サポート・センター事業の令和元年度の登録会員数と活動実績をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 橋本委員からの再度の御質疑にお答えいたします。令和元年度の登録会員数と活動実績についての御質疑です。

令和元年度末時点の登録会員数につきましては、利用会員が1508人、サポート会員が162人、両方に登録している会員が17人、合計で1687人となっております。また、活動実績につきましては、件数では延べ2726件、活動時間数は延べ5935時間となっております。

○竹山美虎委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 私は、この件数にしましても、延べ時間数に関しましても大変多いなど。たくさんの子育て・孫育ての方の需要が高い事業だと以前から捉えております。件数、また、時間数におきましては、毎年ほぼそんなに大きな変動もなく、横ばいで推移していると聞きました。本当に多くの方がこの事業を頼っているということだと思います。

そこで、また再質疑ですが、その活動件数2726件の活動項目ごとの件数をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 活動項目ごとの件数についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和元年度の活動件数の延べ2726件の内訳につきましては、子どもの預かりに関する活動が1477件、送迎に関する活動が1249件となっております。子どもの預かりに関する項目ごとの件数につきましては、買物や冠婚葬祭などの外出の際の子どもの預かりが595件、保育施設や放課後児童会の開始前や終了後の子どもの預かりが412件、病児・病後児の預かりが85件、このほか、休日・祭日の仕事のための預かりなどが385件となっております。また、子どもの送迎に関する項目ごとの件数につきましては、放課後児童会等から塾等への送迎が635件、保育施設までの送迎が291件、学校や放課後児童会の送迎が271件、このほかサポート会員宅と自宅等の送迎が52件となっております。

○竹山美虎委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ありがとうございます。私も青森県民福祉プラザの中に入ります青森県保育連合会のところに行って、その実数の資料はいただいてきました。今、御紹介いただいたように、答弁いただいたように、送迎は大変件数も多いですし、また、同様に、預かりは未就学の子のほうがより多く、また、送迎におきましては、放課後児童会から塾などの送迎などが大変多い、突出した数字となっております。やっぱり核家族が多い、共働き家庭が多いということで、この事業の利用ニーズが高いということや、先ほども申しましたが、補助的に、その隙間の時間に子どもを預かったり、送迎を頼んだりという依頼が本当に多いものだと捉えました。それで、時間帯の表もあるのですが、早朝、6時、7時もありますし、深夜、9時、10時、11時、零時という件数もあります。やはり一番多いのは、就業時間間に合わなくて、送迎を頼んだり、預かりを頼んだりだと思いますが、夕方5時台・6時台が千三百数十数件あります。深夜も早朝もいざというときに頼れる場所があるというのは、保護者の方々にとっては大きな安心感だと思います。

それで、報酬の設定なのですが、一番最初に答えていただきました1時間550円、そしてまた、30分だと280円。ちょっとそこをポイント的に聞いていきますけれども、報酬の見直しはこれまで行ったことがあるのでしょうか、答弁を求めま

す。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 報酬の見直しについての再度の御質疑にお答えいたします。

利用会員がサポート会員へ支払う報酬につきましては、平成21年4月から本市でファミリー・サポート・センター事業を実施する際に、実施要綱において、基準を定めたものであります。ファミリー・サポート・センター事業における援助活動につきましては、会員の相互援助の精神に立って行うものであり、報酬の考え方につきましては、援助に対する謝礼という位置づけとしております。また、報酬の基準につきましては、制度開始当初、他都市の実施状況を勘案し、設置したものであること、その後におきましても、他都市において、大きな変動がないことから、これまで改定を行っていないものであります。

○竹山美虎委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 他都市の状況を参考に設定したとありました。

青森市よりも早くからやっている、例えば県内の五所川原市ですと30分300円、また、十和田市は1時間700円、ともに本市よりは高いです。また、北海道で早くからやっているところ、芽室町は、平成10年と早くから始めていて、1時間600円、また、稚内市も30分300円、留萌市は1時間880円、三笠市は980円と、本市よりも早くやっているところを見ましても、皆、本市よりは高く、県内で申し上げますと、八戸市が500円、三沢市も500円、また、岩手県の一関市も500円と、本市よりも早くやっているところの安い基準に合わせて設定したのだということが分かります。

そこで、私は、平成22年第4回定例会一般質問でも、このファミサポに関して、その時は利用者側からの要望もありまして、何とか利用料金をもっと低く設定できませんかと質問しているのですが、そのときは、本市は決して高くはないと。まさにそのとおりにかと思いますが、そう言われまして——それで、実は今回、とあるサポーターの方から、名乗らずにすみませんという形でお手紙をいただきまして、どのどなたかは全く私も分からないのですが、報酬は何とかなりませんかという、ちょっと切実な内容でした。

そこで、利用者の負担は低いほうがよくて、サポートする側にはもっと報酬を上げてあげてほしいという、大変痛しかゆしのことなのですが、調べてみましたら、やはりきちんとその調整を図っている自治体が増えてきているということがすぐネット上で見つけることができました。利用料金を据置きにして、行政がサポート会員に応援をする。上乘せ分を後日振り込むという形で、サポート会員を支援しております。

例えば山形県の東根市。こちらは子育てのことで、私は以前、実際に視察にも行っておりますが、今年度からスタートしたと。市が1時間300円助成している。報奨金として、協力会員の口座に1か月単位で振り込んでいると。それから、新潟県の燕市、こちらは200円。こちらは十数年前から始めて、スタートした当初から行政がこ

のようにサポート会員に差額を補助しているということでした。また、佐賀県の神崎市も200円。それから、ちょっと珍しいなと思ったところでは、福岡県の八女市が、活動実績に合わせて、補助金を上乗せで補助していますという内容がすぐネットで見つかりました。このように――さっきも答弁で、報酬は他都市の状況などを参考にとおっしゃったのですから、10年来、社会情勢も大きく変わっているということを見ても、今、私が紹介した他市のように、市が、補助金として、サポート会員に1時間100円でも――まあ、1時間100円としますと、30分の送迎が大変多いわけですから、50円ということにはなりますけれども、1回50円の応援。何とかそういうふうな、市の僅かな予算で協力するお考えはないのかお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 サポート会員の報酬について、市として補助すべきではないかとの再度の御質疑にお答えいたします。

今ほど橋本委員からも御紹介のありました東根市等々の状況は、私どもも当然承知しております。ただ、その各市においては、いわゆるサポートをしていただける人を集めることができないという事情もあって、そこに対して、利用者に対して、負担をかけるのではなくて、市がある程度見ているという状況もあります。

それらの状況も踏まえた上で、先ほども申し上げましたけれども、ファミリー・サポート・センター事業における本市の報酬の考え方につきましては、当該事業が会員の育児に関する相互援助の精神に立って行われているものであり、相互援助活動に対する謝礼という位置づけで行っていることから、また、他都市の状況を見たときに、決して本市の料金が安すぎるものではないということも踏まえまして、現時点では改定を行う予定はないものであります。

○竹山美虎委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 確かに、サポート会員の皆様は、報酬などに関係なく、誠心誠意、ボランティアとして、取り組んでおられることも事実です。そしてまた、報酬の額面だけが仕事といいますか、支援の対価ではないということも私も認識はしています。でも、実際、命を預かるという大事な担いといいますか、支援でもあり、また、事故があってはいけない、また、障害のある子、病気の子、深夜・早朝という、本当に頭の下がるような支援をしてくださっていると思っております。そこで、コロナ禍で一層こういったファミサポのような支援も意義が大きなものになると思います。虐待の早期発見にもつながる例もあると聞いております。

そこで、有償ボランティアということで、一律に比較するには無理があるのは承知なのですが、社会的な意義の大きさやニーズの高さや絶対的な信頼関係の下に行っている事業ですので、1つの指標になり得るものとして、参考までに、賃金のことと言わせていただきますが、本市が行っています放課後児童会の賃金単価は、平成26年度は1時間830円、平成27年度は910円、平成28年度は920円。また、学校支援に携わるお手伝いをする人の謝金は890円から2年ほど前に920円に上がりました。

また、臨時職員の方々は、平成22年度から平成27年度は800円、平成28年度から令和元年度の間は810円と。また、会計年度任用制度があつて、令和2年度は890円に改定されております。こういった仕事というものに対する値段と比較するのも、ちょっと違うところはあるんですが、今回、私が要望しているファミリー・サポート・センター事業の報酬が10年以上見直されていない。今、申しました市が採用している方々の人件費が数年の間で何度も値上げになっている。同様に社会的なニーズは高い役割になっているわけですから、そのかけ離れた相関関係を考えますと、私はやはりこのサポートの報酬も値上げしてほしいと思うのですが、そのこのところの市の見解を再度求めます。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。福祉部長。

○館山新福祉部長 報酬に関しての再度の御質疑にお答えいたします。

まず、放課後児童支援員は福祉部で担っておりますので、その部分についてお話しさせていただきますと、放課後児童支援員につきましては、保育士免許のある方、いわゆる有資格者の方が一般的な日額の臨時職員にならして、時間給に直したときのものをもって、その金額を現在の金額にしているというものになっております。

一方、ファミリー・サポート・センター事業につきましては、いわゆる有資格者の方、もしくは無資格の方が研修を受けていただいて、その中で、先ほど来、橋本委員のほうからも御紹介がありますけれども、子育てを何とかしたいというお手伝いをいただいている方ということも認識しております。

ただ、その考え方につきましては、先ほど来から申し上げているとおり、会員の相互援助の精神に立って行っていると。それで、その報酬の考え方については、援助に対する謝礼という位置づけで行っておりますことから、それら一連の賃金と比較するのはちょっと違うのかなと考えております。

○竹山美虎委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 違うというのは私も分かるのですが、やはり——先ほどから何回も言っていますけれども、冬道、雪道、渋滞の時間も、送迎は30分でほとんど収まっているという支援ですから、280円なんですよね。全体数からいきますと、予算額にして、60万円あれば、1時間100円の報酬アップということが出来ます。30分に換算すれば、50円ということにはなりますが、何とか僅かでも予算化を強く要望いたします。

また、私も要綱を読んでいますけれども、預かりにおきましては、仮に30分であっても、20分であっても、1時間550円。でも、送迎におきましてはやはりそこは30分刻みということになっているので、いま一度改めてこの金額の算定を見直し、この仕事の意義の大きさですとか、責任の大きさのある、なくしてはならない大事な事業を考えてほしいと強く強く要望して、終わります。ありがとうございました。

続きまして、ほかの議員の方も一般質問なり、この決算特別委員会でも質疑していただきました公共施設の利用料金のことで。

コロナで人数が制限されて、その分、減免ということをしている自治体もありますが、答弁では、新型コロナウイルス感染症対策分科会での動向・状況を見ていきたいという――金曜日でしたか、決算特別委員会でありまして、その翌日の新聞報道では、もう緩和を決定したといった報道がありました。これは、暫定的な、11月までの措置でありますし、また、私のこの質疑がほとんど要望が主たるものですので、変更なく、通告どおりに質疑させていただきます。

15款使用料及び手数料1項使用料1目総務使用料もしくは7目教育使用料になります。質疑は、令和元年度の文化会館、市民ホール、また、男女共同参画プラザのAV多機能ホール・研修室の使用料の収入済額、これを万単位でお願いします。また、加えて、利用者数をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 橋本委員の令和元年度収入済額及び利用者についての御質疑にお答えいたします。

令和元年度の青森市男女共同参画プラザ使用料の収入済額は862万円、また、AV多機能ホール及び研修室の利用者数は3万6075人です。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 橋本委員の施設の使用料の収入済額及び利用者数についての御質疑にお答えします。

令和元年度におけるリンクステーションホール青森の収入済額は6390万円、利用者数は26万2031人となっております。同じくリンクモア平安閣市民ホールの収入済額は2857万円、利用者数は12万9956人となっております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 橋本委員。

○橋本尚美委員 ありがとうございます。

時間がないので、ちょっと口早に行きますけれども、再質疑は、4月、5月が休館でした、そして、6月、7月と前年度の同期比の何割ぐらい、何%ぐらいになるかという、実績でお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 今年度の利用者数及び前年度比割合についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市男女共同参画プラザでは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今年度、4月1日から5月31日までを休館し、6月1日から定員の5割以内に人数制限し、消毒の実施など、感染拡大防止対策を徹底した上で、施設を御利用いただいております。AV多機能ホールと研修室における6月、7月の利用者数は1604人であり、新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止に伴い、施設の利用をキャンセルした団体もおられ、昨年度の6月、7月の利用者数の8150人と比較すると19.6%の利用者数であります。

○**竹山美虎委員長** 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○**工藤裕司教育委員会事務局教育部長** 利用者数及び前年同期比実績についての再度の御質疑にお答えします。

令和2年6月から7月までの2か月間におけるリンクステーションホール青森の利用者数は5974人、前年同期比では11.2%の利用となっております。同じくリンクモア平安閣市民ホールの利用者数は5969人、前年同期比では22.9%の利用となっております。

以上でございます。

○**竹山美虎委員長** 橋本委員。

○**橋本尚美委員** 時間がないので、ちょっと一言、要望だけです。こういうコロナ禍のときだからこそ、芸術文化の振興を応援していただきたいと要望して、終わります。

ありがとうございました。

○**竹山美虎委員長** この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時からといたします。

午前11時57分休憩

午後1時再開

○**竹山美虎委員長** 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、里村誠悦委員。

○**里村誠悦委員** 私からは、指定管理者制度についてお聞きいたします。

多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力・ノウハウを幅広く活用し、住民サービスの向上、効率的な管理運営を図るとなっております。1つ目、指定管理に係る予算は適切に配当されているのか。

2つ目、指定管理者が管理運営する範囲は明確になっているのか。

3つ目、事業報告に対する評価をどのように行っているのか。

4つ目、指定管理者制度の実施により、市民サービスの向上、効率的な運営が行われているのかをお聞きいたします。

○**竹山美虎委員長** 答弁を求めます。企画部長。

○**織田知裕企画部長** 里村委員からの指定管理者制度の4点の御質疑に順次お答えいたします。

まず、指定管理に係る予算の配当についてであります。

指定管理料につきましては、指定管理者が行う業務の範囲や利用料金の設定等を

考慮した上で、他の施設管理費同様、前年度当初予算額を基礎に、あらかじめ管理に必要と考えられる経費総額を積算した指定管理料基準額を定めた上で、応募団体からの提案に基づき、決定しているところであります。また、指定管理者候補者を決定するプロセスとしましては、大学教授などの学識経験者や税理士及び市職員で構成します指定管理者選定評価委員会による審査を経て、選定しているところであります。審査に当たりましては収支計画も選定基準項目に入れて選定しており、その後、議会の議決を経て、指定管理者を指定しているところであります。

このように、適正に積算した指定管理料基準額をお示しした上で、指定管理者選定評価委員会の審査を経て、指定管理料を決定しているものであります。

次に、指定管理者が管理運営する範囲についてお答えいたします。

指定管理者が管理運営する範囲につきましては、地方自治法第244条の2第4項において、普通地方公共団体は条例で指定管理者の指定手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとするとして、本市においても、各施設の条例で管理の基準及び業務の範囲を決定しているところであります。

また、指定管理者を募集する際に、管理運営業務の仕様書を作成し、業務の内容を詳細に記載しているところでありますが、それでもなお管理運営する範囲が分からなかった場合などを想定いたしまして、現地説明会を開催するほか、質問等の受付期間を設け、回答しており、範囲について、明確となっております。

次に、事業報告に対する評価についてお答えいたします。

本市では、指定管理者制度導入施設の適正な管理運営が図られるよう、施設の管理運営状況の聴取や実地調査を行うモニタリングを年2回実施し、その評価結果について、市ホームページ等で公表することとしています。

具体的には、施設所管課において、指定管理者から提出された事業報告書等に基づき、運営状況について確認・検証するほか、市民ニーズの把握や利用者の要望等を施設の管理運営に反映させるために、年2回、全施設において、モニタリング調査を行うことにより、当該施設の適切な管理運営が行われるよう努め、不適切な状況に対しては必要に応じて、改善指導を行っているところであります。また、指定管理者選定評価委員会において、施設所管課が実施した事業評価報告書等評価及びモニタリング調査評価の内容等について、定期的に確認及び検証・評価を行い、改善すべき内容が認められた場合においては是正・改善の助言等を行っているところであります。

最後に、市民サービスの向上、効率的な運営についてお答えいたします。

指定管理者制度は、公の施設の管理について、民間事業者の専門的な手法や経営ノウハウを活用することで、市民サービスの向上と効率的な管理運営を図るものであります。

本市におきましては、原則、民間にできることは民間に委ねるという基本方針の

下、指定管理者の募集では、原則として、競争原理の働く公募によることとし、価格競争だけでなく、プロポーザル方式を実施することにより、事業計画の実施による効果、管理を行う能力等について、総合的に、市民サービスの向上、施設の効率的な運営に資するかという視点で審査を行っております。また、指定管理期間中におきましては、先ほども申し上げましたが、モニタリング評価等を実施し、改善すべき内容が認められた場合においては、是正・改善の助言等を行うことにより、市民サービスの向上、施設の効率的な運営を図っているものであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 里村委員。

○里村誠悦委員 ありがとうございます。

指定管理者制度になってから、何か物を大切にしていけないんじゃないかという、そういう感じがいたします。今の予算あたりも、確実に市で運営していたころから減らされているわけですから、いろんなところで何か出ているんじゃないかと。やはり運営するに当たって、給料はちゃんと払わなければいけない、やはりやることはやらなきゃいけないので。安いと、結局どこかを手抜きしなきゃいけないんだと思いますけれども、手抜きしたら駄目なので。

それで、施設の老朽化、そういうところというのは市で直すんでしょけれども、私がいる横内市民センターは、体育館の柱が真っ赤でした。それを何年もかかってお願いをして、そしたら、予算が何千万円だかかかると。いや、そんなはずないと。それで、しつこく言ったら、何十万円かで終わりました。何と言うんだろうね、こういうバランスがよくない。やはりちゃんと調べないと。全部塗るんじゃないんだから、赤くなっているところだけなんだから。やはりそういうところをやっぱりきっちり見ていかないといけない。

空き家がなぜ老朽というか、壊れていくかというのと、誰も目を向けない、無視するからです。誰も気にしてくれない。食べ物で実験したことがあるんですけども、米にありがとうとばかやろうと無視です。ありがとうは発酵します。ばかやろうは真っ黒くなる。無視はどろどろになるんです。ですから、こういう施設も生きていくといえ、何か言われますけれども、みんなそういうふうにいるわけですね。ですから、やはりこの指定管理においても確実に見てあげないと、170施設だからあるって書いてありましたけれども。

それから、敷地内、範囲はどこまでなんだと。建物だけなのか、敷地内までなのか、敷地のそばにある道路の端っこだめなのか。やはりそういうところもきちっとやってほしいんです。道路にごみが落ちていても拾わない。やっぱり市民の皆さんは見ていますから、やはりちゃんと掃除して、清掃して、きれいにして、やっぱりやっていただきたい。

それから、体育館ですけども、青森市民体育館に冬場、剣道の審判じゃないけれども、行くんですけども、非常に寒い。あれも予算の関係があるんだろうかと

聞きたいけれども——聞きませんけれども。やはり市民の生活、安心・安全、健康を考えるならば、やはりちゃんとした適温にしてほしいなと思います。行くと、ここは15度で決まっていますというふうに言われますので、そののころをお願いしたいなと思っています。

それから、幸畑の第四団地なんですけれども、あそこはもう人も大分入っていなくなって——何の木だっけ、あれ、樹木がこう立っているんだけど、全部死んでいます。前に切ってくださいと言ったら、はい、分かりましたって言ったんですけど、まだ切られていないので、もうともかく汚くて、ゴーストタウンのようです。1回見てください。できれば切っていただきたい。

それから、焼き場なんですけれども、焼き場の入っていくところの両サイドの桜の木がこう、あふれていまして、この前、きれいに切ってもらって、草も刈ってもらいました。弘前とかに行くと、とてもきれいです。何なんですか、議員。最期に行くとところが汚くてどうするんだ、あれ。もっときれいにできないのかって、そういうお叱りを受けまして、お願いしました。あの舗装道路、あの脇の歩道ももう汚いというか、古くなっているというか——まあ、あそこは余り歩かないんですけれども。でも、やっぱりきれいにしてほしいなと。こっちから行くと西側のほうの、あれはほかの土地なんだけども、草が倒れて、真っ赤になって、何かこう嫌だなという。そうでなければ、やはり景観条例じゃないけれども、あそこで皆さん、お別れするわけだから、あその焼き場は汚かったなという、そういう思いはさせたくありませんよね。その整備もちよっとあれだなと思って、見ていただければなと思っています。

最後に、関係がないというか、新しい考え方として、うちの渋谷議員も言っていましたけれども、町会とか、町会に民生委員とか、児童委員、それから、町会の役員とかがどんどん減っています。やる人がいません。これも指定管理じゃなく、指定何とかという形でやっていけないのかなと。確実に減っています。民生委員も確実に減っています。30人っていったか、40人っていったか。やはりこれから安心・安全な健康な町会に住むためには、やはりそういう人が必要なんです。ですから、ぜひ新しい様式というか、コロナ禍でそういう新しい様式というか、生活様式とかってありますけれども、やはりこの指定管理だけでなく、やはり住民のためにも新しい様式で指定管理を考えたらいかがかなと思っています。

以上で終わります。

○竹山美虎委員長 次に、蛭名和子委員。

○蛭名和子委員 あおもり令和の会、蛭名和子です。私からは3項目について質問いたします。

まず初めに、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費の負担金補助金の不用額についてであります。

戸籍住民基本台帳費の19節負担金補助金及び交付金の不用額が3453万7300円と大

きい金額になっております。その理由をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 蛭名委員の戸籍住民基本台帳費の負担金補助金及び交付金の不用額についての御質疑にお答えいたします。

令和元年度の不用額3453万7300円につきましては、通知カード・個人番号カード関連事務の委任に係る交付金の不用額が3453万5200円、その他の不用額が2100円となっております。

通知カード及び個人番号カードに係る事務につきましては、国、市、地方公共団体情報システム機構——以下J-LISと称しますが、この3者が担っております。市はカードの交付事務を担っておりますが、カードの作成については市から事務委任を受けたJ-LISが行っております。市が事務委任の費用として、J-LISから請求を受ける交付金は、国から補助金として交付されております。

市が請求を受ける当該交付金について、J-LISは国全体での費用を人口案分により算出しており、市単独の交付状況から見込むことは困難であるため、予算額につきましてはJ-LISが全国の市区町村ごとに示す交付金上限見込額で措置しております。そのため、国全体での費用がJ-LISの見込みを下回る場合、市区町村の交付金の請求額が小さくなり、予算額について不用額が発生することとなります。令和元年度において、市の当該交付金に係る不用額が大きくなりましたのは、主たる理由として、J-LISが見込んだ交付件数と実際の交付件数の乖離が大きかったことによるものであります。

なお、交付金が確定するのが3月末でありますことから、交付金額に合わせて予算額を補正することはできなかったものであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 今の説明ですと、地方公共団体情報システム機構が交付金の上限見込みで措置しており、3月の補正では、交付金額が確定するのが3月末のため、できないということで分かりました。ということは、これは、令和元年度に限ったことではなく、例年このような状況であるということによろしいでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 不用額についての再度の御質疑にお答えいたします。

蛭名委員お見込みのとおり、この不用額につきましては、例年同じ内容、また、金額も大体同じぐらいの金額となっております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 ありがとうございました。

それでは、続きまして、2つ目が4款衛生費1項保健衛生費、受動喫煙防止対策についてです。

健康増進法の一部を改正する法律の2020年——令和2年度全面施行に向け、令和元年度においては受動喫煙防止対策事業を行ったと思います。その決算の内容をお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 蛭名委員からの受動喫煙防止対策についての御質疑にお答えいたします。

望まない受動喫煙の防止を図るため、平成30年7月に健康増進法の一部を改正する法律が成立されたところであり、施設に応じた具体的な措置として、令和元年7月1日からは、学校や病院、行政機関等の第一種施設については原則敷地内禁煙となり、また、飲食店や事業所等多数の人が利用する第二種施設については令和2年4月1日から原則屋内禁煙となっております。ただし、既存の個人または中小企業が営業している客席面積が100平方メートル以下の飲食店においては、喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙を可能とする経過措置が設けられております。

市では、これまでも青森市たばこの健康被害防止対策ガイドラインに基づき、受動喫煙防止対策と禁煙対策の取組を推進しているところであり、健康増進法の一部を改正する法律成立後は、飲食店等からの受動喫煙防止対策の相談に応じるとともに、受動喫煙に関する苦情等については現場にも出向きながら解決に向けた助言・指導を行ってきているところであり、

お尋ねの令和元年度の受動喫煙防止対策事業の決算内容といたしましては、喫煙専用室等の設置及び運用時の相談に対応して、たばこの煙を測定するための風速計、粉じん濃度計、揮発性有機化合物濃度計などの機器の購入として、備品購入費61万1600円、望まない受動喫煙の防止を広く周知するため、青森市営バス車両5台のバスボディー背面への広告料として、役務費49万5000円、当該バスボディー背面広告の製作及び施工業務として、委託料35万5300円、合計で146万1900円となっております。

○竹山美虎委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 それでは、そのほかに事業者に対する受動喫煙防止対策についての説明会等も行ったようですので、それについてお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。保健部長。

○浦田浩美保健部長 令和元年度における事業者に対する説明会等の状況についての再度の御質疑にお答えいたします。

市では、受動喫煙防止対策として、市の所管する第一種施設敷地内の全面禁煙を徹底するとともに、毎年、世界禁煙デー、禁煙週間にちなんで、関係団体と実施しているたばこの煙から子どもを守ろう運動等を通じ、令和元年度では568団体に周知を行いました。また、職場の健康づくりに積極的に取り組む企業・団体等を認定するあおもり健康づくり実践企業認定制度の認定企業81社に対しても受動喫煙防止対

策の周知を図ってきたところでもあります。

加えて、市内の事業者を対象とした説明会では、令和元年9月に県と連携した事業者説明会を開催しており、参加者は54名、令和元年12月には協同組合青森総合卸センター主催の組合員昼食会での説明会で約70名、同月に青森商工会議所が開催した青森小売商懇談会定例会において、約10者への説明を行ったところでもあります。

なお、受動喫煙防止対策に伴う個別相談件数は、令和元年度においては95件あり、そのうち14件には訪問及び来所により対応しているところでもあります。

○竹山美虎委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 種々取組が行われたということで了解しました。

最後、要望ですけれども、令和2年度から一部飲食店を除いて、原則屋内禁煙となったんですけれども、まだ民有地の屋外は可能であるということで、例えば新町通りのコンビニの横ですごい人が集まっていたりして、人通りの多いところは、やっぱり望まない受動喫煙とか、たばこの煙から子どもを守るということからはちょっと外れるので、そこも注意していただきたいんですが、担当の方に聞いたら、市民からそういった声が上がれば、そのコンビニに行ってお願いして、撤去してもらったという事例もあるようですので、引き続き取組をお願いします。

次は、最後、7款商工費1項商工費、観光コンテンツ造成事業についてです。

令和元年度新規事業として取り組まれた観光コンテンツ造成事業の決算額の内訳とその内容についてお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 蛭名委員からの観光コンテンツ造成事業についての御質疑にお答えいたします。

観光コンテンツ造成事業の令和元年度における決算額につきましては、2335万1800円となっております。その内訳といたしましては、外国人観光客体験コンテンツ造成支援業務として1335万1800円、浅虫温泉地区の観光振興を目的に、地元食材を生かしたパッケージツアーを実施した「DINING OUT AOMORI - ASAMUSHI」の開催負担金として1000万円となっております。

具体的な事業内容につきましては、外国人観光客体験コンテンツ造成支援業務は、本市を含む陸奥湾沿岸8市町村が連携して、体験コンテンツの造成やブラッシュアップに向けたセミナー等を開催し、「ねぶたの家 ワ・ラッセ」の焼きリンゴ体験や新青森県総合運動公園のスノーアクティビティー体験等が新たに造成されたほか、モヤヒルズの雪遊び体験や酸ヶ湯温泉のスノーシュー体験等がブラッシュアップされたところでもあります。また、昨年11月と本年2月には、台湾のブロガー等を招請し、造成等されたそれらのコンテンツを直接体験していただき、外国人目線による課題の洗い出しやフェイスブックなどのSNSによる情報発信を実施したところでもあります。

次に、「DINING OUT AOMORI - ASAMUSHI」につきまして

は、浅虫温泉の活性化に向け、本市の豊かな食材を活用した食の観光コンテンツ化を図るため、浅虫温泉旅館組合や青森市などで構成する浅虫温泉地域創生実行委員会が主体となり、昨年7月5日から7月7日の間、東北で初めて開催し、123名の方に参加いただいたところであります。

本イベントは、東京代官山でミシュラン1つ星レストランを営業する目黒浩太郎氏がシェフを務め、ホスト役として、日本在住の著名な東洋文化研究者であり作家としても活動するアレックス・カー氏が、地元の自然・伝統・文化・歴史を踏まえ、総合的に演出し、浅虫地区の陸奥護国寺を会場に開催されたものであります。

○竹山美虎委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 外国人観光客体験コンテンツ造成支援事業について再質疑します。

当該事業について、私が昨年第2回定例会の予算特別委員会の際に質疑いたしました。そのときの答弁では、事業の数値目標として、造成及びブラッシュアップした件数を14件、それらの利用者数を420人と御答弁されておりましたが、実績はどのようなになったかお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 蛭名委員からの外国人観光客体験コンテンツ造成支援業務における造成数とブラッシュアップされたコンテンツ数等についての再度の御質疑にお答えいたします。

外国人観光客体験コンテンツ造成支援業務で実施しました各セミナー等につきましては、延べ86人の観光関係事業者が参加されております。その結果、造成及びブラッシュアップされたコンテンツ数は21コンテンツとなり、それらを体験した外国人観光客は651人となっております。

○竹山美虎委員長 蛭名委員。

○蛭名和子委員 目標を上回る効果が出たことは非常によかったと思いますし、その中のコンテンツはもちろん青森市民にとっても楽しめる内容のものだと思います。

最後、要望ですけれども、現在は新型コロナウイルスで多くの外国人観光客が本市に来るのはできない状況でありますけれども、コロナが終息した後に青森に来てもらうために、今回のコンテンツ造成をはじめ、引き続きインバウンド対策も継続して実施していただきたいと思っております。

あと、「DINING OUT AOMORI - ASAMUSHI」は、決算特別委員会1日目に中村委員も取り上げておりました。このレシピの活用については、現在、浅虫の旅館の関係者が集まって、勉強や検討を重ねているということですが、1000万円かけた事業でありますので、ぜひ成果をしっかりと出していただくようお願いして、終わります。

○竹山美虎委員長 次に、村川みどり委員。

○村川みどり委員 日本共産党の村川みどりです。

最初に、下水道事業特別会計について質疑します。

歳入歳出差引き残額が約3.9億円計上されていますが、残額規模としては多いのではないかと思いますけれども、この約3.9億円となった理由について示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 村川委員からの令和元年度決算額における歳入歳出別差引き額についての御質疑にお答えいたします。

本市下水道事業におきましては、平成27年1月27日付総務大臣通知「公営企業会計の適用の推進について」及び同日付総務省自治財政局長通知「公営企業会計の適用推進に当たっての留意事項について」による下水道事業に対する地方公営企業法の適用に係る要請を受け、本年4月1日より地方公営企業法の財務規定を適用し、官公庁会計から公営企業会計に移行しております。

この会計方式の移行に伴い、令和元年度決算につきましては、地方公営企業法施行令第4条第1項本文の規定に基づき、本年3月31日をもって出納を閉鎖する打切り決算を行っております。官公庁会計におきましては、年度末までに確定した債権や債務につきまして、現金の未入・未払いの整理を行うための期間として出納整理期間が設けられ、翌年度5月31日をもって出納を閉鎖しますが、令和元年度下水道事業特別会計決算につきましては本年3月31日をもって出納を閉鎖したことにより、従来であれば、出納整理期間に処理しておりました工事請負費などの歳出が計上されていないため、歳入歳出差引き残額が約3.9億円となったものであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 打切り決算によって、出納整理期間がないということで約3.9億円になったということなんですけれども、官公庁会計と同じように出納整理期間があったと仮定した場合は、どの程度の残額になるのでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。出納整理期間があったと仮定した場合の差引き残額は幾らかという御質疑であります。

令和元年度に出納整理期間があったと仮定した場合、収入として、下水道使用料3月分など、また、支出として、工事請負費等が計上されることになりまして、歳入歳出差引き残高は約1億2000万円であります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 約1.2億円の黒字であるということなんですけれども、この残額はどのように使われる予定でしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。残額はどのように使われるのかという再度の御質疑であります。

令和元年度に出納整理期間があったと仮定した場合の歳入歳出差引き残額約1億2000万円につきましては、通常は、翌年度の補正予算編成において、一般会計からの繰入金も含め、整理しております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今後、令和2年度以降の決算においても大体これぐらいの剰余金が生じるということであれば、下水道利用料の値下げとか、市民負担の軽減をぜひやっていただきたいなと思います。

そこで、令和2年度以降、決算において同様の剰余金が生じるということは見込まれるでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。環境部長。

○長井道隆環境部長 再度の御質疑にお答えいたします。令和2年度以降の決算においても同様の剰余金が生じるのかという御質疑であります。

下水道事業会計におきましては、一般的に汚水処理に要する経費を下水道の使用料、雨水処理に要する経費を一般会計からの繰入金により賄うことを原則とし、それぞれの処理に要する費用の見込みを基に、下水道使用料を設定しております。したがって、通常におきましては多額の剰余金が生じることは見込まれておりません。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 最後、要望で終わりたいと思います。下水道事業は、市民の生活を支える基盤となる事業です。今、新型コロナウイルス感染拡大防止による休業要請や外出自粛要請に伴い、事業活動や市民生活の影響を軽減するために、5月分の使用料が免除されました。これ自体は歓迎するものですが、先ほど差引き残額1.2億円については、補正予算で検討するという答弁だったと思うのですが、私たちは、ぜひその残額は、市民生活の負担軽減の観点から、使用料の値下げの財源に活用していただきたいと思っています。

それで、下水道事業は、今年度から企業会計に移行したということなので、これまで以上に柔軟な経営が可能となり、ひいてはその経営により生じた利益を使用料値下げという形で市民に還元することも可能になるのではないかと期待はしています。一方で、企業の経営に当たっては、損益計算書、貸借対照表といった財務諸表を理解するだけでなく、今後は減価償却費といった期間損益という概念を理解することも重要だというふうに聞いています。こうした概念は、官公庁会計に存在しないために、なかなか理解してもらえず、下水道料金の値上げにつながるということも考えられなくはありません。今年度から下水道事業が公営企業会計に移行したと

ということからも、そして、他都市の例にあるように、下水道と水道事業を統合して、企業局として組織体制を構築することも視野に入れて、検討していただくように要望したいと思います。何より市民負担を増やすことなく、安全・安心して暮らせる環境が維持できるように、重ねて要望したいと思います。これはこれで終わります。

次に、犯罪被害者等支援について。

さきの一般質問で質問した際、平成30年7月から犯罪被害者等支援業務チェックシートを使用しているという答弁がありました。

まず、そのチェックシートが作られた経緯と、それから、総合的対応窓口である市民なんでも相談室に寄せられた過去3年間の相談件数を示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 村川委員からの犯罪被害者等支援業務チェックシート作成の経緯と、市民なんでも相談室に寄せられた過去3年間の相談件数についての御質疑にお答えいたします。

犯罪被害者等支援業務チェックシートは、県内市町村における犯罪被害者等支援の総合的対応窓口の機能を強化することを目的に、他市町村に先駆けて、県から本市に作成依頼があり、平成30年7月に作成したものであります。当該チェックシートには被害者等の状況に応じた支援の相談窓口となる市担当部署の連絡先と支援内容を記載しており、犯罪被害者等支援の総合的対応窓口である市民なんでも相談室などで活用しております。

何らかの犯罪被害に遭われた方から市民なんでも相談室に寄せられた過去3年間の相談件数であります。平成29年度は17件、平成30年度は11件、令和元年度は19件となっております。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 このチェックシートなんですけれども、犯罪被害者支援等に活用しているということなんですけれども、私から言わせれば、ただ単に振り分けているだけという話で、支援に取り組んでいるというレベルのものではありません。これまでこの犯罪被害者等支援業務チェックシートだけで犯罪被害者支援に取り組んでいると思っているんだとしたら、残念というか、認識を改める必要があると思っています。

そこで、基本的な認識だけを伺っていきますけれども、一般質問で条例はつくる考えはないと答弁しました。その上で、県の条例の趣旨に沿って取り組んでいくという考えでよろしいでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 村川委員からの県の条例に沿った形で今後進めていくのかという趣旨の御質疑にお答えいたします。

県条例につきましては、各関係機関・団体との連携、そして、それぞれの役割分担に応じて進めてまいりましょうということで整理しております。市町村について

の役割につきましては、生活相談に関する総合的な窓口、そして、福祉サービスに適切につなげるという役割がありますことから、条例に沿って、適切に対応してまいります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 県の条例の趣旨に沿って取り組むということですが、県の条例には4つの基本原則があります。第3条。1つに、犯罪被害者等支援の基本は個人としての尊厳の尊重。2つに、支援が適切に行われ、二次被害に配慮すること。3つに、必要な支援を被害発生直後から途切れることなく受けられること。4つに、国、県、市、民間支援団体の相互連携となっています。

重ねて質疑しますが、この4つの基本原則は共有するという認識でよろしいですか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 県条例が掲げました4つの方針についての御質疑に関してお答えいたします。

ただいま村川委員から御紹介がありました4つの方針につきましては、当然、私どもでも承知しているところであります。例えば二次被害につきましては、県と共に、市民啓発・周知に努めてまいりますし、相談対応に当たる者については、県が研修会を行い、研修を行うなど、関係機関・団体で連携して、県条例の趣旨に沿っていきましようということで、先般、関係者での意見交換でもお話し合いされたところでもありますので、県条例の趣旨に沿って、先ほど答弁いたしましたとおりに行ってまいります。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 その4つの基本原則の中には、先ほど紹介した途切れなく支援することが書かれてあります。そのとても大事なことの1つに住宅支援というのがあるんですけども、市では、途切れなく支援するために、住宅支援として、どのような支援ができると考えているのでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 住宅支援についての再度の御質疑にお答えいたします。

住宅支援につきましては、村川委員御承知のとおり、公営住宅に関する取組、また、被害者の状況に応じて、青森県女性相談所への一時保護や市の母子生活支援施設への入所などが想定されるところであります。このほかそれぞれのニーズに応じた既存の福祉サービスにつなげるなどの対応も考えられるところであります。

今後も、県や警察、関係機関・団体と連携しながら適切に対応することで被害の軽減に努めてまいります。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 公営住宅といった場合、青森市ではどのように途切れなく支援

をするつもりなのでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 村川委員からの犯罪被害者支援についてお答えいたします。

犯罪被害者等の市営住宅の入居に関しましては、平成17年12月26日付国土交通省通知「犯罪被害者等の公営住宅への入居について」に基づき、特段の配慮を行っているところであり、その内容として、1つには、市営住宅への入居者の選考方法は、入居を申込みされた方に対し、住宅困窮度に応じ点数をつけ、合計点の高い順から入居者を決定するポイント方式と、公開抽せん方式の2通りあり、いずれの方式においても、一般の申込者よりも有利に取り扱う優遇措置を講じること。2つには、犯罪被害者等であり、一定の要件を満たす方は、国へ報告した上で、原則1年を超えない期間において、公募によらず、緊急的に入居させる対応を取ることとなっており、犯罪被害者の市営住宅への入居については、当該通知に基づき、適切に対応してまいります。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 国に報告すると、1年に限り緊急的に入居させることができるということでしたけれども、実際、青森市の場合はこの市営住宅に入居させる予定なんのでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 村川委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

市で保有している市営住宅に、具体的にどの住宅という御質疑でありますけれども、現時点で具体的には検討しておりません。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 ただ、今、例えば今日でも明日でも、そういう人が現れた場合は検討していないと言っていない。途切れなく支援することというふうに基本原則に書いているわけですから、検討していないから入れないよということにはならないと思うんですけれども、その点、どのように途切れなく支援するつもりなのか示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。都市整備部長。

○平岡弘志都市整備部長 村川委員からの再度の御質疑にお答えいたします。

犯罪被害者が入居することとなった時点で、修繕等が整った空き室の部屋がある団地で、入居者が問題なく居住できる地域であることなど、考慮した上で、入居の場所を決定することとしております。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 この住宅支援というのは、やはり市町村において、非常に重要で、本当に途切れなく支援できるような整備体制を整っておくことが必要だと思います。最終的には、きちんと条例を制定して、犯罪被害者支援を行う担当をわか

り位置づけていくことが必要なんです。条例がなくとも最低限、途切れなく支援できる体制整備と、それから、経済的な支援というのは今すぐ必要だと思っています。この問題に関しては、引き続き、条例化に向けて、問題提起していきたいと思っています。以上で終わります。

次に、窓口での死亡手続について質疑します。

市民課の窓口での手続の流れについて示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 村川委員の死亡した後の市の窓口の流れについての御質疑にお答えいたします。

本市では、平成30年1月、駅前庁舎に市民が多く訪れる窓口部門を集約配置し、1階市民課に総合窓口を開設いたしました。窓口開設により、死亡に伴う手続のうち、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、障害者手帳などの返還、葬祭費の申請などの主なものを含め、41項目がワンフロアで済む配置となっております。

本市では、死亡届を受付した際に、死亡に伴う手続を記載した死亡届手続チェックシートをお渡しし、御遺族が必要な手続を確認できるようにしております。なお、死亡届と併せて手続する際は、国民健康保険被保険者証の返還など、24項目が市民課で手続できることとしております。また、後日手続に訪れた御遺族の方には、フロアマネージャーが亡くなった方の状況を聞き取り、必要な手続を特定して、各種申請書の記載支援や担当課への御案内をしております。

このほか、浪岡事務所や支所・情報コーナーにおいても、チェックシートによる死亡に伴う手続の御案内や、国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証の返還などを取り扱っており、市民の利便性の向上を図っております。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 8月25日に地元紙に、次のような記事が載りました。「死亡手続1カ所に『おくやみコーナー』と、つがる市が実施したということが掲載されました。そうしたら、8月25日のすぐ朝に、市民の方から電話が来て、青森市もこういうふうにしてもらいたいんだけどもという声が寄せられました。その記事によると、「つがる市は8月、遺族の行政手続を1カ所で完了できる窓口『おくやみコーナー』を市役所1階ロビーに新設した。これまで死去した人に関する各種手続を各課で受け付けていたが、ワンストップサービスにより家族を亡くした遺族の負担を軽減する狙い」だという記事になっています。

そもそも、この庁舎を建て替えて、アウガに行った時点の目玉だったのが窓口のワンストップ化だったはず。それがいつの間にかワンストップでなくなっていたという現状なんだと思います。

平成29年第3回定例会で、小野寺市長は次のように答弁しています。

具体的には、総合窓口における窓口サービスの集約、提供に当たっては、1つに、案内機能の強化として、新町側出入り口に総合案内を配置し、アウガ全体の案内を行うとともに、総合窓口周辺にはフロアマネージャーを配置し、様々な案内をする。2つに、窓口サービスの集約として、これまでの市民課で実施している51業務に加え、様々な証明書、14種類の証明書の交付を行うほか、引っ越し、出生、婚姻、死亡などのライフイベントに関連する手続として、介護、児童手当、国民健康保険証などに係る76種類の手続についてワンストップ化を図り、合わせて141業務を取り扱うこととしておりますというふうに答弁しているんです。

やる前は、ワンストップだと言って、ばら色のように描かれたこの窓口サービスなんですけれども、蓋を開けてみると、結局は市民があちこち歩いて回らなければならないというものになっています。現状、当初答弁していたワンストップサービス化にはなっていないと思いますけれどもいかがでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 駅前庁舎のワンストップについての再度の御質疑にお答えいたします。

先ほど答弁申し上げましたとおり、死亡に関する手続については、死亡届手続チェックシートにおいて、死亡届と御一緒であれば、国民健康保健被保険者証の返還など、24項目が市民課で手続できる旨を御案内しております。しかし、専門性があり、相談が必要なもの、審査に時間を要するものなどは除くものとさせていただいているところであります。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 結局はワンストップになっていないということだと思います。

それで、令和元年第4回定例会で同じような質問をされていまして、そのときに、窓口スペースの確保だとか、体制の見直しだとか、システム改修の課題があると答弁しているんですけれども、この間、この課題をどのように検討されてきたのでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 村川委員のお悔やみ専用窓口についてのその後の検討状況についてのお尋ねにお答えいたします。

お悔やみコーナーにつきましては、令和元年度末現在で、全国の市町村中24自治体が設置している状況であることを確認しております。また、お悔やみコーナーの実施内容につきましては、自治体により、どの手続が必要かの抽出にとどまることもあるなど、自治体ごとにその取組は様々であることを確認しております。

先ほど委員から御紹介もありましたが、駅前庁舎1階での窓口スペースの確保、まず、ここにつきましては、現在、マイナンバーカードについての臨時窓口、こちらのほうとの兼ね合いもありますので、そこの部分についてはやはり課題となっているものであります。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 スペースはやろうと思えば私はできると思いますし、人員だっ
てやろうと思えばできるし、システム改修については、確かに課題はあるんだろう
けれども、やはりせめて家族が亡くなったときの手続だけでも、負担なく手続でき
るようなワンストップ化をぜひ進めてほしいということを重ねて要望して、終わり
ます。

最後に、学校支援員についてです。

「令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況報告書」によると、特別支援教
育支援員配置事業について、次のように記載されています。「特別支援員配置決定ま
での業務手順として、小中学校校長から支援が必要と思われる児童生徒の状況を教
育委員会へ提出し、教育委員会が支援員の配置を決定する。平成30年度において支
援が必要と校長が回答した児童生徒数は585人であった。一方で、平成30年度におけ
る特別支援員の数は37人であることから、青森市において特別支援員のニーズに対
する配置実績人員は著しく不足している状況が示唆される」、「他自治体との単純比
較においてその乖離は大きいとの感想を持つ」という監査の指摘・意見がありました。

そこで質疑しますがけれども、包括外部監査の指摘について、その対応は適切であっ
たのか示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 村川委員の包括外部監査の意見への対応
についての御質疑にお答えします。

令和元年度包括外部監査につきましては、本年3月25日に包括外部監査人から特
別支援教育支援員配置事業への意見として、他自治体と比較し配置人数が少ないこ
と、報酬の再検討を望むことの2点が報告されたところであります。この監査結果
を受け、教育委員会では、4月10日に検証作業等に着手し、包括外部監査結果への
措置状況として、特別支援教育支援員の配置につきましては今後も引き続き学校の
要望の把握に努め適正に配置していくこと、報酬の再検討につきましては会計年度
任用職員への移行を機に処遇改善したことを8月の文教経済常任委員協議会におい
て、報告したところであります。

特別支援教育支援員の配置についての対応といたしましては、教育委員会が小・中
学校に対し特別支援教育支援員を必要とする児童・生徒の調査を行い、肢体不自由
や多動傾向、自閉症・情緒障害、知的障害等の支援が必要な理由、児童・生徒の状
況と必要な支援内容について、対象となる児童・生徒一人一人の状況の報告を受け
ております。教育委員会では、この報告を受け、学校の要望を詳細に把握するため、
電話での聞き取りを行うとともに、学校訪問を通して、実際に対象児童・生徒の学
習状況を見極めた上で、特別支援教育コーディネーターや学級担任をはじめとする
校内支援体制、医療・福祉などの関係機関との関わり等について確認を行い、特別

支援教育支援員が必要と判断した場合に配置を決定してきたところであり、今後につきましても、学校の要望の把握に努め、適正に配置を行ってまいります。

また、報酬の再検討についての対応といたしましては、これまで臨時職員であった特別支援教育支援員が本年度から会計年度任用職員となったことに伴い、報酬単価を時給810円から890円へ引き上げるとともに、交通費を新たに支給することで、個別改善したところであり、

これらのことから、教育委員会といたしましては、包括外部監査の意見には適切に対応しているものと考えております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 これまでも学校支援員の処遇改善を質問してきたんですけれども、今回の包括外部監査の指摘を見て、私は驚きました。校長先生たちが支援員は必要だよと言っている数が585人もいるのに、実際は37人しか採用していなかったということ、そして、その指摘に対して、適正に配置してきたよという回答です。

まず、何を根拠に適正に配置したと言っているのでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 村川委員の配置の根拠についての御質疑にお答えします。

支援員の配置につきましては、青森市特別支援教育支援員配置事業実施要綱に基づいて、1つには、「普通学級に在籍する多動傾向や介助を必要とする児童生徒に支援を行う必要があると認められる場合」、2つには、「その他教育委員会が必要と認める場合」に配置することとなっております。

各校におきましては、特別な支援を要する児童・生徒一人一人について、適切な指導目標、指導方法、あるいは指導内容を記した個別の指導計画、そして、家庭、地域、医療、福祉、保健などの関係機関との連携を記した個別の支援計画を作成し、特別支援コーディネーターを中心に校内の教職員による校内指導体制を構築するとともに、外部の専門家、関係機関との連携・調整を図りながら指導しているところでもあります。

このような校内指導体制による指導によっても十分な指導が行き届かないという判断をした場合に、例えば肢体不自由、病弱などにより介助が必要な児童・生徒、あるいは多動傾向、自閉症・情緒障害によって、当該児童・生徒及びその周りの児童・生徒の安全確保のために見守りが必要である場合、そして、知的障害があつて、著しく学習に遅れがあることから、サポートが必要な場合、あるいは不登校等で別室登校などの子どもで見守りが必要な場合、このような場合に支援が必要だと判断し、配置しているところでもあります。

したがって、単に要望の数だけではなくて、支援員による介助、見守り、サポート等が必要かどうかということで判断しているものであります。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 要望の数だけではなく、必要かどうかで判断しているということでした。

ある学校では、市教育委員会から今年は支援員1人だと言われて、それで仕方なく校長の判断で今、スクールサポーターを入れています。市内でスクールサポーターは、何人配置しているのでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 スクールサポーターの配置についての御質問にお答えします。

スクールサポーター——先般、国のほうからの配置がありましたスクール・サポート・スタッフについては、おおよそ各学校1名ほど配置されております。そのほか、先日、村川委員から御質問ありました学習支援員等についてもおおよそそのような形で配置されていることになっております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 じゃあ、スクールサポーターの時給は幾らですか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 スクールサポーターの時給についての資料は、今ありませんので、後ほどお答えします。

○竹山美虎委員長 村川委員。

○村川みどり委員 今、ある学校に配置しているスクールサポーターの時給は790円です。10月から最低賃金793円になるので、793円になるんだと思うんですけども、最低賃金でスクールサポーターが雇用されています。同じようにこれまでその人も支援員で働いていたんですけども、同じように働いているもう1人の人は会計年度任用職員として890円で働き、同じように支援員として働いているスクールサポーターは790円で働いています。同一労働同一賃金制度に明らかに違反していると思います。改善すべきと思いますが、いかがでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。教育委員会事務局教育部長。

○工藤裕司教育委員会事務局教育部長 同じような内容で働いているにもかかわらず賃金が違うことについて、きちっと対応すべきではないのかという御質問でありましたけれども、様々な支援を要するという事で各学校に配置されている支援員等につきましては、採用するに当たって、それぞれ勤務形態・雇用等について面談を行った上で、配置しているものでありますことから、これについては勤務していただく支援員等についても理解しているものと考えております。

以上でございます。

○竹山美虎委員長 村川委員、一言要望で終わってください。

○村川みどり委員 ということは、同じ仕事をしているのに、賃金は100円の差があるけれども、それは問題ないんだという態度だということが分かりました。

そもそも市教育委員会が、学校からこれほど要望があるのに、37人しか支援員を増員してこなかったことが問題だということを指摘して、終わります。

○竹山美虎委員長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後2時30分からといたします。

午後2時13分休憩

午後2時29分再開

○竹山美虎委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑を続行いたします。

次に、山崎翔一委員。

○山崎翔一委員 お疲れさまです。あおもり令和の会、山崎翔一です。今回、決算特別委員会最後の質疑者となりましたが、よろしくお願ひします。

大きく2つ質疑いたします。まず最初に、まちづくり寄附制度推進事業について質疑いたします。

平成30年度及び令和元年度における青森市ふるさと応援寄附制度の寄附件数と金額についてお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 山崎委員の青森市ふるさと応援寄附制度の寄附件数と金額についての御質疑にお答えいたします。

青森市ふるさと応援寄附制度における平成30年度と令和元年度の寄附実績であります。寄附件数については、平成30年度は1万1217件、令和元年度は1万8533件であり、令和元年度は平成30年度との比較で約1.7倍となっております。また、寄附金額については、平成30年度は1億5565万8537円、令和元年度は3億4957万6155円であり、令和元年度は平成30年度との比較で約2.2倍となっております。

○竹山美虎委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 今、直近2か年度の件数と寄附金額をお示しいただきましたが、ともに大幅に増加しており、件数は過去最高、寄附金額に至っては前年度の2倍以上に上るといふことで、寄附された方々には感謝を述べるとともに、掲載サイトを拡充したり、人気商品であるリンゴを年間通して申込み可能にしたりと、職員の工夫により大きく伸びたものかと思ひます。今後も青森市の貴重な財源となりますように、件数、金額ともに増加するよう取り組んでもらいたいと思ひます。

さて、この青森市ふるさと応援寄附制度では、寄附金の用途を指定することがで

き、令和元年度では19事業が上げられました。この19事業のうち、令和元年度で寄附金額が多い上位3つの事業についてお示してください。

○**竹山美虎委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**坪真紀子市民部長** 寄附金額が多い上位3つの事業についての再度の御質疑にお答えいたします。

青森市ふるさと応援寄附制度におきましては、寄附者が寄附金の使途を指定できることとなっており、令和元年度は各部局から提出のあった19の応援していただきたい事業から選択できることとしたものであります。これらの事業のうち、寄附金額が多かった上位3つの事業は、「スポーツの振興及び市民の交流を促進するための施設を整備する事業」、「子ども・子育てを支援するための事業」、「地域の個性を活かしたまちづくりのための事業」の順となっております。

○**竹山美虎委員長** 山崎委員。

○**山崎翔一委員** 今、事業を3つお上げいただきましたけれども、金額のほうも併せてお願いできますでしょうか。

○**竹山美虎委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**坪真紀子市民部長** 寄附金額が多い3つの事業についての再度の御質疑にお答えいたします。

第1位の「スポーツの振興及び市民の交流を促進するための施設を整備する事業」につきましては1億837万7000円、第2位の「子ども・子育てを支援するための事業」は1786万5279円、第3位の「地域の個性を活かしたまちづくりのための事業」は1280万9429円となっております。

○**竹山美虎委員長** 山崎委員。

○**山崎翔一委員** ありがとうございます。スポーツが1億837万7000円ということで、大きく2位を引き離れた寄附金額となっているということが分かりました。

こちらの寄附金の用途を指定しない場合は、取扱いについてはどのようになるのでしょうか。また、令和元年度の指定なしが1214万5000円でしたが、これの使い道はどのようになったのでしょうか、御答弁をお願いします。

○**竹山美虎委員長** 答弁を求めます。市民部長。

○**坪真紀子市民部長** 応援していただきたい事業の指定がなかった寄附金の使い道についての御質疑にお答えいたします。

青森市ふるさと応援寄附制度実施要綱において、寄附金の使途の指定がない場合は市長が指定することとなっているため、市民部が主な取組を参考に選定し、決裁により決定しております。令和元年度は、「スポーツの振興及び市民の交流を促進するための施設を整備する事業」に充てております。

以上でございます。

○**竹山美虎委員長** 山崎委員。

○**山崎翔一委員** 前年度、令和元年度においては、事業指定しない場合はスポーツ

の振興の事業に充てるということでしたが、今年度はどのような用途になるのでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 令和2年度における応援していただきたい事業の指定がなかった寄附金の使い道についての再度の御質疑にお答えいたします。

令和2年度におきましても、先ほどの答弁と同様の扱いとして考えておりましたが、6月に新たに応援していただきたい事業として、「新型コロナウイルスに立ち向かう あおもり応援プロジェクト」を追加し、これを重点的にPRすることとしたことから、6月1日以降に受け入れた寄附金につきましてはこのあおもり応援プロジェクトに充てている状況であります。

○竹山美虎委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 今年度は、6月1日以降は新型コロナウイルス対策の事業に充てるということでした。6月1日以降ということだったんですけれども、新型コロナウイルスという感染症の流行というものは、もっと、4月以降から発生していたものですから、もう少し早めていればよかったのかなと聞き取りの中で思いましたけれども、状況に応じて、このように事業の指定先を適宜変えていただけるとするのはとても理にかなった内容だなと思いました。

次の質疑に移りますが、令和元年度における人気のある主な進呈品の件数についてお示してください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。市民部長。

○坪真紀子市民部長 人気のある主な進呈品の件数についての再度の御質疑にお答えいたします。

本市では、市外にお住まいの1万円以上を寄附された個人の方に対し、お礼の品として、本市の魅力をPRする特産品等を進呈しております。令和元年度における本市の進呈品には、リンゴ、サクランボ、米、トウモロコシなどの農産物をはじめ、カモなどの肉類、ホタテやイクラなどの水産加工品、津軽びいどろや藍染め製品などの工芸品など、全153品目を取り扱っております。令和元年度に取り扱った進呈品のうち、人気のありました主な進呈品目の件数につきましては、様々な品種があり、おいしいとの評判でリピーターも多いリンゴが1万1339件、例年安定的に人気の高いリンゴジュースが1146件、佐藤錦やサミットなどのサクランボが1071件、ブランド米の青天の霹靂が973件となっており、本市ならではの食品に人気が集まっております。また、食品以外では、県の伝統工芸品の認定を受けた津軽びいどろが1029件で、年々人気が高まっているところであります。

今後におきましても、全国の方々から応援していただけるよう、引き続き魅力ある進呈品の掘り起こしとラインナップの充実に努めてまいります。

○竹山美虎委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 これから要望を述べさせていただきます。

答弁の中で一番人気があったという返礼品がリンゴということで、1万件を超えているということでした。この返礼品のリストを見ますと、答弁の中にもありましたとおり、津軽びいどろとか、工芸品から衣服まで様々ありました。

ここで1つ私の持論なんですけれども、青森市の特色といたら、リンゴと、あと、ねぶただと私は思います。ただ、ねぶたを知らない世代というのが年々増えてきていると感じております。東京にいた頃、出会う人に青森の有名なものは何かと聞きますと、リンゴ、そして、大間のマグロと多くの方が答えます。ただ、ねぶたという言葉がなかなか私の世代から出る人が少なかった。テレビを見ない人が増えているということでも、ねぶたが青森市で行われていることを知らない人が増えているのではないかと思います。今年、ねぶた祭が中止となったことで、ねぶた師並びに飲食店やホテル等が影響を被っていますが、支援の取組としても、ねぶたに関わるグッズ、例えばねぶたのデザインされたシャツやタオルなども、生産者から問合せがあれば、もちろんですけれども、市のほうからもお話を持ちかけるよう働きかけてほしいと思います。

また、墓参りや墓掃除の代行や独り暮らし高齢者の見守り代行サービスというのがコロナにより需要が高まり、とあるふるさと納税のポータルサイトでは寄附金が例年より1.5倍ほど増えているということでした。既存の特産品はもとより、そうした世間の変化に対応した返礼品を追加するなどして、内容の充実に努めてほしいと思います。

次の項目に移りたいと思います。10款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費、AOMOR I マラソン大会開催負担金並びにあおもり桜マラソンについて質疑いたします。

令和元年7月に開催されたAOMOR I マラソン大会への青森市の負担金の決算額は96万3376円となっておりますが、今年度で開催予定となっていた第1回あおもり桜マラソンの市の負担金は幾らになりますでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 山崎委員からの第1回あおもり桜マラソンに対する市の負担金についての御質疑にお答えいたします。

あおもり桜マラソンは、市民のスポーツ人口の拡大や、体力向上及び健康増進につなげるとともに、マラソンを通じた交流促進による地域活性化を図ることを目的に、本年4月19日、公益財団法人日本陸上競技連盟公認のフルマラソンをメインとした本市のスポーツツーリズムの核となる大会として開催することとしていたものであります。しかしながら、本年3月23日に県内初の新型コロナウイルス感染者が確認されたことから、参加者及び大会関係者の健康と安全を最優先とし、開催を中止したものであります。

あおもり桜マラソンの開催に当たりましては、コース距離の延長により警備や運営スタッフの増加など、これまでと比べて、事業費が増加することが見込まれたと

ころであります。このため、参加料の増収や、より多くの企業に御協賛いただくなど、収入の確保を図ることとした上で、令和2年度当初予算において、市の負担金として1764万円を計上しているところであります。

○竹山美虎委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 今年のおおもり桜マラソンには、1764万円を計上しているということでした。それに対して——これはおおもり桜マラソンじゃなくて、フルマラソンになる前、ハーフマラソンのときのAOMORIマラソンの負担金の決算額96万3376円という金額はとても安いなという印象を持ちました。このフルマラソン化したことによって、コース延長に伴い、スタッフや警備の増加が理由ということで1764万円という経費がかかっているということでしたけれども、フルマラソン化したことによって、もちろんその大会の規模が大きくなると思うんですけども、申込者数の観点からこの効果、フルマラソン化による効果というものをお聞きしたいと思います。第1回おおもり桜マラソンは中止となりましたが、申込者の参加者数、県内、県外についてお知らせください。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 山崎委員からの第1回おおもり桜マラソンの県内、県外の参加申込者の割合についての再度の御質疑にお答えいたします。

第1回おおもり桜マラソンの参加申込者数と県内、県外の参加割合については、まず、フルマラソンにつきましては、1892人の申込みがあり、県内は736人、38.9%、県外は1156人の61.1%です。ハーフマラソンにつきましては、919人の申込みがあり、県内は556人、60.5%、県外は363人、39.5%となっております。最後、10キロメートルにつきましては、1114人の申込みがあり、県内は931人、83.6%、県外は183人、16.4%の合計で3925人となっております。

○竹山美虎委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 最後の合計者数のところを県内、県外でお示しいただけますでしょうか。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 再度の御質疑にお答えいたします。

3種類全ての県内、県外の割合ですけれども、県内が2223人の56.6%、県外が1702人の43.4%となっております。

○竹山美虎委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 全体を通して約4割の方が県外の方ということでした。

時間があるということなんで、経済部理事のほうからちょっと来年に向けて、このおおもり桜マラソンの実行について考えがあれば、見解をいただきたいと思います。

○竹山美虎委員長 答弁を求めます。経済部理事。

○百田満経済部理事 山崎委員からの来年度に向けてということでの再度の御質

疑にお答えさせていただきます。

来年度の大会につきましては、やはり今のこのコロナの感染症対策というのが大きな課題になっておりますので、まずは、他都市の状況とかを見ながら作業としては進めていきたいなと思っておりますけれども、現在、やるやらないということについては明言はできない状況であります。

○竹山美虎委員長 山崎委員。

○山崎翔一委員 明言はできないということでした。確かに今後、どのように変化、終息するのかどうかというところは分かりませんので、なかなかそれは難しいかと思いますが、次の議会、12月議会の際には開催の可否というものは決定しているかと思えます。

調べてみますと、湘南国際マラソン、大きいマラソンですけれども、こちらは、コースをフルマラソンに、種目を絞って、開催予定であったり、あとは、中止となる場所もオンラインということで、実際の場合、そこに集まるのではなくて、各自でアプリを使って計測して、大会を行うということで、各自治体が工夫をしてやっているということだったので、ぜひ青森市のほうも、ただ単に中止にするのではなくて、工夫をして、これだけ予算をかけているものなので、どうにか開催の方向で検討をしていただきたいと思います。

こちらのフルマラソンをしたことによって、前回、ハーフであったAOMORIマラソンのほうでは、県外客は、令和元年度では561名であったので、単純に比較をしますと、今回のあおもり桜マラソンの県外の申込者が1702名ということで、県外客が約3倍増えたということになります。そして、新しく新設しましたフルマラソン種目に際しては、2000人近い申込みに対して、県外の申込者が6割近い割合となっております。県外からのお客さんが増えることによって、市内を宿泊・観光される方が増えるということで、この増加率というものは、フルマラソン化、そして、開催時期の変更による大きな効果だと思います。

今年、残念ながら開催中止となりましたけれども、さっき言ったように、何とか工夫をして、開催の方向で検討していただきたいと思います。要望して、私の質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○竹山美虎委員長 以上で、本委員会に付託されました議案についての全質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案の採決の方法についてお諮りいたします。

採決の方法は、まず、議案第137号「決算の認定について」、議案第138号「決算の認定について」及び議案第140号「決算の認定について」の計3件について一括してお諮りし、次に、議案第139号「剰余金の処分及び決算の認定について」をお諮りしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**竹山美虎委員長** 御異議なしと認めます。

よって、採決の方法は以上のおりと決しました。

なお、反対が明確な議案については、一括採決いたしたいと思います。

それでは、本委員会に付託されました、まず、議案第137号「決算の認定について」、議案第138号「決算の認定について」及び議案第140号「決算の認定について」の計3件についてお諮りいたします。

議案第137号、議案第138号及び議案第140号の計3件については認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○**竹山美虎委員長** 山脇智委員、何号に御異議がありますか。

○**山脇智委員** 議案第137号に異議があります。

○**竹山美虎委員長** ほかに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**竹山美虎委員長** それでは、議案第137号について御異議がありますので、起立により採決いたします。

議案第137号については、認定すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○**竹山美虎委員長** 起立多数であります。

よって、議案第137号については、認定すべきものと決しました。

次に、ただいま決定されました議案第137号を除く各案件については、認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**竹山美虎委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第137号を除く各案件については、認定すべきものと決しました。

次に、議案第139号「剰余金の処分及び決算の認定について」をお諮りいたします。

本案については、剰余金の処分及び決算の認定が1つの議案として提出されていることから、原案のおり可決及び認定すべきかについてお諮りいたします。

議案第139号については、原案のおり可決及び認定すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**竹山美虎委員長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第139号については原案のおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託されました議案の審査は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

委員の皆さんには、2日間にわたり終始熱心に審査していただき、ありがとうございました。

また、理事者の皆さんにおかれましても、誠意ある御答弁をしていただき、本当にお疲れさまでした。

それでは、これもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

午後2時58分閉会